

PCB廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB特措法第19条第1項に規定する政令市全115自治体

〈調査の時期〉

平成28年2月

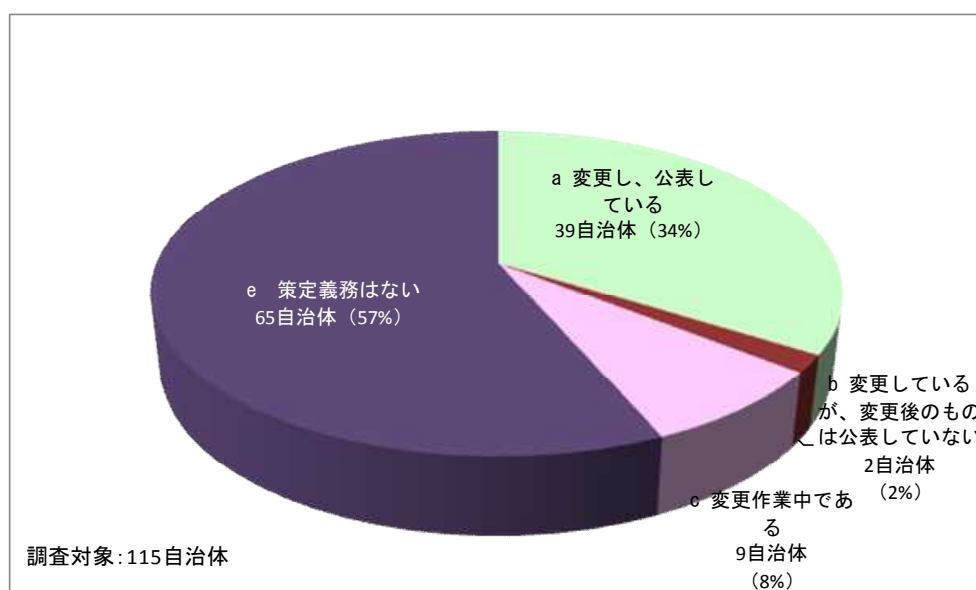
1. 都道府県市の処理計画、施設等について

(1) PCB廃棄物処理計画の変更について

① 貴都道府県市において、平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に即した、PCB特措法第7条第1項に基づくPCB廃棄物処理計画の変更状況についてご回答ください。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 変更し、既に公表している	39自治体
b 変更しているが、変更後のものは公表していない	2自治体
c 変更作業中である	9自治体
d 変更作業に着手していない	0自治体
e 策定義務はない	65自治体



PCB廃棄物特別措置法に基づき作成が必要な都道府県及び政令で定める市（豊田市、大阪市、北九州市）において作成されており、「変更作業に着手していない」と回答した自治体はなく、「変更している」が39自治体、「変更作業中」が9自治体であった。

②（①の回答が a、b、c の場合ご回答ください）その変更年月等（予定）についてご回答ください。

調査対象 50自治体

自治体名	変更作業後 未公表 (①の回答 がb)	変更作業中 (①の回答 がc)	②-1 変更（予定） 年月日	②-2 変更にあつたの パブリックコメントの 実施（予定）の有無	②-3 変更にあつた外部有識者へ の諮問（予定）の有無
001 北海道			平成27年3月	有	無
002 青森県			平成27年4月	無	無
003 岩手県			平成27年3月	無	無
004 宮城県			平成27年3月	無	有
005 秋田県			平成27年4月	無	無
006 山形県			平成27年3月	無	無
007 福島県			平成27年3月	無	福島県環境審議会へ報告
008 茨城県			平成27年3月	無	有
009 栃木県			平成27年12月	無	栃木県環境審議会へ報告
010 群馬県			平成27年3月	無	無
011 埼玉県			平成27年3月	無	無
012 千葉県			平成27年3月	有	無
013 東京都			平成27年3月	無	無
014 神奈川県			平成27年3月	有	有
015 新潟県			平成27年3月	有	有
016 富山県		○	平成28年3月	無	富山県環境審議会廃棄物専門 部会
017 石川県		○	平成28年6月下旬予定	無	有
018 福井県		○	平成28年度中	無	無
019 山梨県			平成27年3月	無	有
020 長野県			平成27年6月	有	無
021 岐阜県			平成27年2月	有	有 ※岐阜県環境審議会 報告事項
022 静岡県			平成27年5月14日公表	有	無
023 愛知県			平成27年6月	有	有
024 三重県		○	平成28年3月末	無	無
025 滋賀県		○	平成28年3月	有	有
026 京都府		○	平成28年3月予定	無	無
027 大阪府			平成27年12月	有	無
028 兵庫県		○	平成28年3月	有	有
029 奈良県			平成28年2月	有	奈良県環境審議会へ報告
030 和歌山県			平成27年9月	無	無
031 鳥取県		○		有	無
032 島根県			平成27年10月	無	無
033 岡山県			平成27年3月10日	無	有
034 広島県			平成27年8月	無	無
035 山口県			平成27年3月	無	無
036 徳島県	○		平成28年3月予定	無	無
037 香川県			平成26年12月	無	無
038 愛媛県			平成27年3月	無	無
039 高知県			平成27年1月	無	無
040 福岡県			平成27年4月	有	無
041 佐賀県			平成27年3月	無	無
042 長崎県		○	平成28年3月	無	無
043 熊本県			平成28年3月	無	無
044 大分県			平成27年3月	有	無
045 宮崎県	○		平成27年3月	無	無
046 鹿児島県			平成27年3月	無	無
047 沖縄県			平成27年3月	無	有
066 大阪市			平成27年12月	有	無
076 北九州市			平成27年3月	有	無
090 豊田市			平成27年10月	有	豊田市PCB処理安全監視委 員会への報告

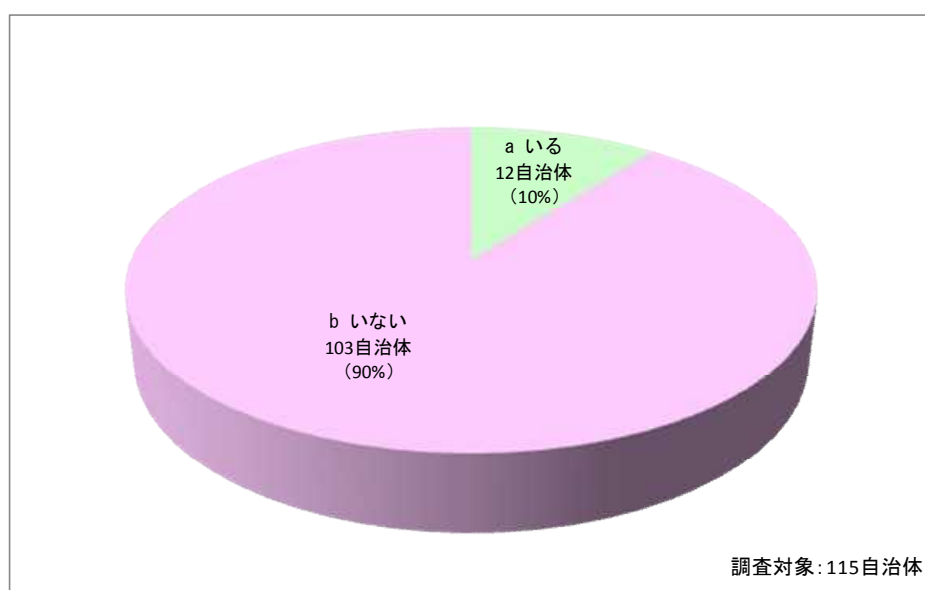
(2) 県知事許可施設について

貴都道府県市において、PCB廃棄物処理施設について廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた者はいますか（ただし、JESCOを除く）。

調査対象 115自治体

（前回調査（平成26年10月まで：以下同じ）は113自治体）

内 容	今回調査	前回調査
a いる	12自治体	14自治体
b いない	103自治体	99自治体



(3) 都道府県知事許可収集運搬事業者について

貴都道府県市において特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している事業者のうち、PCB廃棄物についての収集運搬の許可を有している事業者の数を教えてください。(平成27年12月31日現在)

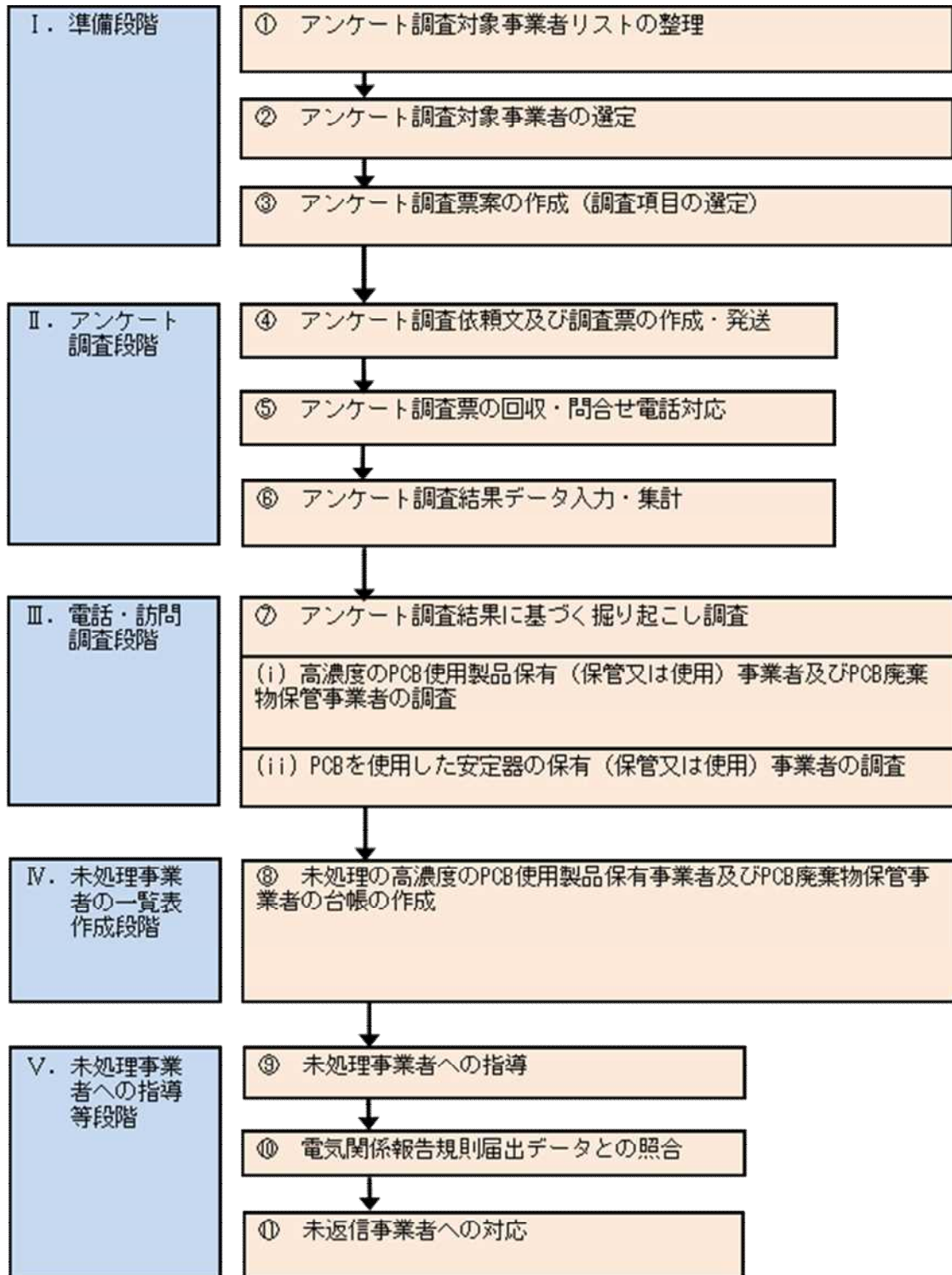
調査対象 115自治体

自治体名	高濃度のみ	低濃度のみ	高濃度 低濃度 両方	自治体名	高濃度のみ	低濃度のみ	高濃度 低濃度 両方	自治体名	高濃度のみ	低濃度のみ	高濃度 低濃度 両方
001 北海道	0	4	24	041 佐賀県	0	3	9	084 宇都宮市	0	0	0
002 青森県	0	4	14	042 長崎県	0	2	8	085 富山市	0	15	1
003 岩手県	0	7	14	043 熊本県	0	1	6	086 秋田市	0	0	1
004 宮城県	0	4	42	044 大分県	0	1	13	087 郡山市	0	0	0
005 秋田県	27	9	27	045 宮崎県	0	0	11	088 大分市	0	0	0
006 山形県	0	11	19	046 鹿児島県	0	3	10	089 松山市	0	0	2
007 福島県	0	25	23	047 沖縄県	0	0	17	090 豊田市	0	0	0
008 茨城県	0	25	13	050 旭川市	0	0	1	091 福山市	0	0	4
009 栃木県	0	0	41	051 札幌市	0	0	0	092 高知市	0	0	15
010 群馬県	0	40	12	052 函館市	0	0	1	093 宮崎市	0	0	0
011 埼玉県	0	22	41	054 仙台市	0	0	4	094 いわき市	0	3	0
012 千葉県	0	14	41	055 千葉市	0	0	0	095 長野市	0	0	1
013 東京都	0	29	51	056 横浜市	0	1	1	096 豊橋市	0	0	0
014 神奈川県	0	34	41	057 川崎市	0	0	4	097 高松市	0	0	2
015 新潟県	0	9	20	058 横須賀市	0	1	0	098 相模原市	0	0	0
016 富山県	0	15	20	059 新潟市	0	1	0	099 西宮市	0	0	0
017 石川県	0	6	8	060 金沢市	0	0	3	100 倉敷市	0	0	0
018 福井県	0	6	10	061 岐阜市	0	1	0	101 さいたま市	0	0	0
019 山梨県	0	7	21	062 静岡市	0	1	1	102 奈良市	0	0	0
020 長野県	0	8	24	063 浜松市	0	0	0	103 川越市	0	0	0
021 岐阜県	0	5	32	064 名古屋市	0	1	1	104 船橋市	0	0	0
022 静岡県	0	0	0	065 京都市	0	0	4	105 岡崎市	0	0	39
023 愛知県	0	22	8	066 大阪市	0	0	0	106 高槻市	0	0	0
024 三重県	0	20	31	067 堺市	0	0	0	108 青森市	0	0	2
025 滋賀県	0	9	29	068 東大阪市	0	0	0	109 八王子市	0	0	0
026 京都府	0	13	23	069 神戸市	0	3	1	110 盛岡市	0	1	0
027 大阪府	0	12	53	070 姫路市	0	0	0	111 柏市	0	0	0
028 兵庫県	10	25	16	071 尼崎市	0	0	0	112 久留米市	0	0	0
029 奈良県	0	0	0	072 和歌山市	0	0	0	114 前橋市	0	0	0
030 和歌山県	0	29	17	073 広島市	0	0	0	115 大津市	0	0	0
031 鳥取県	0	31	20	074 呉市	0	0	0	116 高崎市	0	0	1
032 島根県	0	4	14	075 下関市	0	0	0	118 豊中市	0	0	0
033 岡山県	0	58	23	076 北九州市	0	1	1	119 那覇市	0	0	1
034 広島県	0	10	32	077 福岡市	0	0	1	120 枚方市	0	0	0
035 山口県	0	5	35	078 大牟田市	0	1	0	121 越谷市	0	0	0
036 徳島県	0	5	16	079 長崎市	0	0	1				
037 香川県	0	12	16	080 佐世保市	0	0	0				
038 愛媛県	0	35	15	081 熊本市	0	0	0				
039 高知県	0	1	12	082 鹿児島市	0	0	2				
040 福岡県	0	9	27	083 岡山市	0	2	2	合計	37	626	1096

2. 掘り起こし調査の実施について

参考：掘り起こし調査のフロー

(未処理のPCB 使用製品及びPCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル(第1版)より引用、以下マニュアルという。)



(1) 事業者への掘り起こし調査（マニュアルに基づくもの）の実施について

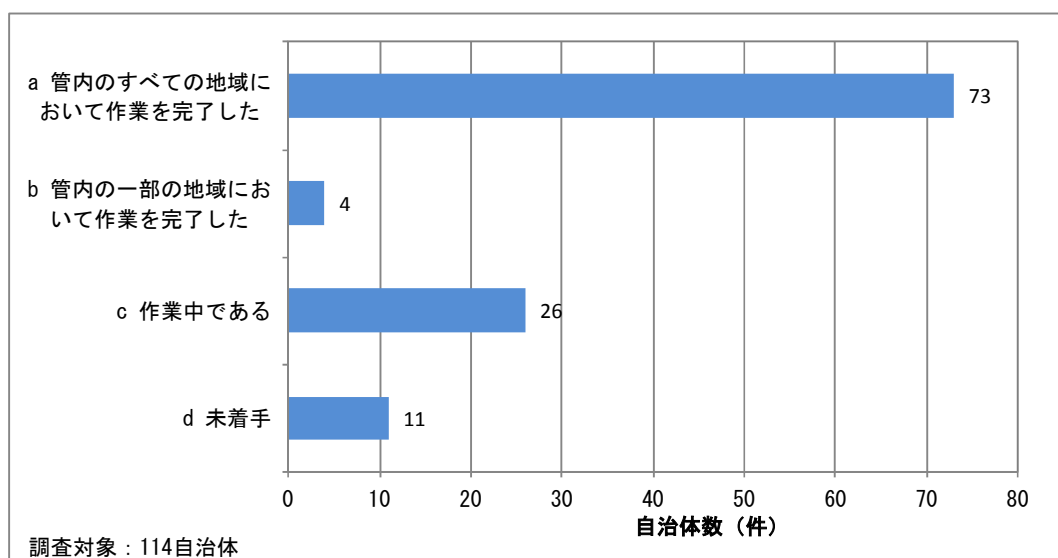
① 貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成27年12月31日時点での上記の調査工程ごとの実施状況についてご回答ください。

なお、調査対象は、「独自の掘り起こし調査」を既に終えている北九州市を除外した114自治体とした。

I. 準備段階の作業状況

調査対象 114自治体

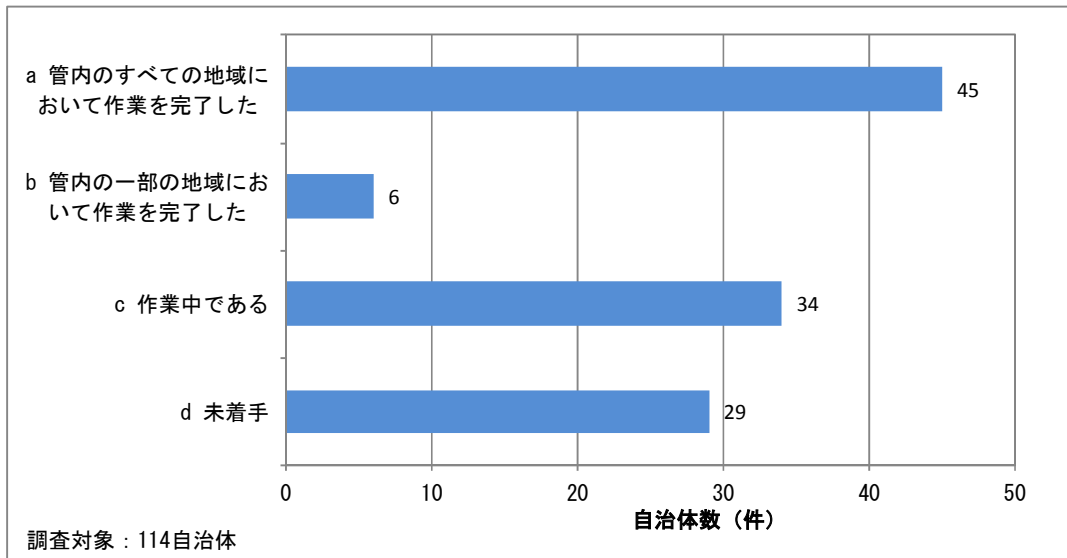
内 容	今回調査
a 管内のすべての地域において作業を完了した	73自治体
b 管内の一部の地域において作業を完了した	4自治体
c 作業中である	26自治体
d 未着手	11自治体



II. アンケート調査段階の作業状況

調査対象 114自治体

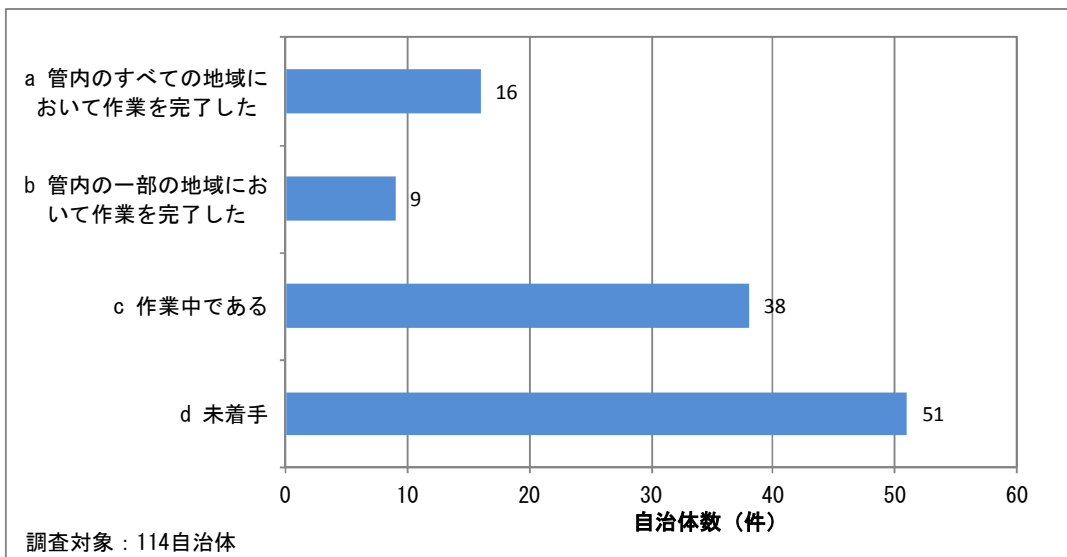
内 容	今回調査
a 管内のすべての地域において作業を完了した	45自治体
b 管内の一部の地域において作業を完了した	6自治体
c 作業中である	34自治体
d 未着手	29自治体



Ⅲ. 電話・訪問調査段階の作業状況

調査対象 114自治体

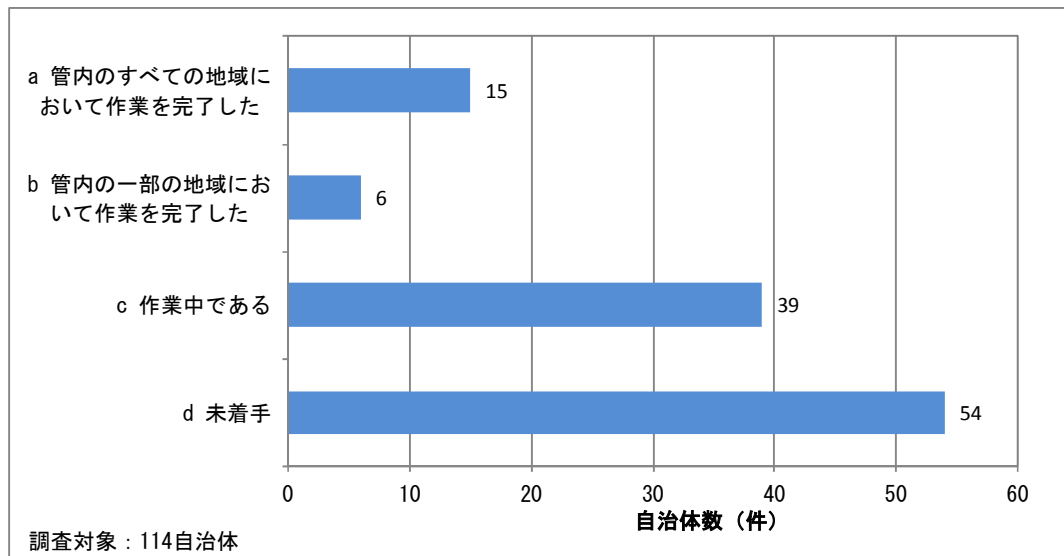
内 容	今回調査
a 管内のすべての地域において作業を完了した	16自治体
b 管内の一部の地域において作業を完了した	9自治体
c 作業中である	38自治体
d 未着手	51自治体



IV. 未処理事業者の一覧表作成段階の作業状況

調査対象 114自治体

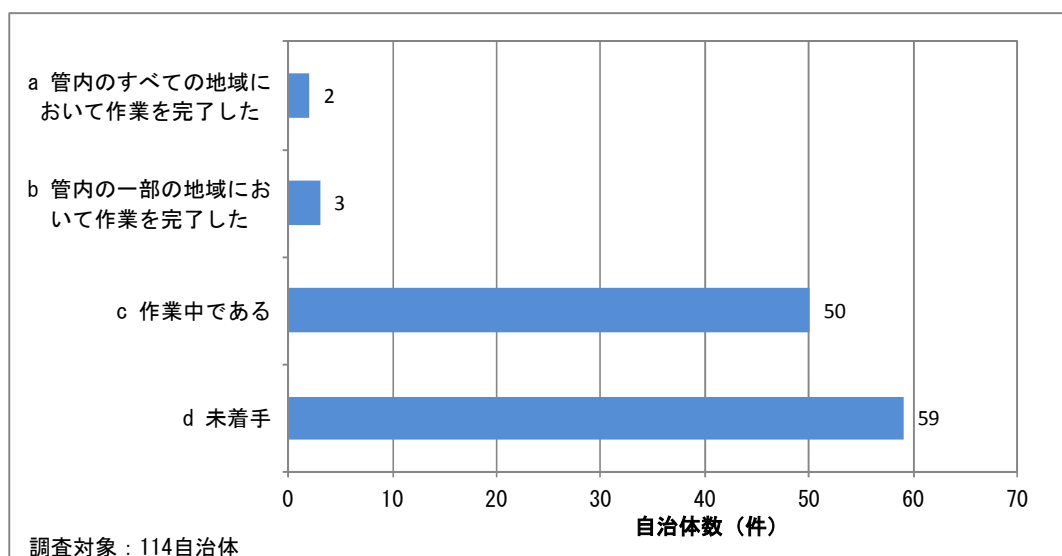
内 容	今回調査
a 管内のすべての地域において作業を完了した	15自治体
b 管内の一部の地域において作業を完了した	6自治体
c 作業中である	39自治体
d 未着手	54自治体



V. 未処理事業者への指導等段階の作業状況

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 管内のすべての地域において作業を完了した	2自治体
b 管内の一部の地域において作業を完了した	3自治体
c 作業中である	50自治体
d 未着手	59自治体



自治体名	準備段階の作業状況				自治体名	準備段階の作業状況			
	a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手		a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手
001 北海道	○				062 静岡市	○			
002 青森県			○		063 浜松市	○			
003 岩手県				○	064 名古屋市	○			
004 宮城県		○			065 京都市			○	
005 秋田県	○				066 大阪市	○			
006 山形県				○	067 堺市			○	
007 福島県	○				068 東大阪市			○	
008 茨城県			○		069 神戸市	○			
009 栃木県			○		070 姫路市	○			
010 群馬県			○		071 尼崎市	○			
011 埼玉県	○				072 和歌山市	○			
012 千葉県				○	073 広島市	○			
013 東京都	○				074 呉市	○			
014 神奈川県		○			075 下関市	○			
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市			○	
017 石川県			○		078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市			○	
019 山梨県	○				080 佐世保市	○			
020 長野県	○				081 熊本市			○	
021 岐阜県	○				082 鹿児島市	○			
022 静岡県			○		083 岡山市	○			
023 愛知県	○				084 宇都宮市	○			
024 三重県			○		085 富山市	○			
025 滋賀県	○				086 秋田市	○			
026 京都府		○			087 郡山市				○
027 大阪府	○				088 大分市	○			
028 兵庫県			○		089 松山市	○			
029 奈良県	○				090 豊田市	○			
030 和歌山県	○				091 福山市	○			
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県	○				093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市			○	
034 広島県	○				095 長野市	○			
035 山口県	○				096 豊橋市			○	
036 徳島県	○				097 高松市			○	
037 香川県	○				098 相模原市		○		
038 愛媛県	○				099 西宮市	○			
039 高知県			○		100 倉敷市	○			
040 福岡県				○	101 さいたま市	○			
041 佐賀県	○				102 奈良市	○			
042 長崎県			○		103 川崎市			○	
043 熊本県	○				104 船橋市				○
044 大分県	○				105 岡崎市	○			
045 宮崎県	○				106 高槻市	○			
046 鹿児島県	○				108 青森市				○
047 沖縄県	○				109 八王子市	○			
050 旭川市	○				110 盛岡市			○	
051 札幌市			○		111 柏市				○
052 函館市	○				112 久留米市	○			
054 仙台市	○				114 前橋市	○			
055 千葉市				○	115 大津市	○			
056 横浜市			○		116 高崎市	○			
057 川崎市				○	118 豊中市	○			
058 横須賀市	○				119 那覇市	○			
059 新潟市	○				120 枚方市	○			
060 金沢市			○		121 越谷市				○
061 岐阜市			○						
					計	73	4	26	11

自治体名	アンケート調査段階の作業状況				自治体名	アンケート調査段階の作業状況			
	a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手		a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手
001 北海道	○				062 静岡市	○			
002 青森県				○	063 浜松市			○	
003 岩手県				○	064 名古屋市			○	
004 宮城県		○			065 京都市				○
005 秋田県			○		066 大阪市	○			
006 山形県				○	067 堺市				○
007 福島県			○		068 東大阪市				○
008 茨城県				○	069 神戸市			○	
009 栃木県				○	070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市			○	
011 埼玉県			○		072 和歌山市			○	
012 千葉県				○	073 広島市	○			
013 東京都	○				074 呉市	○			
014 神奈川県			○		075 下関市				○
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市			○	
017 石川県			○		078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市				○
019 山梨県		○			080 佐世保市	○			
020 長野県			○		081 熊本市				○
021 岐阜県			○		082 鹿児島市	○			
022 静岡県				○	083 岡山市	○			
023 愛知県	○				084 宇都宮市	○			
024 三重県			○		085 富山市	○			
025 滋賀県			○		086 秋田市			○	
026 京都府		○			087 郡山市				○
027 大阪府		○			088 大分市	○			
028 兵庫県				○	089 松山市	○			
029 奈良県	○				090 豊田市	○			
030 和歌山県			○		091 福山市	○			
031 鳥取県	○				092 高知市			○	
032 島根県	○				093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市				○
034 広島県	○				095 長野市	○			
035 山口県	○				096 豊橋市				○
036 徳島県	○				097 高松市			○	
037 香川県	○				098 相模原市		○		
038 愛媛県			○		099 西宮市			○	
039 高知県			○		100 倉敷市	○			
040 福岡県				○	101 さいたま市			○	
041 佐賀県	○				102 奈良市	○			
042 長崎県				○	103 川崎市				○
043 熊本県	○				104 船橋市				○
044 大分県	○				105 岡崎市			○	
045 宮崎県	○				106 高槻市		○		
046 鹿児島県	○				108 青森市				○
047 沖縄県	○				109 八王子市			○	
050 旭川市			○		110 盛岡市				○
051 札幌市			○		111 柏市				○
052 函館市	○				112 久留米市	○			
054 仙台市			○		114 前橋市	○			
055 千葉市				○	115 大津市	○			
056 横浜市				○	116 高崎市	○			
057 川崎市				○	118 豊中市	○			
058 横須賀市			○		119 那覇市	○			
059 新潟市			○		120 枚方市			○	
060 金沢市			○		121 越谷市				○
061 岐阜市			○						
					計	45	6	34	29

自治体名	電話・訪問調査段階の作業状況				自治体名	電話・訪問調査段階の作業状況			
	a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手		a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手
001 北海道		○			062 静岡市			○	
002 青森県				○	063 浜松市				○
003 岩手県				○	064 名古屋市				○
004 宮城県		○			065 京都市		○		
005 秋田県			○		066 大阪市			○	
006 山形県				○	067 堺市				○
007 福島県				○	068 東大阪市				○
008 茨城県				○	069 神戸市				○
009 栃木県				○	070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市			○	
011 埼玉県			○		072 和歌山市			○	
012 千葉県				○	073 広島市			○	
013 東京都		○			074 呉市			○	
014 神奈川県				○	075 下関市				○
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市				○
017 石川県			○		078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市				○
019 山梨県		○			080 佐世保市			○	
020 長野県				○	081 熊本市				○
021 岐阜県				○	082 鹿児島市	○			
022 静岡県				○	083 岡山市		○		
023 愛知県			○		084 宇都宮市			○	
024 三重県				○	085 富山市	○			
025 滋賀県				○	086 秋田市			○	
026 京都府		○			087 郡山市				○
027 大阪府			○		088 大分市				○
028 兵庫県				○	089 松山市			○	
029 奈良県			○		090 豊田市			○	
030 和歌山県				○	091 福山市	○			
031 鳥取県			○		092 高知市				○
032 島根県		○			093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市				○
034 広島県			○		095 長野市				○
035 山口県			○		096 豊橋市				○
036 徳島県	○				097 高松市				○
037 香川県			○		098 相模原市			○	
038 愛媛県			○		099 西宮市			○	
039 高知県			○		100 倉敷市			○	
040 福岡県				○	101 さいたま市			○	
041 佐賀県			○		102 奈良市				○
042 長崎県				○	103 川崎市				○
043 熊本県			○		104 船橋市				○
044 大分県	○				105 岡崎市				○
045 宮崎県		○			106 高槻市			○	
046 鹿児島県			○		108 青森市				○
047 沖縄県	○				109 八王子市				○
050 旭川市			○		110 盛岡市				○
051 札幌市			○		111 柏市				○
052 函館市	○				112 久留米市	○			
054 仙台市			○		114 前橋市	○			
055 千葉市				○	115 大津市				○
056 横浜市				○	116 高崎市			○	
057 川崎市				○	118 豊中市				○
058 横須賀市				○	119 那覇市	○			
059 新潟市				○	120 枚方市			○	
060 金沢市				○	121 越谷市				○
061 岐阜市			○						
					計	16	9	38	51

自治体名	未処理事業者の一覧表作成段階の作業状況				自治体名	未処理事業者の一覧表作成段階の作業状況			
	a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手		a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手
001 北海道				○	062 静岡市			○	
002 青森県				○	063 浜松市				○
003 岩手県				○	064 名古屋市				○
004 宮城県		○			065 京都市				○
005 秋田県				○	066 大阪市		○		
006 山形県				○	067 堺市				○
007 福島県				○	068 東大阪市				○
008 茨城県				○	069 神戸市				○
009 栃木県				○	070 姫路市			○	
010 群馬県				○	071 尼崎市			○	
011 埼玉県			○		072 和歌山市				○
012 千葉県				○	073 広島市			○	
013 東京都				○	074 呉市			○	
014 神奈川県				○	075 下関市				○
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市				○
017 石川県			○		078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市				○
019 山梨県		○			080 佐世保市			○	
020 長野県			○		081 熊本市				○
021 岐阜県				○	082 鹿児島市	○			
022 静岡県				○	083 岡山市		○		
023 愛知県			○		084 宇都宮市				○
024 三重県				○	085 富山市	○			
025 滋賀県				○	086 秋田市			○	
026 京都府			○		087 郡山市				○
027 大阪府			○		088 大分市			○	
028 兵庫県				○	089 松山市	○			
029 奈良県			○		090 豊田市			○	
030 和歌山県				○	091 福山市	○			
031 鳥取県			○		092 高知市			○	
032 島根県		○			093 宮崎市	○			
033 岡山県			○		094 いわき市				○
034 広島県	○				095 長野市				○
035 山口県			○		096 豊橋市				○
036 徳島県	○				097 高松市				○
037 香川県			○		098 相模原市			○	
038 愛媛県		○			099 西宮市			○	
039 高知県			○		100 倉敷市			○	
040 福岡県				○	101 さいたま市			○	
041 佐賀県			○		102 奈良市			○	
042 長崎県				○	103 川越市				○
043 熊本県	○				104 船橋市				○
044 大分県	○				105 岡崎市				○
045 宮崎県	○				106 高槻市			○	
046 鹿児島県			○		108 青森市				○
047 沖縄県			○		109 八王子市				○
050 旭川市			○		110 盛岡市				○
051 札幌市			○		111 柏市				○
052 函館市	○				112 久留米市			○	
054 仙台市			○		114 前橋市				○
055 千葉市				○	115 大津市			○	
056 横浜市				○	116 高崎市			○	
057 川崎市				○	118 豊中市				○
058 横須賀市				○	119 那覇市	○			
059 新潟市				○	120 枚方市			○	
060 金沢市				○	121 越谷市				○
061 岐阜市				○					
計					15	6	39	54	

自治体名	未処理事業者への指導等段階の作業状況				自治体名	未処理事業者への指導等段階の作業状況			
	a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手		a 管内の全て完了	b 管内の一部完了	c 作業中	d 未着手
001 北海道			○		062 静岡市			○	
002 青森県				○	063 浜松市				○
003 岩手県				○	064 名古屋市				○
004 宮城県			○		065 京都市				○
005 秋田県				○	066 大阪市			○	
006 山形県				○	067 堺市				○
007 福島県				○	068 東大阪市				○
008 茨城県				○	069 神戸市				○
009 栃木県				○	070 姫路市			○	
010 群馬県				○	071 尼崎市			○	
011 埼玉県			○		072 和歌山市			○	
012 千葉県				○	073 広島市			○	
013 東京都			○		074 呉市			○	
014 神奈川県				○	075 下関市				○
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県			○		077 福岡市				○
017 石川県			○		078 大牟田市			○	
018 福井県			○		079 長崎市				○
019 山梨県			○		080 佐世保市			○	
020 長野県				○	081 熊本市				○
021 岐阜県				○	082 鹿児島市			○	
022 静岡県				○	083 岡山市	○			
023 愛知県			○		084 宇都宮市				○
024 三重県				○	085 富山市			○	
025 滋賀県				○	086 秋田市				○
026 京都府				○	087 郡山市				○
027 大阪府			○		088 大分市				○
028 兵庫県				○	089 松山市			○	
029 奈良県			○		090 豊田市			○	
030 和歌山県			○		091 福山市			○	
031 鳥取県			○		092 高知市				○
032 島根県	○				093 宮崎市			○	
033 岡山県			○		094 いわき市				○
034 広島県			○		095 長野市				○
035 山口県			○		096 豊橋市				○
036 徳島県	○				097 高松市				○
037 香川県			○		098 相模原市			○	
038 愛媛県			○		099 西宮市			○	
039 高知県			○		100 倉敷市			○	
040 福岡県				○	101 さいたま市				○
041 佐賀県			○		102 奈良市				○
042 長崎県				○	103 川崎市				○
043 熊本県			○		104 船橋市				○
044 大分県			○		105 岡崎市				○
045 宮崎県		○			106 高槻市			○	
046 鹿児島県				○	108 青森市				○
047 沖縄県			○		109 八王子市				○
050 旭川市			○		110 盛岡市				○
051 札幌市			○		111 柏市				○
052 函館市	○				112 久留米市			○	
054 仙台市				○	114 前橋市				○
055 千葉市				○	115 大津市			○	
056 横浜市				○	116 高崎市			○	
057 川崎市				○	118 豊中市				○
058 横須賀市				○	119 那覇市			○	
059 新潟市				○	120 枚方市			○	
060 金沢市				○	121 越谷市				○
061 岐阜市				○					
					計	2	3	50	59

② I～Vの作業の実施時期についてご回答ください。

自治体名	段階	作業状況	開始（予定）時期	完了（予定）時期	自治体名	段階	作業状況	開始（予定）時期	完了（予定）時期
001 北海道	I	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.3	011 埼玉県	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.8
	II	a 管内のすべて 完了	H26.3	H26.6		II	c 作業中	H27.8	H28.3
	III	b 管内の一部 完了	H26.9	H28.3		III	c 作業中	H27.12	H30.3
	IV	d 未着手	H28.4	H28.5		IV	c 作業中	H27.12	H30.3
	V	c 作業中	H26.9			V	c 作業中	H28.1	H30.3
002 青森県	I	c 作業中	H28.1	H28.3	012 千葉県	I	d 未着手	H28.4	H28.6
	II	d 未着手	H28.4	H29.3		II	d 未着手	H28.6	H28.8
	III	d 未着手	H29.4	H35.3		III	d 未着手	H28.7	H29.3
	IV	d 未着手	H28.8	H29.3		IV	d 未着手	H28.9	H28.11
	V	d 未着手	H29.4	H35.3		V	d 未着手	H28.9	H29.3
003 岩手県	I	d 未着手	H28.4	H29.3	013 東京都	I	a 管内のすべて 完了	H26.1	H27.9
	II	d 未着手	H28.4	H29.3		II	a 管内のすべて 完了	H26.3	H28.2
	III	d 未着手	H28.4	H29.3		III	b 管内の一部 完了	H26.11	
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H29.4	H33.3		V	c 作業中	H27.3	
004 宮城県	I	b 管内の一部 完了	H27.6	H27.8	014 神奈川県	I	b 管内の一部 完了	H27.4	H27.8
	II	b 管内の一部 完了	H27.8	H27.12		II	c 作業中	H27.9	H28.3
	III	b 管内の一部 完了	H27.8	H27.12		II	d 未着手	H28.6	H28.12
	IV	b 管内の一部 完了	H27.12	H27.12		III	d 未着手	H28.4	H29.3
	V	d 未着手	H28.3	H28.6		III	d 未着手	H29.4	H30.3
	I	c 作業中	H27.11	H28.2		IV	d 未着手	H28.4	H30.3
	II	d 未着手	H28.2	H28.6		V	d 未着手	H28.4	H30.3
	III	d 未着手	H28.2	H28.6					
	IV	d 未着手	H28.6	H28.7					
	V	d 未着手	H28.7	H29.3					
005 秋田県	I	a 管内のすべて 完了	H27.11	H27.12	015 新潟県	I	b 管内の一部 完了	H27.4	H27.6
	II	c 作業中	H27.12	H28.3		II	c 作業中	H27.7	H28.3
	III	c 作業中	H27.12	H28.3		III	c 作業中	H27.7	H28.3
	IV	d 未着手	H28.1	H28.3		IV	c 作業中	H27.7	H28.3
	V	d 未着手	H28.4	H31.3		V	c 作業中	H27.7	
006 山形県	I	d 未着手	H28.4	H29.3	016 富山県	I	d 未着手	H28.4	H28.6
	II	d 未着手	H29.4	H30.3		II	d 未着手	H28.7	H30.3
	III	d 未着手	H29.4	H30.3		III	d 未着手	H28.7	H30.3
	IV	d 未着手	H29.4	H30.3		IV	d 未着手	H28.7	H30.3
	V	d 未着手	H29.4	H34.3		V	d 未着手	H28.7	
007 福島県	I	a 管内のすべて 完了	H27.10	H27.12	017 石川県	I	c 作業中	H23.8	H30.3
	II	c 作業中	H27.12	H28.3		II	c 作業中	H23.8	H30.3
	III	d 未着手	H28.4	H31.3		III	c 作業中	H23.8	H30.3
	IV	d 未着手	H28.4	H31.3		IV	c 作業中	H23.8	H30.3
	V	d 未着手	H28.4	H31.3		V	c 作業中	H23.8	H30.3
008 茨城県	I	c 作業中	H27.4	H28.4	018 福井県	I	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.1
	II	d 未着手	H28.4	H28.8		II	a 管内のすべて 完了	H26.1	H26.7
	III	d 未着手	H28.8	H28.11		III	a 管内のすべて 完了	H26.9	H26.11
	IV	d 未着手	H28.12	H29.3		IV	a 管内のすべて 完了	H26.10	H27.1
	V	d 未着手	H29.4	H30.3		V	b 管内の一部 完了	H26.9	H26.12
009 栃木県	I	c 作業中	H27.4	H28.3	019 福井県	V	c 作業中	H28.1	H30.3
	II	d 未着手	H28.4	H29.3					
	III	d 未着手	H28.4	H29.3					
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3					
	V	d 未着手	H29.4						
010 群馬県	I	c 作業中	H27.10	H28.1					
	II	d 未着手	H28.2	H28.7					
	III	d 未着手	H28.7	H28.9					
	IV	d 未着手	H28.7	H28.9					
	V	d 未着手	H28.7						

自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期	自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期
019 山梨県	I	b 管内の一部 完了	H27. 3	H27. 6	028 兵庫県	I	c 作業中		H29. 3
	II	b 管内の一部 完了	H27. 8	H27. 9		II	d 未着手		
	III	c 作業中	H27. 8	H28. 3		III	d 未着手		
	IV	b 管内の一部 完了	H27. 9	H28. 3		IV	d 未着手		
	V					V	d 未着手		
020 長野県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 9	H27. 8	029 奈良県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 4	H27. 6
	II	c 作業中	H27. 8	H28. 1		II	a 管内のすべて 完了	H27. 8	H28. 2
	III	d 未着手				III	c 作業中	H28. 2	H31. 3
	IV	c 作業中	H27. 8			IV	c 作業中	H28. 2	H31. 3
	V	d 未着手				V	c 作業中	H28. 2	H31. 3
021 岐阜県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 12	H27. 12	030 和歌山県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 4	H27. 8
	II	c 作業中	H28. 2	H28. 7		II	c 作業中	H27. 8	H28. 3
	III	d 未着手	H28. 8	H33. 3		III	d 未着手	H27. 2	H28. 5
	IV	d 未着手	H28. 8	H33. 3		IV	d 未着手	H27. 2	H28. 9
	V	d 未着手	H28. 8	H33. 3		V	c 作業中	H27. 4	H33. 3
022 静岡県	I	c 作業中	H27. 10	H28. 5	031 鳥取県	I			
	II	d 未着手	H28. 6	H28. 9		II	a 管内のすべて 完了	H26. 2	H27. 8
	III	d 未着手	H28. 9	H28. 12		III	c 作業中	H27. 9	H29. 3
	IV	d 未着手	H28. 10	H29. 3		IV			
	V	d 未着手	H28. 10			V			
023 愛知県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 1	H26. 3	032 島根県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 1	H26. 2
	II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 8		II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 8
	III	c 作業中	H26. 9	H29. 3		III	b 管内の一部 完了	H26. 10	H30. 3
	IV	c 作業中	H26. 9	H29. 3		IV	b 管内の一部 完了	H27. 3	H30. 3
	V	c 作業中	H26. 9	H33. 3		V	b 管内の一部 完了	H26. 10	H31. 3
024 三重県	I	c 作業中	H27. 11	H28. 1	033 岡山県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 3
	II	c 作業中	H27. 12	H28. 3		II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 3
	III	d 未着手	H28. 1	H29. 3		II	a 管内のすべて 完了	H26. 10	H26. 11
	IV	d 未着手	H28. 1	H29. 3		III	a 管内のすべて 完了	H26. 10	H27. 1
	V	d 未着手	H28. 1	H30. 3		IV	c 作業中	H27. 4	H28. 3
025 滋賀県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 3	H28. 3	034 広島県	V	c 作業中	H26. 10	H29. 3
	II	c 作業中	H28. 3	H28. 6					
	II	d 未着手	H28. 8	H28. 11					
	II	d 未着手	H28. 12	H29. 2					
	III	d 未着手	H29. 7	H29. 12					
026 京都府	IV	d 未着手	H29. 12	H29. 12	035 山口県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 9	H26. 11
	V	d 未着手	H29. 12			II	a 管内のすべて 完了	H26. 11	H27. 7
						III	c 作業中	H27. 7	H29. 3
						IV	a 管内のすべて 完了	H27. 6	H27. 7
						V	c 作業中	H27. 8	H30. 9
	I	b 管内の一部 完了	H26. 10	H26. 11	036 徳島県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 1	H27. 1
	I	b 管内の一部 完了	H28. 2	H28. 2		II	a 管内のすべて 完了	H27. 1	H27. 2
	II	b 管内の一部 完了	H26. 12	H27. 1		III	a 管内のすべて 完了	H27. 2	H27. 2
	II	b 管内の一部 完了	H28. 3	H28. 4		IV	a 管内のすべて 完了	H27. 2	H27. 3
II	b 管内の一部 完了	H28. 8	H28. 9	V		a 管内のすべて 完了	H27. 2	H27. 3	
III	b 管内の一部 完了	H27. 1	H27. 2	037 香川県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 5	H27. 7	
III	b 管内の一部 完了	H28. 4	H28. 6		II	a 管内のすべて 完了	H27. 7	H27. 11	
III	b 管内の一部 完了	H28. 9	H28. 11		III	c 作業中	H27. 11	H30. 3	
IV	c 作業中	H27. 2	H29. 1		IV	c 作業中	H27. 11	H30. 3	
V	d 未着手	H29. 1	H29. 3		V	c 作業中	H27. 11	H30. 3	
027 大阪府	I	b 管内の一部 完了	H26. 4	H27. 1					
	I	a 管内のすべて 完了	H27. 4	H28. 1					
	II	b 管内の一部 完了	H27. 2	H27. 11					
	II	c 作業中	H28. 2	H28. 7					
	III	c 作業中	H27. 12	H29. 3					

自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期	自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期
038 愛媛県	I	a 管内のすべて 完了	H25. 7	H25. 8	047 沖縄県	I	a 管内のすべて 完了	H25. 12	H26. 1
	I	a 管内のすべて 完了	H27. 12	H27. 12		II	a 管内のすべて 完了	H26. 1	H26. 6
	II	b 管内の一部 完了	H25. 11	H26. 3		III	a 管内のすべて 完了	H26. 11	H27. 3
	II	b 管内の一部 完了	H26. 5	H26. 9		IV	a 管内のすべて 完了	H26. 11	H27. 3
	II	d 未着手	H28. 2			V	a 管内のすべて 完了	H26. 11	H27. 3
	III	c 作業中	H26. 4		050 旭川市	I	a 管内のすべて 完了	H27. 4	H27. 6
	IV	b 管内の一部 完了	H26. 4			II	c 作業中	H27. 6	H28. 10
	V	c 作業中	H26. 4			III	c 作業中	H27. 8	H28. 12
						IV	c 作業中	H28. 10	H28. 12
				V		c 作業中	H27. 8	H29. 3	
039 高知県	I	c 作業中			051 札幌市	I	c 作業中	H25. 4	H28. 12
	II	c 作業中				II	c 作業中	H25. 10	H29. 3
	III	c 作業中				III	c 作業中	H27. 10	H29. 12
	IV	c 作業中				IV	c 作業中	H30. 1	H30.
	V	c 作業中	H26. 1	H30.		V	c 作業中		
040 福岡県	I	d 未着手			052 函館市	I	a 管内のすべて 完了	H26. 1	H26. 2
	II	d 未着手				II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 7
	III	d 未着手				II	a 管内のすべて 完了	H26. 9	H27. 3
	IV	d 未着手				III	a 管内のすべて 完了	H26. 10	H27. 3
	V	d 未着手				IV	a 管内のすべて 完了	H26. 10	H27. 3
041 佐賀県	I	a 管内のすべて 完了	H27. 8	H27. 8	054 仙台市	I	a 管内のすべて 完了	H27. 4	H27. 7
	II	a 管内のすべて 完了	H27. 8	H27. 12		II	c 作業中	H27. 7	H28. 3
	III	c 作業中				II	c 作業中	H28. 1	
	IV	c 作業中				III	c 作業中	H28. 1	
	V	c 作業中				IV	d 未着手	H28. 4	
042 長崎県	I	c 作業中	H27. 11	H28. 1	055 千葉市	I	d 未着手	H29. 1	H29. 3
	II	d 未着手	H28. 2	H28. 7		II	d 未着手	H29. 4	H29. 10
	III	d 未着手	H28. 7	H29. 3		III	d 未着手	H29. 9	H29. 12
	IV	d 未着手	H28. 12	H29. 3		IV	d 未着手	H29. 10	H30. 1
	V	d 未着手	H28. 7			V	d 未着手	H29. 11	H30. 3
043 熊本県	I	a 管内のすべて 完了	H25. 12	H26. 3	056 横浜市	I	c 作業中	H27. 4	H28. 5
	II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 4		II	d 未着手	H28. 6	H30. 3
	III	c 作業中	H26. 9	H28. 3		III	d 未着手	H29. 4	H31. 3
	IV	c 作業中	H26. 9	H28. 2		IV	d 未着手	H29. 4	H31. 3
	V	c 作業中	H26. 9	H29. 3		V	d 未着手	H30. 4	H32. 3
044 大分県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 12	H26. 12	057 川崎市	I	d 未着手	H28. 4	H28. 7
	II	a 管内のすべて 完了	H27. 2	H27. 8		II	d 未着手	H28. 8	H28. 12
	III	a 管内のすべて 完了	H27. 8	H27. 12		III	d 未着手	H29. 1	H30. 3
	IV	a 管内のすべて 完了	H27. 8	H27. 12		IV	d 未着手	H29. 1	H30. 3
	V	c 作業中	H27. 8	H28. 3		V	d 未着手	H29. 1	H30. 3
	I	c 作業中	H28. 2	H28. 4	058 横須賀市	I	a 管内のすべて 完了	H27. 12	H28. 2
	II	d 未着手	H28. 4	H28. 6		II	c 作業中	H28. 2	H28. 3
	III	d 未着手	H28. 6	H28. 8		III	d 未着手	H28. 4	H29. 3
	IV	d 未着手	H28. 8	H28. 12		IV	d 未着手	H28. 4	H29. 3
	V	d 未着手	H28. 8	H28. 12		V	d 未着手	H28. 4	H29. 3
045 宮崎県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 3	059 新潟市	I	a 管内のすべて 完了	H27. 11	H27. 12
	II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 8		II	c 作業中	H27. 12	H28. 9
	III	b 管内の一部 完了	H26. 9	H28. 10		III	d 未着手	H28. 4	H28. 12
	IV	a 管内のすべて 完了	H26. 9	H26. 12		IV	d 未着手	H29. 1	H29. 3
	V	b 管内の一部 完了	H26. 9	H28. 10		V	d 未着手	H29. 4	
046 鹿児島県	I	a 管内のすべて 完了	H26. 1	H26. 2	060 金沢市	I	c 作業中		
	II	a 管内のすべて 完了	H26. 3	H26. 4		II	c 作業中		
	III	c 作業中		H29. 3		III	d 未着手		
	IV	c 作業中	H27. 11	H28. 2		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H28. 3	H29. 3		V	d 未着手		

自治体名	段階	作業状況	開始（予定）時期	完了（予定）時期	自治体名	段階	作業状況	開始（予定）時期	完了（予定）時期
061 岐阜市	I	c 作業中	H27.3	H28.3	072 和歌山市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.5
	II	c 作業中	H27.5	H30.3		II	c 作業中	H27.6	H30.3
	III	c 作業中	H27.5	H30.3		III	c 作業中	H27.6	H30.3
	IV	d 未着手	H30.4	H30.9		IV	d 未着手	H30.4	H30.5
	V	d 未着手	H30.10	H33.3		V	c 作業中	H27.6	H39.3
062 静岡市	I	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.3	073 広島市	I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H26.12
	II	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.12		II	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.5
	III	c 作業中	H27.4	H29.3		III	c 作業中	H27.7	
	IV	c 作業中	H28.1	H29.3		IV	c 作業中	H27.12	
	V	c 作業中	H28.1	H29.3		V	c 作業中	H27.7	
063 浜松市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.11	074 呉市	I	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.2
	II	c 作業中	H27.12	H28.3		I	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.8
	III	d 未着手	H28.4	H30.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.7
	IV	d 未着手	H28.4	H30.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.10
	V	d 未着手	H29.4	H32.3		III	c 作業中	H27.8	H30.12
064 名古屋市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.11	IV	c 作業中	H27.8	H30.12	
	II	c 作業中	H27.12	H28.3	V	c 作業中	H27.8	H30.12	
	III	d 未着手	H28.4	H29.3					
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3					
	V	d 未着手	H28.4	H30.3					
065 京都市	I	c 作業中	H27.12	H28.7	075 下関市	I	c 作業中	H27.11	H28.1
	II	d 未着手	H28.8	H28.10		II	d 未着手	H28.1	H28.2
	III	b 管内の一部 完了	H28.11	H29.3		III	d 未着手	H28.3	
	IV	d 未着手	H29.1	H29.5		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H29.4	H29.10		V	d 未着手		
066 大阪市	I	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.2	076 北九州市	掘り起こし調査は、市独自の調査で終了している			
	II	a 管内のすべて 完了	H26.3	H26.5					
	III	c 作業中	H26.10	H31.3					
	IV	b 管内の一部 完了	H26.10	H29.3					
	V	c 作業中	H26.10	H31.3					
067 堺市	I	c 作業中	H27.10	H28.2	077 福岡市	I	c 作業中	H27.11	H28.1
	II	d 未着手	H28.2	H28.4		II	c 作業中	H27.12	H28.6
	III	d 未着手	H28.5	H29.3		III	d 未着手	H28.7	H30.3
	IV	d 未着手	H29.4	H29.7		IV	d 未着手	H28.7	H30.3
	V	d 未着手	H29.7	H30.3		V	d 未着手	H28.7	H33.3
068 東大阪市	I	c 作業中	H28.4	H28.7	078 大牟田市	I	a 管内のすべて 完了	H26.1	H26.3
	II	d 未着手				II	a 管内のすべて 完了	H26.3	H26.7
	III	d 未着手				III	a 管内のすべて 完了	H26.8	H27.3
	IV	d 未着手				IV	a 管内のすべて 完了	H27.3	H27.4
	V	d 未着手				V	c 作業中	H27.4	H29.3
069 神戸市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.10	079 長崎市	I	c 作業中	H27.11	H28.1
	II	c 作業中	H27.11	H28.3		II	d 未着手	H28.2	H28.7
	III	d 未着手	H28.4	H29.3		III	d 未着手		
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H28.4	H34.3		V	d 未着手		
070 姫路市	I	a 管内のすべて 完了	H27.6	H27.8	080 佐世保市	I	a 管内のすべて 完了	H26.10	H27.1
	II	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.10		II	a 管内のすべて 完了	H26.2	H27.7
	III	a 管内のすべて 完了	H27.10	H28.1		III	c 作業中	H27.10	H28.3
	IV	c 作業中	H27.10	H28.3		IV	c 作業中	H28.4	H29.3
	V	c 作業中	H28.1	H29.3		V	c 作業中	H28.4	H29.3
071 尼崎市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.8	081 熊本市	I	c 作業中	H27.12	H28.1
	II	c 作業中	H27.9	H28.1		II	d 未着手	H28.2	H28.6
	III	c 作業中	H27.9	H28.		III	d 未着手	H28.7	H28.12
	IV	c 作業中	H27.9	H28.2		IV	d 未着手	H29.1	H29.1
	V	c 作業中	H27.9	H28.		V	d 未着手	H29.2	H31.3

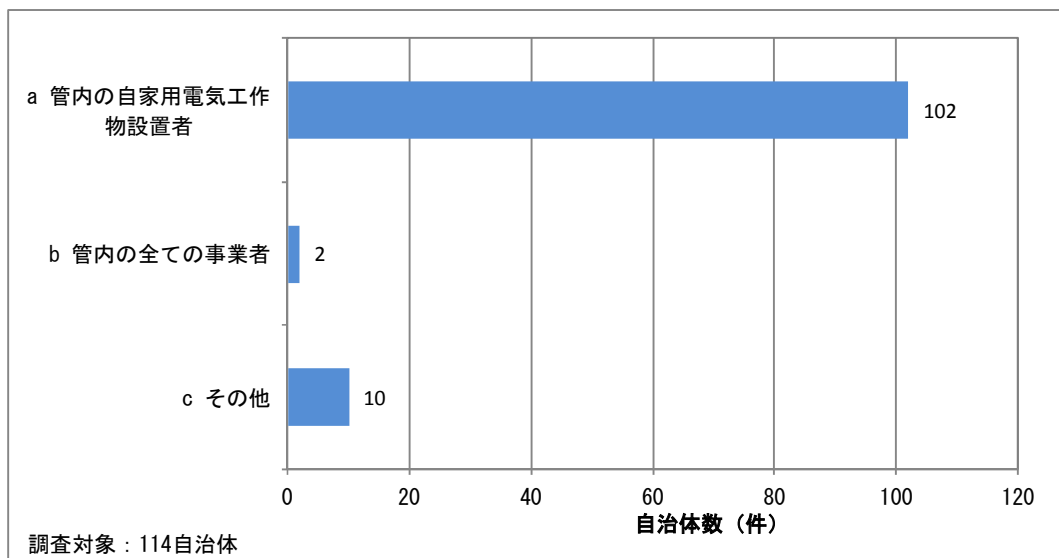
自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期	自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期
082 鹿児島市	I	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.3	092 高知市	I	a 管内のすべて 完了	H27.6	H27.10
	II	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.6		II	c 作業中	H27.10	H28.3
	III	a 管内のすべて 完了	H26.8	H27.2		III	d 未着手	H28.4	H29.3
	IV	a 管内のすべて 完了	H26.8	H27.2		IV	c 作業中	H27.10	H29.3
	V	c 作業中	H26.8	H29.8		V	d 未着手	H28.4	H31.3
083 岡山市	I	a 管内のすべて 完了			093 宮崎市	I	a 管内のすべて 完了	H25.12	H26.2
	II	a 管内のすべて 完了				I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H27.2
	III	b 管内の一部 完了	H26.8	H29.3		II	a 管内のすべて 完了	H26.2	H26.7
	IV	b 管内の一部 完了	H26.8	H29.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.6
	V	b 管内の一部 完了	H26.8	H29.3		III	a 管内のすべて 完了	H26.9	H26.10
084 宇都宮市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.5	094 いわき市	III	a 管内のすべて 完了	H27.10	H27.12
	II	a 管内のすべて 完了	H27.6	H27.11		IV	a 管内のすべて 完了	H27.12	H28.2
	III	c 作業中	H27.12	H28.11		V	c 作業中	H27.12	H30.3
	IV	d 未着手	H28.12	H29.3					
	V	d 未着手	H29.4						
085 富山市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.8	095 長野市	I	c 作業中	H28.1	H29.3
	II	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.11		II	d 未着手	H29.4	H29.9
	III	a 管内のすべて 完了	H27.9	H27.12		III	d 未着手	H29.10	H30.3
	IV	a 管内のすべて 完了	H27.12	H27.12		IV	d 未着手	H29.10	H30.3
	V	c 作業中	H28.1			V	d 未着手	H30.4	
086 秋田市	I	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.10	096 豊橋市	I	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.10
	II	c 作業中	H27.10	H28.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.10	H28.2
	III	c 作業中	H27.10	H28.3		III	d 未着手	H28.	
	IV	c 作業中	H27.10	H28.3		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H28.4	H33.3		V	d 未着手		
087 郡山市	I	d 未着手	H28.4	H28.6	097 高松市	I	c 作業中	H27.12	H28.7
	II	d 未着手	H28.6	H28.8		II	d 未着手	H27.8	H28.9
	III	d 未着手	H28.10	H31.3		III	d 未着手	H28.10	H28.11
	IV	d 未着手	H28.4	H31.3		IV	d 未着手	H28.12	H29.1
	V	d 未着手	H31.4			V	d 未着手	H29.2	H29.3
088 大分市	I	a 管内のすべて 完了	H27.10	H27.11	098 相模原市	I	c 作業中	H27.11	H28.2
	II	a 管内のすべて 完了	H27.11	H27.12		II	c 作業中	H28.2	H28.7
	III	d 未着手	H28.3	H28.6		III	d 未着手	H28.8	H31.3
	IV	c 作業中	H28.2	H28.4		IV	d 未着手	H28.8	H31.3
	V	d 未着手	H28.4	H28.6		V	d 未着手	H28.8	H31.3
089 松山市	I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H27.2	099 西宮市	I	b 管内の一部 完了	H27.9	H27.10
	II	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.6		II	b 管内の一部 完了	H27.11	H27.12
	III	c 作業中	H27.7	H28.3		III	c 作業中	H28.2	H28.2
	IV	a 管内のすべて 完了	H27.12	H28.1		IV	c 作業中	H28.2	
	V	c 作業中	H28.1	H29.3		V	c 作業中	H28.2	
090 豊田市	I	a 管内のすべて 完了	H26.2	H26.2	100 倉敷市	I	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.1
	II	a 管内のすべて 完了	H26.2	H26.7		II	a 管内のすべて 完了	H27.1	H28.3
	III	c 作業中	H26.8	H28.3		III	c 作業中	H27.1	H28.3
	IV	c 作業中	H26.8	H28.3		IV	c 作業中	H27.1	H28.3
	V	c 作業中	H26.8	H29.3		V	c 作業中	H27.1	H29.3
091 福山市	I	a 管内のすべて 完了	H26.1	H26.1	101 さいたま市	I	a 管内のすべて 完了	H26.1	H26.3
	I	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.1		II	a 管内のすべて 完了	H26.3	H26.6
	II	a 管内のすべて 完了	H26.1	H26.7		III	c 作業中	H26.12	H29.3
	II	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.6		IV	c 作業中	H26.6	H29.3
	III	a 管内のすべて 完了	H26.8	H27.3		V	c 作業中	H26.6	H29.3
	III	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.12	I	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.3	
	IV	a 管内のすべて 完了	H28.1	H28.1	II	c 作業中	H27.4	H28.8	
	V	c 作業中	H28.2	H30.3	III	c 作業中	H27.4	H29.3	
					IV	c 作業中	H27.4	H29.3	
					V	d 未着手	H28.4	H30.3	

自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期	自治体名	段階	作業状況	開始(予定)時期	完了(予定)時期
102 奈良市	I	a 管内のすべて 完了	H26.4	H27.3	114 前橋市	I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H27.1
	II	a 管内のすべて 完了	H27.4	H28.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.3
	III	d 未着手	H28.4	H29.3		III	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.6
	IV	c 作業中	H29.4	H30.3		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H30.4	H31.3		V	d 未着手		
103 川越市	I	c 作業中	H27.9		115 大津市	I	a 管内のすべて 完了	H27.9	H27.9
	II	d 未着手	H28.			II	a 管内のすべて 完了	H27.10	H27.10
	III	d 未着手	H28.			III	d 未着手	H28.1	H28.12
	IV	d 未着手	H28.			IV	c 作業中	H28.1	H29.3
	V	d 未着手	H29.			V	c 作業中	H28.1	H29.3
104 船橋市	I	d 未着手	H28.4	H28.5	116 高崎市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.10
	II	d 未着手	H28.6	H28.7		II	a 管内のすべて 完了	H27.11	H28.2
	III	d 未着手	H28.7	H28.8		III	c 作業中	H28.2	未定
	IV	d 未着手	H28.8	H28.8		IV	c 作業中	未定	未定
	V	d 未着手	H28.9	H28.11		V	c 作業中	未定	未定
105 岡崎市	I	a 管内のすべて 完了	H27.7	H27.10	118 豊中市	I	a 管内のすべて 完了	H27.6	H27.11
	II	c 作業中	H27.11	H28.3		II	a 管内のすべて 完了	H27.11	H28.2
	III	d 未着手	H28.4	H30.3		III	d 未着手		
	IV	d 未着手	H28.4	H30.3		IV	d 未着手		
	V	d 未着手	H28.4	H30.3		V	d 未着手		
106 高槻市	I	a 管内のすべて 完了	H26.3	H27.8	119 那覇市	I	a 管内のすべて 完了	H27.1	H27.1
	II	b 管内の一部 完了	H27.8	H27.10		II	a 管内のすべて 完了	H27.2	H27.6
	III	c 作業中	H27.10	未定		III	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.12
	IV	c 作業中	H27.10	未定		IV	a 管内のすべて 完了	H28.1	H28.1
	V	c 作業中	H27.10	未定		V	c 作業中		
108 青森市	I	d 未着手	H28.4	H29.3	120 枚方市	I	a 管内のすべて 完了	H27.4	H27.7
	II	d 未着手	H28.4	H29.3		II	c 作業中	H27.8	H28.1
	III	d 未着手	H28.4	H29.3		III	c 作業中	H27.8	H28.1
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3		IV	c 作業中	H27.8	H28.1
	V	d 未着手	H29.4	H32.3		V	c 作業中	H27.8	H28.1
109 八王子市	I	a 管内のすべて 完了	H27.12	H27.12	121 越谷市	I	d 未着手	H28年度以降	
	II	c 作業中	H28.1	H28.3		II	d 未着手	H28年度以降	
	III	d 未着手	H28.4	H29.3		III	d 未着手	H28年度以降	
	IV	d 未着手	H28.4	H29.3		IV	d 未着手	H28年度以降	
	V	d 未着手	H28.4	H29.3		V	d 未着手	H28年度以降	
110 盛岡市	I	c 作業中	H27.4	H29.3	111 柏市	I	d 未着手	H28.4	H29.3
	II	d 未着手	H29.4	H30.3		II	d 未着手	H28.4	H29.3
	III	d 未着手	H30.4	H31.3		III	d 未着手	H28.4	H29.3
	IV	d 未着手	H31.4	H32.3		IV	d 未着手	H28.4	H29.3
	V	d 未着手	H32.4	H33.3		V	d 未着手	H28.4	H29.3
112 久留米市	I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H26.12	112 久留米市	I	a 管内のすべて 完了	H26.12	H26.12
	II	a 管内のすべて 完了	H26.12	H27.6		II	a 管内のすべて 完了	H26.12	H27.6
	III	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.12		III	a 管内のすべて 完了	H27.8	H27.12
	IV	c 作業中	H28.1	H28.1		IV	c 作業中	H28.1	H28.1
	V	c 作業中	H27.8	H29.3		V	c 作業中	H27.8	H29.3

③ 掘り起こし調査の対象事業者について、ご回答ください。

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 管内の自家用電気工作物設置者	102自治体
b 管内の全ての事業者	2自治体
c その他	10自治体



④ 掘り起こし調査について、調査対象事業所数、調査票未達事業所数及び回答が得られた事業所数をご記入ください。

自治体名	作業中 or 未着手	調査対象 事業所数	調査票未達 事業所数	有効調査 事業所数	調査票 未達率	回答が得ら れた 事業所数	未返信 事業所数	回収率
001 北海道		24512	2262	22250	9.2	12553	9697	56.4
002 青森県		7359		7359	0		7359	0
003 岩手県	○			0			0	
004 宮城県		998	48	950	4.8	539	411	56.7
005 秋田県		5463	222	5241	4.1	4322	919	82.5
006 山形県	○			0			0	
007 福島県	○	9207		9207	0		9207	0
008 茨城県	○			0			0	
009 栃木県	○			0			0	
010 群馬県	○			0			0	
011 埼玉県		28118	3159	24959	11.2	15151	9808	60.7
012 千葉県		22590		22590	0		22590	0
013 東京都		72665	17561	55104	24.2	34426	20678	62.5
014 神奈川県		7094	814	6280	11.5		6280	0
015 新潟県		2492	317	2175	12.7	1576	599	72.5
016 富山県		4722	78	4644	1.7	3640	1004	78.4
017 石川県		6103		6103	0		6103	0
018 福井県		7618	651	6967	8.5	3711	3256	53.3
019 山梨県		1842	159	1683	8.6	681	1002	40.5
020 長野県		15474	1053	14421	6.8	8817	5604	61.1
021 岐阜県		13768		13768	0		13768	0
022 静岡県	○			0			0	
023 愛知県		28000	2000	26000	7.1	14000	12000	53.8
024 三重県		12468	1306	11162	10.5	5730	5432	51.3
025 滋賀県	○	7070		7070	0		7070	0
026 京都府		100	9	91	9	91	0	100
027 大阪府		1888	350	1538	18.5	589	949	38.3
028 兵庫県	○			0			0	
029 奈良県		5996	311	5685	5.2	4405	1280	77.5
030 和歌山県		3386	304	3082	9	1595	1487	51.8
031 鳥取県		3795	417	3378	11	2007	1371	59.4
032 島根県		5943	621	5322	10.4	3178	2144	59.7
033 岡山県		6249	600	5649	9.6	4344	1305	76.9
034 広島県		7816	392	7424	5	5149	2275	69.4
035 山口県		6803	986	5817	14.5	3166	2651	54.4
036 徳島県		60	0	60	0	52	8	86.7
037 香川県		5001	150	4851	3	3033	1818	62.5
038 愛媛県		6283	121	6162	1.9	2497	3665	40.5
		5943	221	5722	3.7	2081	3641	36.4
039 高知県		3365	312	3053	9.3	1554	1499	50.9
040 福岡県	○			0			0	

自治体名	作業中 or 未着手	調査対象 事業数	調査票未達 事業所数	有効調査 事業所数	調査票 未達率	回答が得ら れた 事業所数	未返信 事業所数	回収率
041 佐賀県		46	6	40	13	40	0	100
042 長崎県	○	4593		4593	0		4593	0
043 熊本県		7693	766	6927	10	3903	3024	56.3
		2970	125	2845	4.2	1408	1437	49.5
044 大分県		5110	321	4789	6.3	2693	2096	56.2
045 宮崎県		5672	616	5056	10.9	2961	2095	58.6
046 鹿児島県		8678	991	7687	11.4	4450	3237	57.9
047 沖縄県		6140	1246	4894	20.3	2129	2765	43.5
		2686	127	2559	4.7	1118	1441	43.7
050 旭川市		2020	17	2003	0.8	1425	578	71.1
051 札幌市		40854	3701	37153	9.1	19355	17798	52.1
052 函館市		1642	111	1531	6.8	816	715	53.3
054 仙台市		6435	626	5809	9.7	3770	2039	64.9
055 千葉市	○			0			0	
056 横浜市	○			0			0	
057 川崎市	○			0			0	
058 横須賀市	○			0			0	
059 新潟市	○	712	0	712	0	619	93	86.9
060 金沢市	○	3532		3532	0		3532	0
061 岐阜市		1395	93	1302	6.7	615	687	47.2
062 静岡市		2762	263	2499	9.5	1957	542	78.3
063 浜松市		4397	296	4101	6.7		4101	0
064 名古屋市		9904	896	9008	9	4000	5008	44.4
065 京都市		40	30	10	75	9	1	90
066 大阪市		26267	6725	19542	25.6	9170	10372	46.9
067 堺市	○			0			0	
068 東大阪市	○	3600		3600	0		3600	0
069 神戸市		9014	1598	7416	17.7	4738	2678	63.9
070 姫路市		3682	533	3149	14.5	2332	817	74.1
071 尼崎市		1376	110	1266	8	710	556	56.1
072 和歌山市		756	52	704	6.9	443	261	62.9
073 広島市		5518	734	4784	13.3	2628	2156	54.9
074 呉市		1360	150	1210	11	665	545	55
		675	10	665	1.5	296	369	44.5
075 下関市	○			0			0	
076 北九州市		市独自の調査で終了している						
077 福岡市	○			0			0	
078 大牟田市		706	54	652	7.6	412	240	63.2
079 長崎市	○	1905		1905	0		1905	0
080 佐世保市		1223	132	1091	10.8	624	467	57.2
081 熊本市	○	3283		3283	0		3283	0
082 鹿児島市		3242	296	2946	9.1	1721	1225	58.4
083 岡山市		4726	487	4239	10.3	2132	2107	50.3

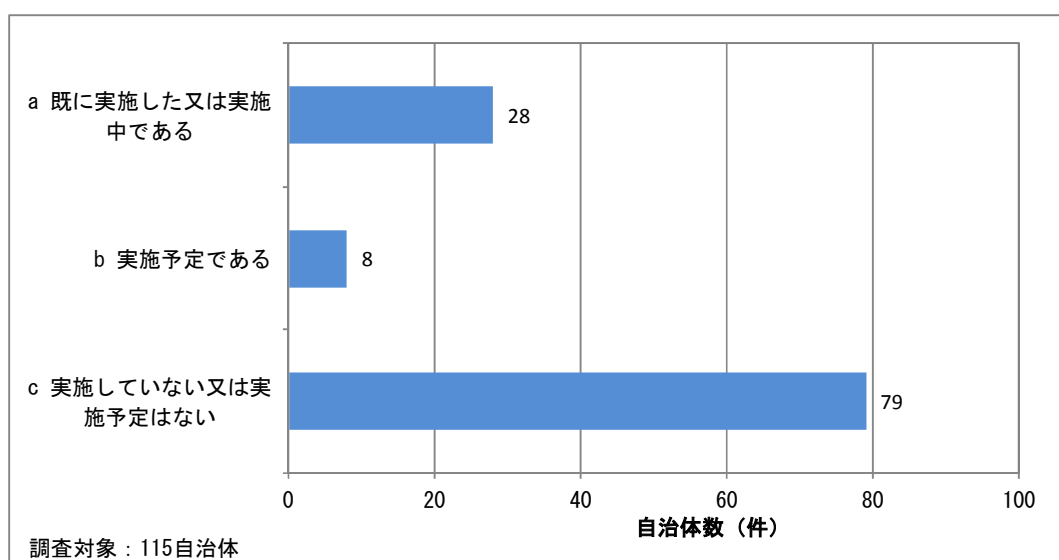
自治体名	作業中 or 未着手	調査対象 事業数	調査票未達 事業所数	有効調査 事業所数	調査票 未達率	回答が得ら れた 事業所数	未返信 事業所数	回収率
084 宇都宮市		3127	443	2684	14.2	2061	623	76.8
085 富山市		3269	39	3230	1.2	2608	622	80.7
086 秋田市	○	2089		2089	0		2089	0
087 郡山市	○			0			0	
088 大分市		577	7	570	1.2	330	240	57.9
089 松山市		2242	159	2083	7.1	1064	1019	51.1
090 豊田市		2759	164	2595	5.9	2072	523	79.8
091 福山市		3843	392	3451	10.2	1726	1725	50
		1693	58	1635	3.4	870	765	53.2
		97	12	85	12.4	39	46	45.9
092 高知市		1691	142	1549	8.4	734	815	47.4
093 宮崎市		2575	343	2232	13.3	1768	464	79.2
094 いわき市	○			0			0	
095 長野市		2057	171	1886	8.3	1441	445	76.4
096 豊橋市	○	2706		2706	0		2706	0
097 高松市	○	3084		3084	0		3084	0
098 相模原市		811	54	757	6.7	386	371	51
099 西宮市		2077	180	1897	8.7	1659	238	87.5
100 倉敷市		3095	284	2811	9.2	1457	1354	51.8
101 さいたま市		5464	825	4639	15.1	2562	2077	55.2
102 奈良市		5228	344	4884	6.6	1764	3120	36.1
103 川越市	○			0			0	
104 船橋市	○	2270		2270	0		2270	0
105 岡崎市		1233	69	1164	5.6	649	515	55.8
106 高槻市		975	160	815	16.4	432	383	53
108 青森市	○			0			0	
109 八王子市	○	2725		2725	0		2725	0
110 盛岡市	○			0			0	
111 柏市	○	1650		1650	0		1650	0
112 久留米市		1823	158	1665	8.7	967	698	58.1
114 前橋市		1922	85	1837	4.4	1208	629	65.8
115 大津市		1282	111	1171	8.7	676	495	57.7
116 高崎市		1999	111	1888	5.6	1061	827	56.2
118 豊中市		802	72	730	9	384	346	52.6
119 那覇市		1278	204	1074	16	543	531	50.6
120 枚方市		1547	80	1467	5.2	1036	431	70.6
121 越谷市	○			0			0	

(2) 事業者への掘り起こし調査（上記マニュアルに基づかない独自のもの）の実施について

① 貴都道府県市において、上記マニュアルに基づかない独自の調査を行いましたか又は行う予定はありますか。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 既に実施した又は実施中である	28自治体
b 実施予定である	8自治体
c 実施していない又は実施予定はない	79自治体



② (①の回答が a、b の場合ご回答ください) 調査方法についてご記入ください。

(具体的な方法・内容)

- ・平成24年度に道内の日本海沿岸、太平洋沿岸地域においてアンケート調査により実施。
- ・平成21年から平成23年にかけて国の地域グリーンニューディール基金により、東北電気保安協会に調査を委託し、訪問等により調査を実施した。
- ・調査票を作成し、県ホームページに掲載するとともに、各種講習会等を通じて配布し、啓発活動を行いながら自主的な調査を促すもの。
- ・専門の嘱託職員を設置し、上記Ⅲ～Ⅴの作業体制を強化する。
- ・①PCB廃棄物の保管状況等届出書に基づく届出データ、②電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物の届出データ、③県有財産管財部局の集計した電気工作物の保有データをそれぞれ照合し、一方のデータにしか記載されていない機関に対して保管状況や届出状況等の確認する調査票を送付した。
- ・現行のマニュアルでは高濃度PCB廃棄物に限定しているが、本県では低濃度PCB廃棄物も対象として調査している。

- ・P C B特措法の届出事業者リストを自家用電気工作物設置者リスト及び財団法人電機絶縁物処理協会独自調査データと突合し、未届事業者に対し立入調査を実施。
- ・(財) 電気絶縁物処理協会(解散済み)から提供を受けた事業所リストについて、平成20年度から平成24年度にかけて個別に立入検査を行った。また、他の環境法令の立入検査時などに適宜確認を行っている。これらの取り組みにより、これまでに、県内約2000事業所のP C B含有電気機器等の保管及び使用状況を把握した。
- ・地方機関を含む全ての庁内部署に、アンケート調査(P C B廃棄物保管・使用数、J E S C O登録状況、登録予定日、処理計画予定)を実施。県内全て(政令市除く)の保育所・小学校・中学校へ向けて、安定器等汚染物の処分についての周知を行い、保管・使用状況について照会した。
- ・市町村の関連施設には調査票を送付せず、別途、P C Bの調査に係る説明会を開催し、調査を実施した(調査票は独自に作成した様式を使用)。
- ・P C B使用電気機器等の保有に関するアンケート調査。
- ・経済センサス調査結果に基づき、従業員数5から99名の事業者に対しアンケート調査を実施。
- ・四国電気保安協会と連携、協力の上、四国電気保安協会が維持管理等を業務で受けている業者に対して調査を実施予定である。
- ・総務省統計局の「経済センサス基礎調査」の情報から対象事業者を抽出し、平成24年度、平成26年度に調査業者に保有状況調査業務を委託し、調査業者から事業者に対し郵送による調査を実施。
- ・第4次大分県廃棄物処理計画策定のために実施した産業廃棄物実態調査における排出事業者向けの調査項目にP C B含有機器の保有について確認する項目を追加して調査した。
- ・産業保安監督物から情報提供を受けた電気事業者又は自家用電気工作物設置者のうち、P C B特措法に基づく届出がされていない事業者に対して訪問の上、実態調査を行った。
- ・管内の未届けのP C B含有自家用電気工作物設置者に対し、P C B保管届の督促状を送付。
- ・財団法人電気絶縁物処理協会のP C B使用電気機器管理台帳データと、P C B廃棄物保管及び処分状況等管理システム、掘り起こし調査対象事業者情報、電気事業法に基づく届出情報、インターネット検索(会社情報、地図情報等)とを突合させて、P C B使用製品保有事業者の特定作業を行う。
- ・マニュアルが作成される以前に、平成20年度から4回にわたりP C B廃棄物保有に係る(使用中機器を含む)アンケート調査を独自に実施。
- ・①P C B含有電気機器を使用している可能性の高い事業者に対し、アンケート調査を実施した。なお、使用中のP C B含有電気工作物は廃棄物には該当せず、未回答事業者に対して回答を求める法的な権限が当課にはないため、回答があった範囲での状況把握としたもの。
- ・②P C B使用安定器を設置している可能性がある建物の所有者を対象にした、P C B使用安定器の保有状況調査を平成28年度に実施予定。現在、本市の固定資産税担当部署に昭和53年1月以前に建築等された建物の所有者情報の提供を依頼しているところ。
- ・平成25年度に、総務省の経済センサスー活動調査に係る調査票情報から抽出した従業員5人以上の民間事業所を調査対象とし、掘り起こし調査を実施した。現在、使用中の低濃

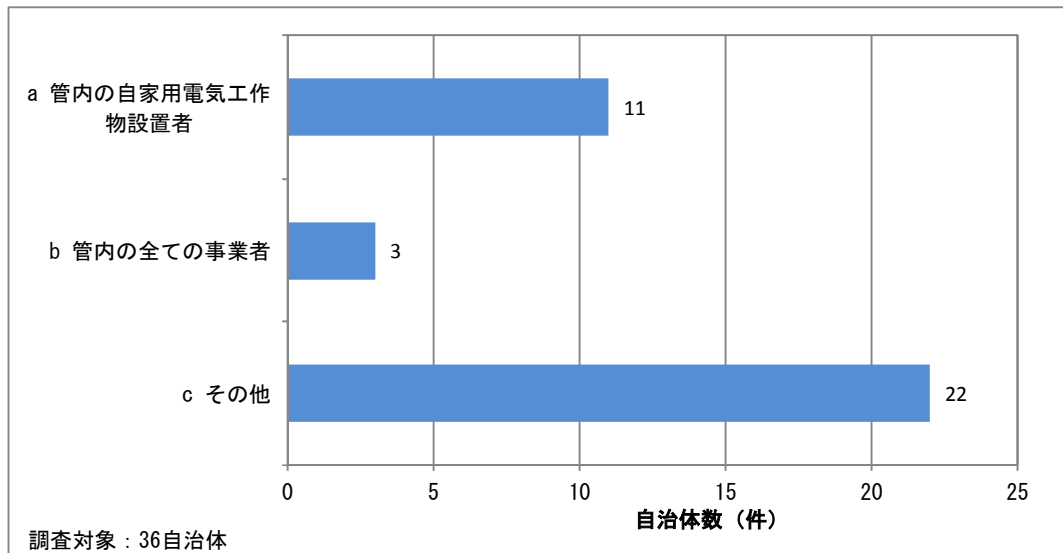
度PCBの疑いがある機器も含めた調査結果による一覧表を作成し、立入調査等を実施しているところである。

- ・ J E S C O北九州と協力して、自家用電気工作物設置者情報（機器の型式等）から、高濃度PCB含有機器の疑いのある機器を保有している事業者に対して文書にて通知を行い、未達事業所及びアクションのない事業所に対してフォローアップを行う。
- ・ 調査票の送付、立入等を検討中。
- ・ 電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の届出に係る情報を基に、本市にPCB特措法に基づく届出がされていない事業者を抽出し、PCB廃棄物等の早期処理について、説明会及び現場訪問等を行っている。
- ・ 過去に管内の自家用電気工作物設置者への立入検査等実施。
- ・ 安定器の掘り起こしを目的として、昭和52年3月以前に建築された建物の所有者に対するアンケート調査を実施する事を検討している。
- ・ 電気保安法人及び電気主任技術者に対するPCB掘り起こしに係る情報提供の同意。
- ・ 地方通産局（平成4年当時）が管理するPCB使用電気機器管理台帳のうち、PCB使用機器を保管している事業所に対し調査票を送付。未回答の事業所には再度調査票を送付又は現地調査を実施。
- ・ 大気汚染防止法等の施設設置事業所への立入検査時にPCB廃棄物の保有状況を調査。
- ・ PCB特別措置法に基づく平成27年度届出の未届事業者及び使用中の機器保有事業者に対して、立入調査を実施し、処理計画等を確認し期限内処理を促す予定。
- ・ 平成26年度は、平成24年経済センサス・活動調査結果の内容を記録した電子データから、従業員数10人以上のすべての民営事業所を対象とし、アンケート調査を実施した。平成27年度は、環境省「平成25年度電気工作物設置事業所編集データ」に基づきアンケート調査を実施中。

③（①の回答がa、bの場合ご回答ください）掘り起こし調査の対象事業者について、ご回答ください。

調査対象 36自治体

内 容	今回調査
a 管内の自家用電気工作物設置者	11自治体
b 管内の全ての事業者	3自治体
c その他	22自治体



(その他具体的な内容)

- ・従業員規模5名以上の民営事業場。
- ・従業員数10人以上の全ての民営事業所
- ・県関係機関。
- ・庁内全部署、県内全保育所、小学校、中学校（政令市を除く）。
- ・市町村の関連施設。
- ・NTTタウンページに登録されている事業者（約30,000件）。
- ・総務省「平成24年経済センサス・基礎調査結果」に基づく、管内の「従業員10人以上の事業所」31,528事業所から調査対象事業所として12,086事業所を抽出。
- ・従業員数5から99名の事業者。
- ・平成24年度：製造業、運輸業[貨物運送業]、建設業[鉄骨・鉄筋工事業]、卸売・小売業等、平成26年度：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業[電気工事業]、運輸・郵便業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉業、情報通信業、複合サービス業等。
- ・「平成21年経済センサス―基礎調査結果」から、従業員5名以上の民間事業所（長崎市及び佐世保市以外）を抽出。
- ・大分県内の総事業所（平成24年経済センサス活動調査データ）を基に業種別、従業員規模別に抽出した7,029事業所に対して実施した。
 - ①（1）平成15年1月1日以前に建築された1,000m²以上の倉庫、工場、店舗
 - （2）平成15年1月1日以前に建築された病院。
 - ② 昭和52年3月以前に新築・増築等された建物の所有者（マニュアル対象事業者は除く）。
- ・管内の事業者又は昭和52年3月以前に建築された建物の所有者。
- ・総務省の経済センサス―活動調査に係る調査票情報から抽出した従業員5人以上の民間事業所。
- ・管内の一定の用途、建築年代の建築物を保有する事業者。
- ・電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の届出がされているが、本市にPCB特措法に基づく届出がされていない事業者。

- ・大気汚染防止法等の施設設置事業所。
- ・PCB特別措置法に基づく届出のあった事業者。

④ (①の回答が a、b の場合ご回答ください) 掘り起こし調査の進捗状況等について記述してください。

(具体的な方法・内容)

- ・自家用電気工作物設置者のうち約 3,000 事業者について調査済み。
- ・調査票を作成し、県ホームページに掲載するとともに、各種講習会等を通じて配布を行い、啓発活動を行うとともに、自主的な調査を促している。
- ・上記 I の作業段階は終了し、II のアンケート調査の実施について、受託業者と業務委託契約を締結したところ。
- ・回答票の集計作業中。
- ・本県の掘り起こし調査は、平成 27 年度に一部地域を実施し、平成 28～29 年度に残りの地域を実施する予定としている。(V の⑨まで)
- ・V の⑩及び⑪については、今後の環境省による効率的な手法(マニュアル改訂)が示されてから対応を検討したいと考えている。
- ・平成 17 年度に実施し、未届事業者に対し届出を指導完了。これとは別に、平成 23 年度より掘り起こし調査を作業中。
- ・庁内アンケート調査を元に、未処理一覧、処理計画表を作成済。
- ・2 月に調査を依頼。3 月中旬に回答締め切り。
- ・平成 28 年～29 年以降の実施を検討中。
- ・平成 27 年 3 月までに「II アンケート調査段階」の作業を完了し、現在、「III 電話・訪問調査段階」以降の作業を実施中。
- ・経済センサス調査結果に基づく調査は完了したが、現在実施中である自家用工作物設置事業者に対する調査完了後、フォローアップ調査を実施することとしている。
- ・四国電気保安協会と連携、協力の上、四国電気保安協会が維持管理等を業務で受けている業者に対する調査を平成 28 年度から実施予定である。
- ・環境省マニュアルを踏まえ、自家用電気工作物設置事業者のデータを基に、従前本県が行った調査の未回答事業者等に対する調査を進める予定。
- ・回収率 46.9%、PCB 含有機器を保有しているまたは PCB が含まれているか不明の機器を保有している事業所に対して、適正な対応を指導。
- ・掘り起こし調査フロー図における I、II は実施済み(平成 26 年度)である。今後は電気工作物設置者を対象に実施した掘り起こし調査との重複データを確認し、平成 28 年度に電話・訪問調査を実施する。
- ・平成 24 年度に実施済み。
- ・平成 27 年 3 月に対象事業者 40 事業者に実施し、30 事業者未達、9 業者から回答あり。
- ・高濃度及び低濃度 PCB 使用電気製品を保管又は使用していると回答のあった事業所への立入調査済。昭和 52 年以前の建物についての PCB 使用安定器の有無について、該当す

る事業所への確認一部のみ済。濃度不明機器を保管又は使用している事業所への追加調査（事業所の担当電気主任技術者、建物建築年月等調査）実施中。

- ・高濃度物については平成26年度内に処理完了。低濃度物については平成27年度から掘り起こし調査を実施（調査対象：自家用電気工作物設置者（環境省がデータを入手した以降に九州産業保安監督部に追加で届出のあった事業者を含む（直接照会を行い入手））。平成28年度以降は調査対象を拡大して実施予定（管内の全ての事業者を想定）。
- ・調査対象者選定中。
- ・平成25年度に実施した掘り起こしの調査事業所数及び回答事業所数は、次のとおりである。対象事業所数約7,700件、回答事業所数約3,400件、調査票未達事業所数約200件高濃度PCB保有事業者への立入調査等は終えているが、低濃度PCBと疑われる機器の保有事業者への立入調査等は、現在行っているところである。なお、未回答事業所への調査は、まだ行っていない。
- ・今後、未達事業所に対して追跡調査を行う予定。
- ・対象者リストを作成中。

早期処理及び届出についての通知文を発送（対応済み）



早期処理等に関する説明会の開催（JESCO共同）（対応済み）



現場訪問（早期処理及び届出について指導）（対応中）

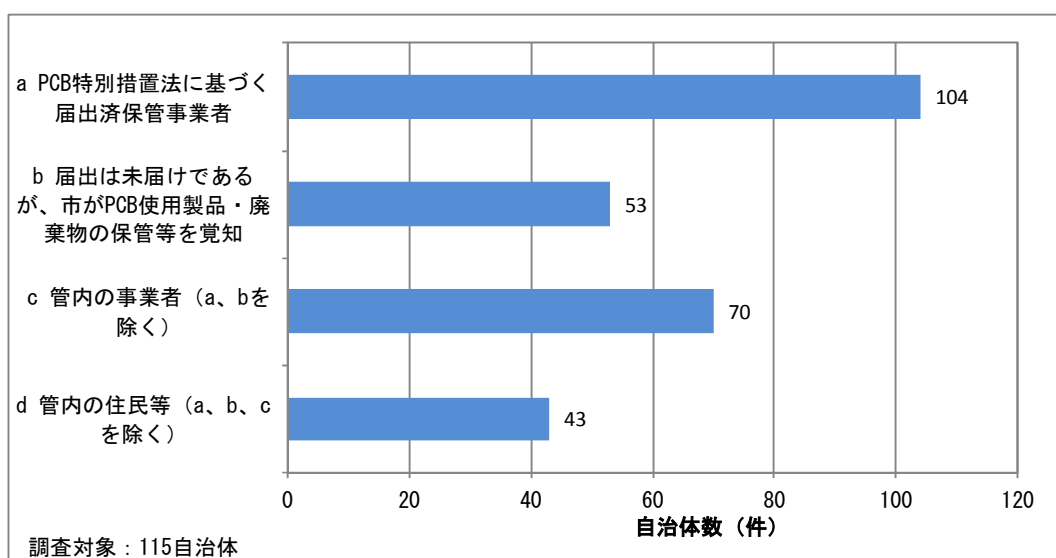
- ・PCB含有電気機器保有事業者に対し、PCB廃棄物保管状況届出の提出等、法に基づき適正に処理するよう指導。
- ・現在、環境省と共同により、自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査を実施しているが、実態を把握できているのは半分程度であり、さらなる掘り起こしを進める必要がある。
- ・平成4年度、平成5年度、平成10年度に厚生省からの依頼により実施した掘り起こし調査に加え、平成13年度～21年度に府が独自で実施した調査で判明したPCB廃棄物保管事業場のうちPCB特別措置法に基づく届出を提出した事業場に対し、毎年届出提出通知を送付しPCB廃棄物の適正処理について指導している。
平成26年9月2日付環境省通知に基づく掘り起こし調査は、管轄地域を対象に平成27年2月と平成28年2月の2回に分けて実施。当調査にて判明したPCB廃棄物保管事業場に対し、PCB特別措置法に基づく届出の提出及びPCB廃棄物を期限内に適正処理することを指導中。
- ・平成26年度 調査対象事業所：2,447所（転居先不明：91所）
有効回収数：1,397所 有効回収率：59.3%
平成27年度 現在実施中。

3. 事業者への期限内処理の必要性等の周知・助言について

① 貴都道府県市において、平成26年11月1日から平成27年12月31日の間に、次の事業者等に期限内処理の必要性等の周知・助言を新たに実施しましたか。

調査対象 115自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a PCB特別措置法に基づく届出済保管事業者	104自治体
b PCB特別措置法に基づく届出を行っていないものの、市がPCB使用製品・廃棄物の保管等を覚知しているもの	53自治体
c 管内の事業者（a、bを除く）	70自治体
d 管内の住民等（a、b、cを除く）	43自治体

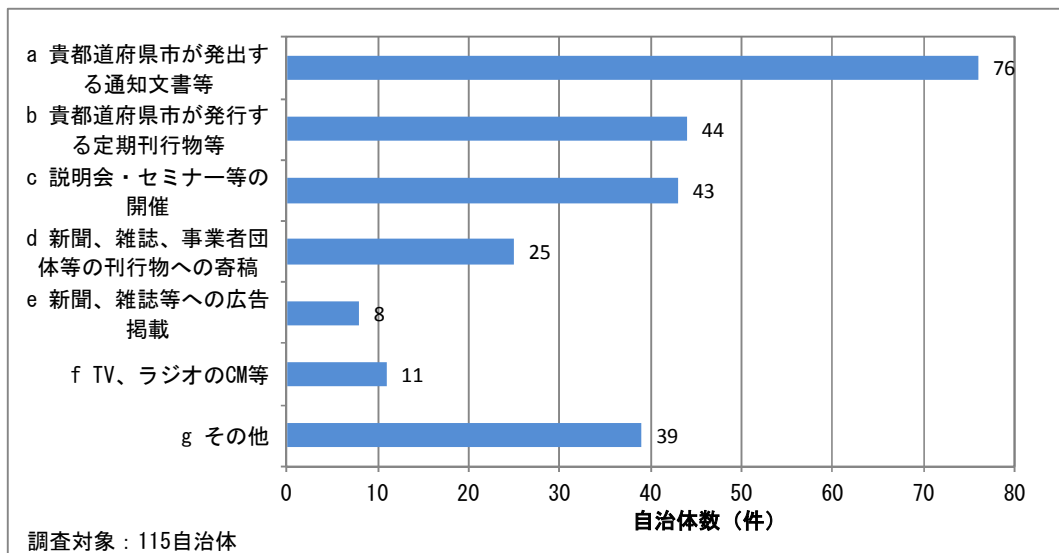


自治体名	周知・助言を新たに実施しましたか				自治体名	周知・助言を新たに実施しましたか			
	a 届出済保管事業者	b 未届出者等	c 管内の事業者	d 管内の住民等		a 届出済保管事業者	b 未届出者等	c 管内の事業者	d 管内の住民等
001 北海道	○	○	○	○	062 静岡市	○	○		
002 青森県	○				063 浜松市	○		○	○
003 岩手県	○	○	○		064 名古屋市			○	○
004 宮城県	○		○	○	065 京都市	○	○	○	
005 秋田県	未回答				066 大阪市	○	○	○	
006 山形県	○				067 堺市			○	○
007 福島県			○	○	068 東大阪市	○		○	
008 茨城県	○	○	○		069 神戸市	○		○	
009 栃木県	○				070 姫路市	○			
010 群馬県			○		071 尼崎市	○	○	○	○
011 埼玉県	○	○	○	○	072 和歌山市	○			
012 千葉県	○		○		073 広島市	○	○	○	
013 東京都	○		○		074 呉市	○		○	
014 神奈川県	○	○	○		075 下関市			○	
015 新潟県	○				076 北九州市	○		○	
016 富山県	○	○	○		077 福岡市	○	○		
017 石川県	○				078 大牟田市	○	○	○	○
018 福井県	○	○	○		079 長崎市	○	○		○
019 山梨県	○				080 佐世保市	○	○	○	○
020 長野県	○		○		081 熊本市	○		○	○
021 岐阜県	○	○	○		082 鹿児島市	○			
022 静岡県	○		○	○	083 岡山市	○		○	○
023 愛知県	○	○			084 宇都宮市	○			
024 三重県	○	○	○	○	085 富山市	未回答			
025 滋賀県	○		○	○	086 秋田市	○	○		
026 京都府	○		○	○	087 郡山市	○			
027 大阪府	○		○	○	088 大分市	○	○		
028 兵庫県	○			○	089 松山市	○	○	○	○
029 奈良県	○	○	○	○	090 豊田市	○	○	○	○
030 和歌山県	○		○	○	091 福山市	○		○	○
031 鳥取県	○				092 高知市		○	○	
032 島根県	○	○	○	○	093 宮崎市	○		○	
033 岡山県	○	○	○	○	094 いわき市	○	○		
034 広島県			○		095 長野市	○			
035 山口県	○		○		096 豊橋市	○	○	○	○
036 徳島県	○	○	○		097 高松市	○	○	○	○
037 香川県	○	○	○	○	098 相模原市	○		○	
038 愛媛県	○	○	○	○	099 西宮市	○		○	○
039 高知県	○	○	○	○	100 倉敷市	○	○	○	
040 福岡県	○	○	○	○	101 さいたま市	未回答			
041 佐賀県	○	○	○		102 奈良市	○	○	○	○
042 長崎県	○	○			103 川崎市	○			
043 熊本県	○			○	104 船橋市	○			
044 大分県	○	○	○	○	105 岡崎市	○			○
045 宮崎県	○	○			106 高槻市	○		○	
046 鹿児島県	○		○	○	108 青森市	○			○
047 沖縄県	○	○	○	○	109 八王子市	未回答			
050 旭川市	○				110 盛岡市	○	○	○	
051 札幌市	○	○	○		111 柏市	○	○		
052 函館市	○	○	○		112 久留米市	○	○	○	
054 仙台市	○				114 前橋市	○			
055 千葉市	○	○	○		115 大津市			○	○
056 横浜市	○				116 高崎市	○			
057 川崎市	○		○		118 豊中市	○	○		
058 横須賀市	○				119 那覇市	○	○		
059 新潟市	○				120 枚方市	○	○	○	○
060 金沢市	○				121 越谷市	○			
061 岐阜市	○	○							
					計	104	53	70	43

② ①について、該当するものがある場合、その周知・助言方法についてご回答ください。

調査対象 115自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 貴都道府県市が発出する通知文書等	76自治体
b 貴都道府県市が発行する定期刊行物等	44自治体
c 説明会・セミナー等の開催	43自治体
d 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物への寄稿	25自治体
e 新聞、雑誌等への広告掲載	8自治体
f TV、ラジオのCM等	11自治体
g その他（自治体HP掲載を除く）	39自治体



（その他具体的な内容）

- ・PCB特措法に基づく届出や立入検査時の指導、市町村が発行する広報紙等への掲載依頼。
- ・各市町村が発行する広報紙へ周知文を掲載するように依頼した。
- ・広報の一環として県ホームページに開設している情報掲示板への掲載。
- ・県が発行するメールマガジンで周知した。
- ・九都県市廃棄物問題検討委員会の活動により周知用ポスターを作製、管内市町村や各関係団体へと配布し掲示依頼を行った。
- ・立入検査、窓口・電話対応の際に実施、届出者等に周知チラシ送付。
- ・自家用電気工作物設置事業者を対象とした掘り起こし調査において、PCBの処理期限について注意喚起した参考資料を同封した。
- ・PCB廃棄物を保有するおそれのある事業者の事業場へ現地確認を行った際、PCB廃棄物に関する規制の概要及び早期処分の必要性等について周知・助言等を行っている。
- ・廃棄する電気機器にPCBが含有されている可能性がある事業者からの相談に対する、電話での助言・指導。
- ・新規発生の相談があった際に口頭及び環境省パンフレットにより周知を行っている。

- ・公共交通機関の駅へのポスター掲載。
- ・届出時及びP C B機器の使用、保管を覚知した際に口頭で周知。
- ・各種団体等が開催する説明会での周知。
- ・電気工作物を委託管理する保安協会等の研修会で、早期処理についての説明を実施した。
- ・電気主任技術者技術研修会にて説明・助言。
- ・周知の為、市が発出する通知文書等と併せて環境省作成のパンフレットを送付。
- ・掘り起こし調査における電話での聞き取りにおいて、P C B廃棄物の処理期限等について周知・助言を行った。
- ・庁内を対象とした安定器等の保管者に対する説明会の開催。
- ・P C B特措法に基づく立入検査において、事業者の状況に合わせて個別の周知及び助言を行った。
- ・庁内のP C B廃棄物を保管している部署に対して、説明会等を実施し処分に向けて事務を進めるよう助言している。
- ・電気保安協会、電気管理技術者協会、建築協同組合へ市で作成したチラシを事業所へ配布するよう依頼した。
- ・関連団体に団体の広報誌等への情報掲載協力。
- ・事業者団体のメールマガジン、ホームページに掲載。事業者団体会員への啓発リーフレット配布。

自治体名	周知・助言方法について						
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 説明会・セミナー	d 新聞、雑誌等の刊行物	e 新聞、雑誌等への広告	f TV、ラジオCM	g その他
001 北海道	○						○
002 青森県	○						
003 岩手県			○				
004 宮城県							○
005 秋田県							
006 山形県	○		○				
007 福島県				○		○	
008 茨城県			○				
009 栃木県			○				
010 群馬県							
011 埼玉県	○	○	○				
012 千葉県	○		○				○
013 東京都			○				○
014 神奈川県	○	○	○	○			○
015 新潟県	○		○	○			
016 富山県	○		○	○			
017 石川県	○						
018 福井県	○						○
019 山梨県	○						
020 長野県			○	○			○
021 岐阜県	○			○			
022 静岡県		○	○	○			
023 愛知県	○			○			
024 三重県	○	○				○	
025 滋賀県		○		○		○	○
026 京都府		○	○			○	
027 大阪府	○	○	○				○
028 兵庫県	○	○	○	○			
029 奈良県	○	○	○		○		
030 和歌山県		○	○				○
031 鳥取県							○
032 島根県				○	○	○	
033 岡山県	○	○	○	○		○	
034 広島県				○			
035 山口県	○						○
036 徳島県	○		○	○			
037 香川県	○	○	○	○			○
038 愛媛県	○		○				
039 高知県					○		
040 福岡県	○		○		○		
041 佐賀県	○				○		
042 長崎県	○						
043 熊本県	○	○	○				
044 大分県	○		○	○	○	○	○
045 宮崎県	○						
046 鹿児島県	○	○			○		○
047 沖縄県	○		○				
050 旭川市							○
051 札幌市	○	○					
052 函館市	○	○					
054 仙台市	○						○
055 千葉市	○	○					○
056 横浜市	○						
057 川崎市	○						○
058 横須賀市	○						
059 新潟市	○						
060 金沢市	○						○
061 岐阜市	○	○					

自治体名	周知・助言方法について						
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 説明会・セミナー	d 新聞、雑誌等の刊行物	e 新聞、雑誌等への広告	f TV、ラジオCM	g その他
062 静岡市							○
063 浜松市	○	○	○				
064 名古屋市		○		○			
065 京都市	○						○
066 大阪市	○		○				
067 堺市	○	○	○				
068 東大阪市	○	○	○				
069 神戸市	○			○			
070 姫路市	○						
071 尼崎市	○	○	○				
072 和歌山市	○						○
073 広島市	○	○		○			
074 呉市	○		○	○			
075 下関市							
076 北九州市	○						○
077 福岡市	○	○	○				
078 大牟田市		○					○
079 長崎市	○	○					
080 佐世保市	○	○					
081 熊本市	○						
082 鹿児島市							○
083 岡山市	○	○	○				
084 宇都宮市							○
085 富山市							
086 秋田市	○						
087 郡山市	○						
088 大分市		○					○
089 松山市	○	○					○
090 豊田市	○	○		○	○		
091 福山市	○	○		○		○	
092 高知市	○						○
093 宮崎市	○						○
094 いわき市	○						
095 長野市	○						
096 豊橋市		○		○			
097 高松市	○	○	○	○		○	
098 相模原市	○	○	○				
099 西宮市		○					○
100 倉敷市	○		○	○			
101 さいたま市							
102 奈良市	○	○	○				
103 川越市			○				
104 船橋市							○
105 岡崎市		○				○	
106 高槻市	○						
108 青森市	○	○	○				
109 八王子市							
110 盛岡市			○				○
111 柏市							○
112 久留米市	○	○					○
114 前橋市							○
115 大津市	○	○					○
116 高崎市	○						
118 豊中市		○	○				
119 那覇市			○				
120 枚方市	○	○	○			○	
121 越谷市							○
計	76	44	43	25	8	11	39

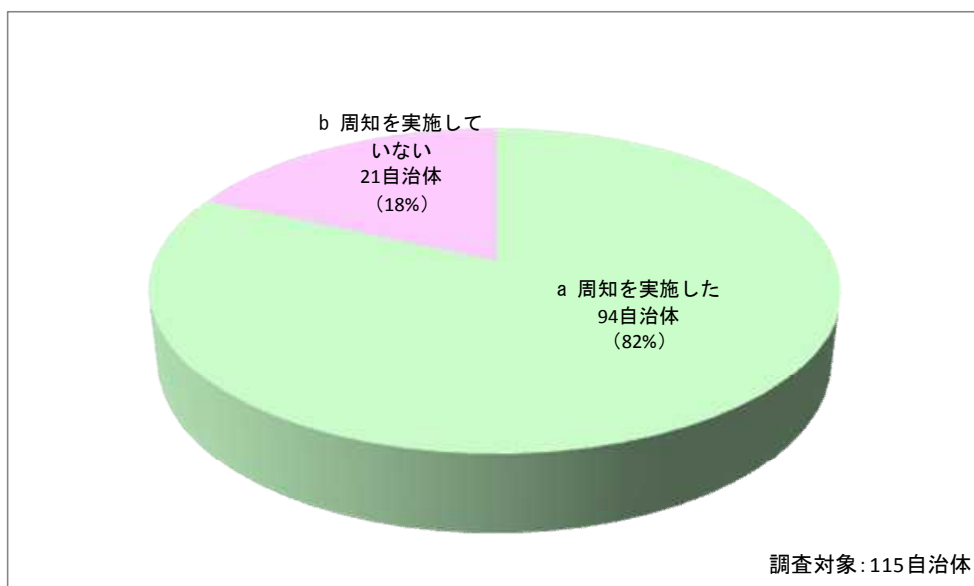
4. PCB使用安定器の把握について

(1) 地方公共団体の管理する施設等のPCB使用安定器に対するフォローアップについて

① 平成27年10月1日付け環廃産発第15100110号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）」に基づいて改めて周知を実施しましたか。

調査対象 115自治体

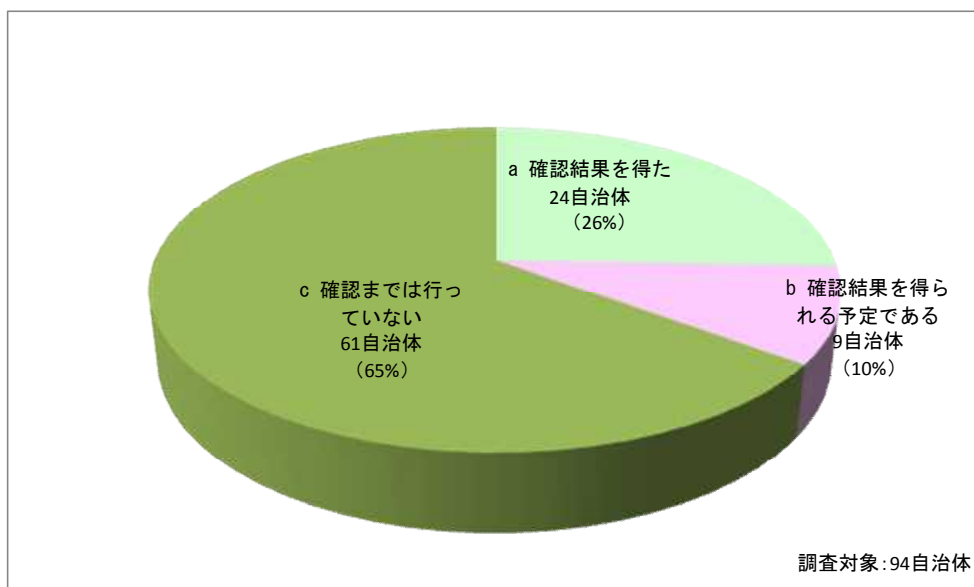
内 容	今回調査
a 周知を実施した	94自治体
b 周知を実施していない	21自治体



② (①の回答がaの場合ご回答ください) 周知した結果、使用中の安定器の有無について、確認結果を得ましたか。

調査対象 94自治体

内 容	今回調査
a 確認結果を得た	24自治体
b 確認結果を得られる予定である	9自治体
c 確認までは行っていない	61自治体



③ (①の回答がbの場合ご回答ください) 実施していない理由 (又は困難となる理由) をご記入ください。

(具体的な内容)

- ・これから実施する予定である。
- ・過去に複数回周知及び指導を行っており、また、通知の有無に関わらず平常時から個別に指導しているため。
- ・平成25年度に、北海道内において、標記通知で示されたものと同様の事故が発生した。このことにより、当市の各部局および民間事業者に対し周知を行ったため。
- ・すでに確認作業を行っている、又は今後施設の改装等により確認作業が予定されているため。
- ・すでに使用・保管実態を調査し、すべて交換している。
- ・施設所管課に対しては、別途周知を行っているため。
- ・平成26年度に全管理施設について、安定器を含むPCB機器の使用・保有状況の調査を実施。安定器については使用中のものはないことを確認しているため。
- ・平成28年度に市有対象施設を対象に委託業務にて調査を行うため。

(2) 都道府県市が管理する施設数について

貴都道府県市が管理する施設等 (都道府県においては政令市を除く貴都道府県管内の市町村が管理している施設等を含む) のうち、平成27年12月31日現在で未だPCB使用安定器を使用している施設等について、把握している施設等の数をご記入ください。

調査対象 115自治体

自治体名	平成27年度 (12月末現在) 把握施設数	自治体名	平成27年度 (12月末現在) 把握施設数	自治体名	平成27年度 (12月末現在) 把握施設数
001 北海道	9	041 佐賀県	0	084 宇都宮市	未把握
002 青森県	未把握	042 長崎県	未把握	085 富山市	0
003 岩手県	未把握	043 熊本県	0	086 秋田市	0
004 宮城県	未把握	044 大分県	1	087 郡山市	0
005 秋田県	1	045 宮崎県	0	088 大分市	0
006 山形県	未把握	046 鹿児島県	0	089 松山市	1
007 福島県	5	047 沖縄県	0	090 豊田市	0
008 茨城県	未把握	050 旭川市	6	091 福山市	0
009 栃木県	未把握	051 札幌市	0	092 高知市	0
010 群馬県	8	052 函館市	未把握	093 宮崎市	未把握
011 埼玉県	1	054 仙台市	未把握	094 いわき市	0
012 千葉県	9	055 千葉市	0	095 長野市	未把握
013 東京都	1	056 横浜市	1	096 豊橋市	未把握
014 神奈川県	9	057 川崎市	377	097 高松市	0
015 新潟県	未把握	058 横須賀市	0	098 相模原市	未把握
016 富山県	2	059 新潟市	未把握	099 西宮市	0
017 石川県	2	060 金沢市	2	100 倉敷市	1
018 福井県	未把握	061 岐阜市	未把握	101 さいたま市	0
019 山梨県	0	062 静岡市	0	102 奈良市	未把握
020 長野県	0	063 浜松市	54	103 川越市	2
021 岐阜県	未把握	064 名古屋市	2	104 船橋市	1
022 静岡県	0	065 京都市	2	105 岡崎市	6
023 愛知県	未把握	066 大阪市	1	106 高槻市	2
024 三重県	8	067 堺市	0	108 青森市	0
025 滋賀県	2	068 東大阪市	1	109 八王子市	0
026 京都府	3	069 神戸市	未把握	110 盛岡市	2
027 大阪府	23	070 姫路市	2	111 柏市	未把握
028 兵庫県	4	071 尼崎市	未把握	112 久留米市	0
029 奈良県	8	072 和歌山市	5	114 前橋市	未把握
030 和歌山県	5	073 広島市	4	115 大津市	0
031 鳥取県	0	074 呉市	未把握	116 高崎市	0
032 島根県	0	075 下関市	0	118 豊中市	未把握
033 岡山県	1	076 北九州市	0	119 那覇市	1
034 広島県	10	077 福岡市	0	120 枚方市	4
035 山口県	1	078 大牟田市	0	121 越谷市	1
036 徳島県	未把握	079 長崎市	0		
037 香川県	1	080 佐世保市	未把握	未把握自治体数	29
038 愛媛県	3	081 熊本市	0		
039 高知県	1	082 鹿児島市	0	把握施設数合計	611
040 福岡県	13	083 岡山市	2		

5. 保管事業者への指導等の状況について

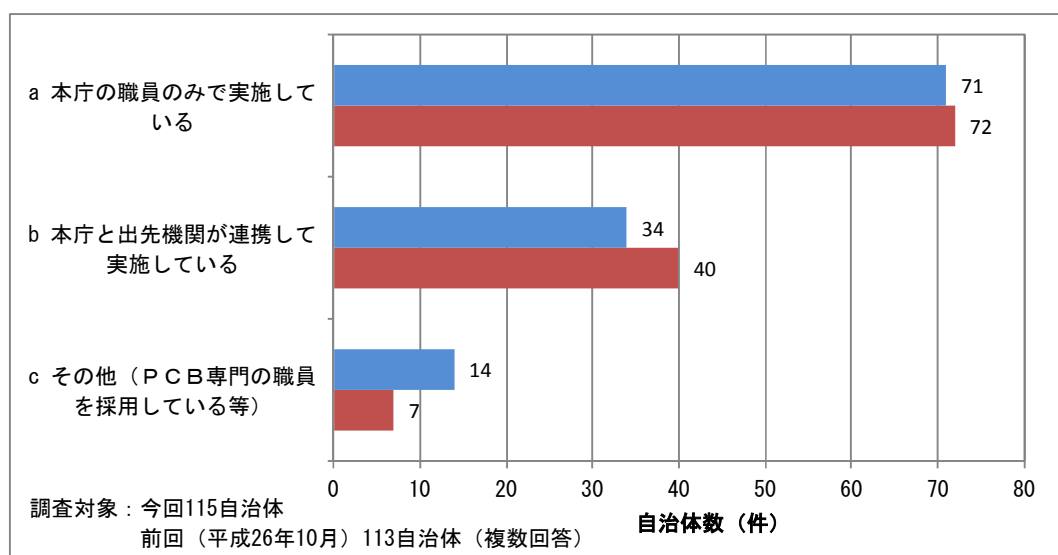
(1) 保管事業者への指導・助言

① 貴都道府県市において、PCB特措法第8条に基づき届出を行っている保管事業者に対して、平成26年11月1日から平成27年12月31日の間の立入検査の体制や頻度についてご回答ください。

【立入検査の体制】

調査対象 115自治体（複数回答）
（前回調査では113自治体）

内 容	今回調査	前回調査
a 本庁の職員のみで実施している	71自治体	72自治体
b 本庁と出先機関が連携して実施している	34自治体	40自治体
c その他（PCB専門の職員を採用している等）	14自治体	7自治体



青：今回調査 赤：前回調査

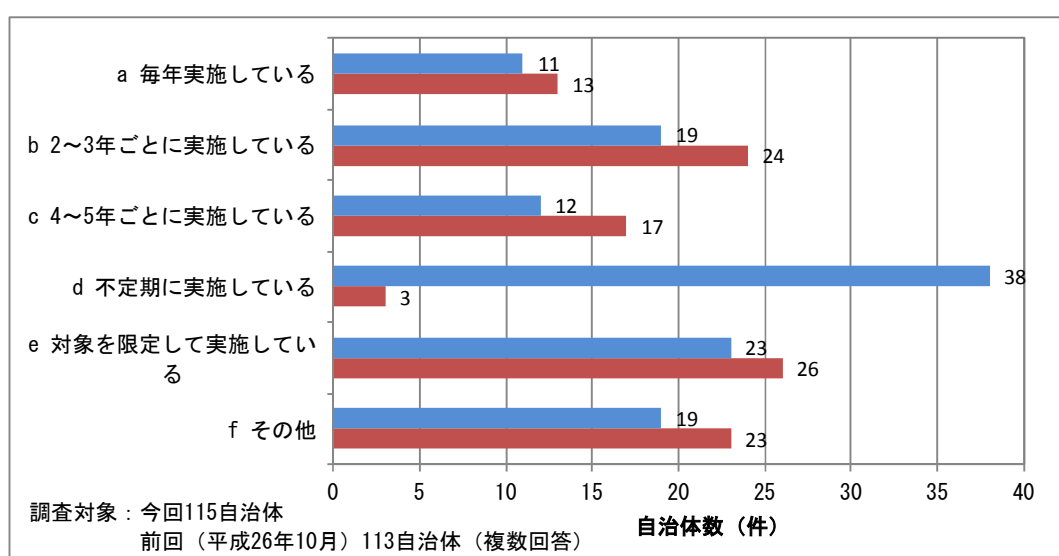
（その他の回答内容）

- ・原則、出先機関のみで実施している。
- ・産業廃棄物適正処理指導員を採用している。
- ・出先機関の職員とPCB適正処理推進員が実施している。
- ・PCB専門の非常勤職員を採用している。
- ・PCB専門の職員2名（嘱託員）を採用し、出先機関の職員と連携して立入検査を実施している。
- ・基本は本庁の職員のみで実施。必要に応じて高濃度PCB廃棄物保管事業所への立入りには、JESCO職員も同行。

【立入検査の頻度】

調査対象 115自治体
(前回調査では105自治体)

内 容	今回調査	前回調査
a 全保管事業者を対象にして、毎年実施	11自治体	13自治体
b 全保管事業者を対象にして、2～3年ごとに実施	19自治体	24自治体
c 全保管事業者を対象にして、4～5年ごとに実施	12自治体	17自治体
d 全保管事業者を対象にしているが、不定期に実施	38自治体	3自治体
e 全保管事業者ではないが、対象を限定して実施	23自治体	26自治体
f その他	19自治体	23自治体



（「対象を限定して実施」具体的な回答内容）

- ・新規で保管の届出を提出した事業者、保管場所を変更した事業者、届出提出が滞っている事業者等に限定して実施（年間約30件）。
- ・未届出事業者を対象に不定期に実施している。
- ・PCB特措法に基づく届出がない、高濃度PCBでJESCOへの登録がない等、問題がありそうな事業所を中心に立入している。
- ・高濃度PCB廃棄物の保管事業者のみ毎年実施している。
- ・保管事業者のうち、高濃度PCB廃棄物を保管し、処分の意思が明確ではない事業者。
- ・中小企業、JESCO未登録者を中心に、平成27年度は年間110件程度を予定している。
- ・基本的に新規でPCB廃棄物を保管する事業場及び未立入の事業場を立入検査している。
- ・3年以上届出を出していない事業所。
- ・年に数件から十数件程度。届出書の提出がない事業者等に対し、立入を行っている。
- ・PCBを保管しており過去にPCB保管届を提出しているが、その年度の保管届を提出していない事業場。

- ・ P C B 保管届の未提出事業者等に、立入りをを行っている。
- ・ P C B 特措法第 8 条に基づく届出書の未提出事業者。
- ・ 保管状態が悪い（漏れ等がある）事業者。
- ・ J E S C O への機器登録手続き後、処理手続きの進まない事業者など。
- ・ 新規届出事業者及び過去に立入検査を行った結果、期限内に処理を行わない可能性があると思われる事業者。
- ・ 保管事業者とは限らず、本市独自で行った掘り起こし調査により立入が必要なところは対象としている。また、建設リサイクル法による一斉パトロール等でも、事業所解体のところは、現地確認を行っている。
- ・ 新たに届出のあった事業者や届出未提出の事業者、立入検査を実施していない事業場、保管状況等指導が必要な事業場等を中心に実施。
- ・ 新規及び保管内容の変更があった事業所を優先し年に 20 箇所程度。
- ・ P C B 廃棄物の保管及び処分状況等届出書が未届の保管事業者。
- ・ 特措法第 8 条に基づく届出を期限内に提出されない事業者。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物の処理について、未だに J E S C O 未登録の保管事業者を対象に実施している。
- ・ 当該期限内においては、全保管事業者のうち約 3 分の 1 の数を実施した。約 3 年で全保管事業者を立入る計画。立入り頻度は今後も随時見直す予定。
- ・ 一定周期（5 年程度）を目途に全保管事業者を対象にローテーションで実施。
- ・ J E S C O に未登録の高濃度 P C B 廃棄物保管事業者。
- ・ J E S C O での処理対象機器を保有しているが処理のための登録を行っていない保管事業者、今年度の届出が提出されていない事業者。

（「その他」具体的な回答内容）

- ・ 資金面で処分ができない等の処理困難者については、年に数回立入検査を実施している。
- ・ P C B 漏えい等の事案があった場合には、随時立入検査を実施する。
- ・ 大防法、水濁法、廃掃法等に基づく立入調査の中で、必要に応じて確認等を行っている。
- ・ 新規届出者や保管場所の変更のあった者等を中心に実施している。
- ・ 原則 b（全保管事業者を対象にして、2～3 年ごとに実施）であるが、進捗が見られる事業者、進捗が見られない事業者に区別し、後者に対する立入検査の頻度を増やすなど、柔軟に実施している。
- ・ 平成 28 年度～31 年度の 4 年間で高濃度 P C B 機器を保有する事業所（掘り起こしで機器保有が判明した事業所を含む）を重点的に立入予定。
- ・ 新たに P C B 保管届を提出した事業者に対し、立ち入りを実施している。
- ・ 監視指導を担う出先機関ごとに「頻度」は次のとおり異なる。基本的には、全保管事業者を対象にして、2～5 年ごとに実施しているが、保管事業者が多い出先機関においては、全保管事業者を対象にするものの不定期に実施しているか、高濃度 P C B 含有機器保有事業者等に対象を限定して実施している。
- ・ 苦情や相談があった事業者に対し、随時立入を実施した。
- ・ 主に新規の保管届出事業者や J E S C O への登録はしているものの処理をしていない事業

者及び期限を過ぎても保管届を提出しない事業者。

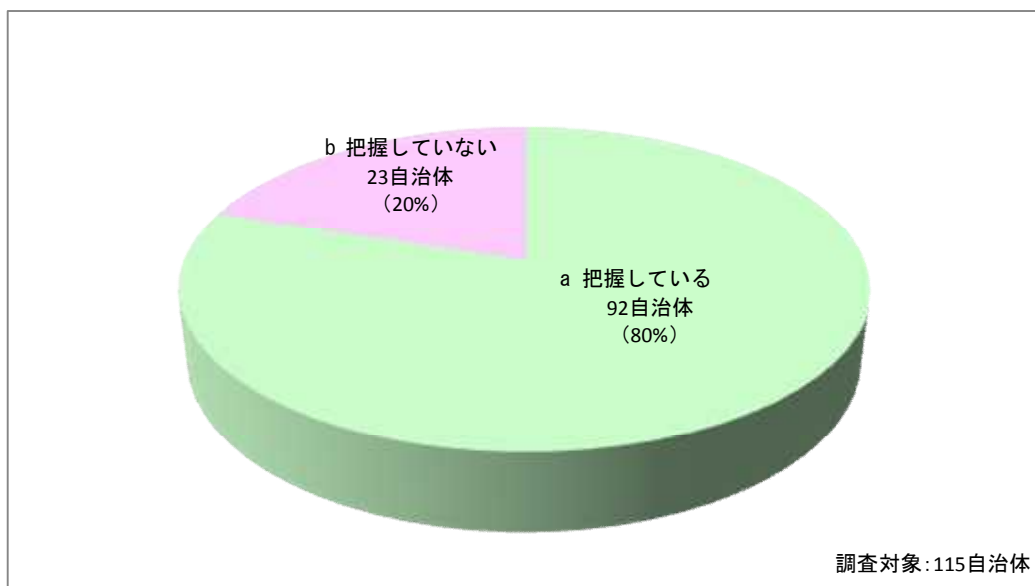
- ・紛失事案が判明した際や、届出未提出事業者に対してその都度実施している。
- ・必要に応じて、その都度判断し、立入調査を行っている。
- ・調査年度においては、立入調査を実施していない。
- ・新規発生が確認された場合には、その都度保管状況等の確認を行っている。
- ・高濃度PCB廃棄物を継続保管している事業所、掘り起し調査により新規のPCB廃棄物保管届出をした事業者、その他PCB廃棄物の保管が疑われる等現地確認が必要と思料される事業者に対して実施。
- ・通常は毎年実施であるが、今年度は掘り起こし調査実施年度のため、新規保管事業者を中心に、随時立入検査を実施している。

(2) 高濃度PCB廃棄物の処理に関する指導・助言等について

① 貴都道府県市において、PCB特措法第8条の届出を行っている保管事業者のJESCOへの登録状況を把握していますか（登録が始まっていない地域を除く）。

調査対象 115自治体
(前回調査では113自治体)

内 容	今回調査	前回調査
a 把握している	92自治体	98自治体
b 把握していない	23自治体	15自治体



自治体名	PCB特措法第8条の届出を行っている保管事業者のJESCOへの登録状況を把握しているか	自治体名	PCB特措法第8条の届出を行っている保管事業者のJESCOへの登録状況を把握しているか	自治体名	PCB特措法第8条の届出を行っている保管事業者のJESCOへの登録状況を把握しているか
001 北海道	○	041 佐賀県	○	084 宇都宮市	×
002 青森県	○	042 長崎県	○	085 富山市	○
003 岩手県	○	043 熊本県	○	086 秋田市	×
004 宮城県	○	044 大分県	○	087 郡山市	×
005 秋田県	○	045 宮崎県	○	088 大分市	○
006 山形県	○	046 鹿児島県	×	089 松山市	○
007 福島県	○	047 沖縄県	○	090 豊田市	○
008 茨城県	×	050 旭川市	○	091 福山市	○
009 栃木県	○	051 札幌市	○	092 高知市	○
010 群馬県	○	052 函館市	○	093 宮崎市	○
011 埼玉県	○	054 仙台市	○	094 いわき市	×
012 千葉県	○	055 千葉市	×	095 長野市	○
013 東京都	○	056 横浜市	○	096 豊橋市	○
014 神奈川県	○	057 川崎市	○	097 高松市	○
015 新潟県	×	058 横須賀市	○	098 相模原市	○
016 富山県	○	059 新潟市	×	099 西宮市	○
017 石川県	○	060 金沢市	×	100 倉敷市	○
018 福井県	×	061 岐阜市	○	101 さいたま市	×
019 山梨県	○	062 静岡市	×	102 奈良市	×
020 長野県	○	063 浜松市	○	103 川崎市	○
021 岐阜県	○	064 名古屋市	○	104 船橋市	○
022 静岡県	○	065 京都市	×	105 岡崎市	○
023 愛知県	○	066 大阪市	○	106 高槻市	×
024 三重県	○	067 堺市	×	108 青森市	○
025 滋賀県	○	068 東大阪市	×	109 八王子市	×
026 京都府	×	069 神戸市	○	110 盛岡市	○
027 大阪府	○	070 姫路市	×	111 柏市	○
028 兵庫県	×	071 尼崎市	○	112 久留米市	○
029 奈良県	○	072 和歌山市	○	114 前橋市	○
030 和歌山県	○	073 広島市	○	115 大津市	○
031 鳥取県	○	074 呉市	×	116 高崎市	○
032 島根県	○	075 下関市	○	118 豊中市	○
033 岡山県	○	076 北九州市	○	119 那覇市	○
034 広島県	○	077 福岡市	○	120 枚方市	○
035 山口県	○	078 大牟田市	○	121 越谷市	○
036 徳島県	○	079 長崎市	○		
037 香川県	○	080 佐世保市	○		
038 愛媛県	○	081 熊本市	○		
039 高知県	○	082 鹿児島市	○		
040 福岡県	○	083 岡山市	○	計	92

② 貴都道府県市において、PCB特措法第8条の届出を行っている保管事業者のJESCOへの登録を促進することについて、平成26年11月1日から平成27年12月31日の間に指導・助言等したことがあれば、その手段、内容等について記述してください。

(具体的な回答内容) <重複あり>

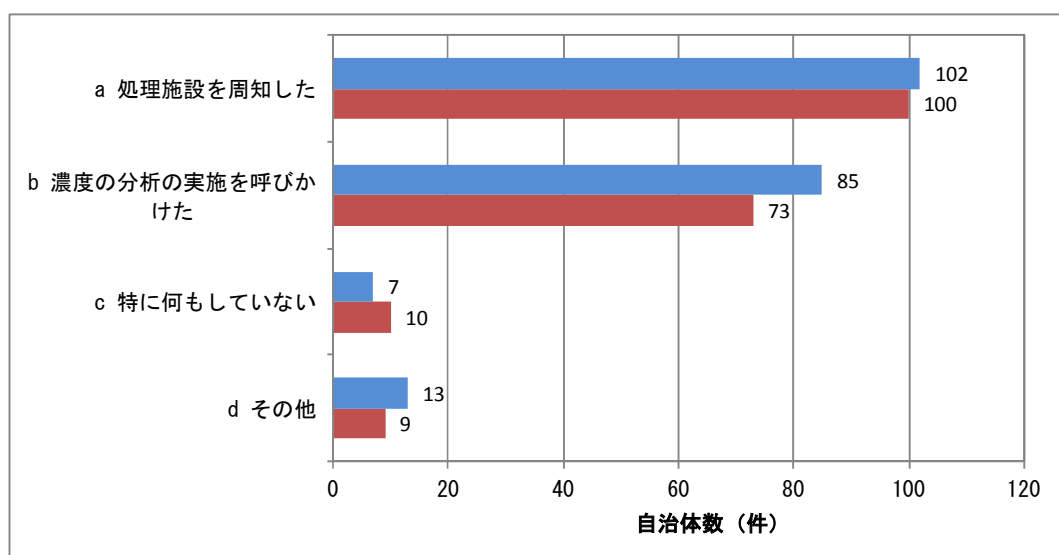
- ・「立入検査時に指導」が38件で最も多かった。次いで、「届出時に指導」が26件、「通知・文書による指導」が24件、「電話・訪問による指導」が17件、「説明会等(JESCOと共同含む)の開催」が11件であった。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等について

貴都道府県市において、微量PCB汚染廃電気機器等を所有している事業者（使用中を含む）に対して、平成26年11月1日から平成27年12月31日の間に指導・助言したことはありますか。（該当するものすべて選択）

調査対象 115自治体（複数回答）
（前回調査では113自治体）

内 容	今回調査	前回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	102自治体	100自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	85自治体	73自治体
c 特に何もしていない	7自治体	10自治体
d その他	13自治体	9自治体



青：今回調査 赤：前回調査

（その他の回答内容）

- ・ホームページにおいて関する情報を掲載している。
- ・期限内に処理するよう指導・助言。
- ・高濃度とあわせて処理期限や処理施設について呼びかけた。
- ・本県の融資制度を紹介。
- ・使用者に対しては、電気事業法の届出提出を指導した。
- ・低濃度PCB廃棄物の処理期限及び電気機器メーカーとPCB分析機関の連絡先等も併せて周知している。
- ・立入調査の際に、事業者に早期の処分と無害化処理認定事業者の紹介を行った。
- ・立入時に、処理期限を説明し随時処分することを推進している。使用中であれば計画的に

交換・処分する必要がある旨も指導している。

- ・個別に問い合わせがあった場合、濃度の分析の実施を呼びかけた。

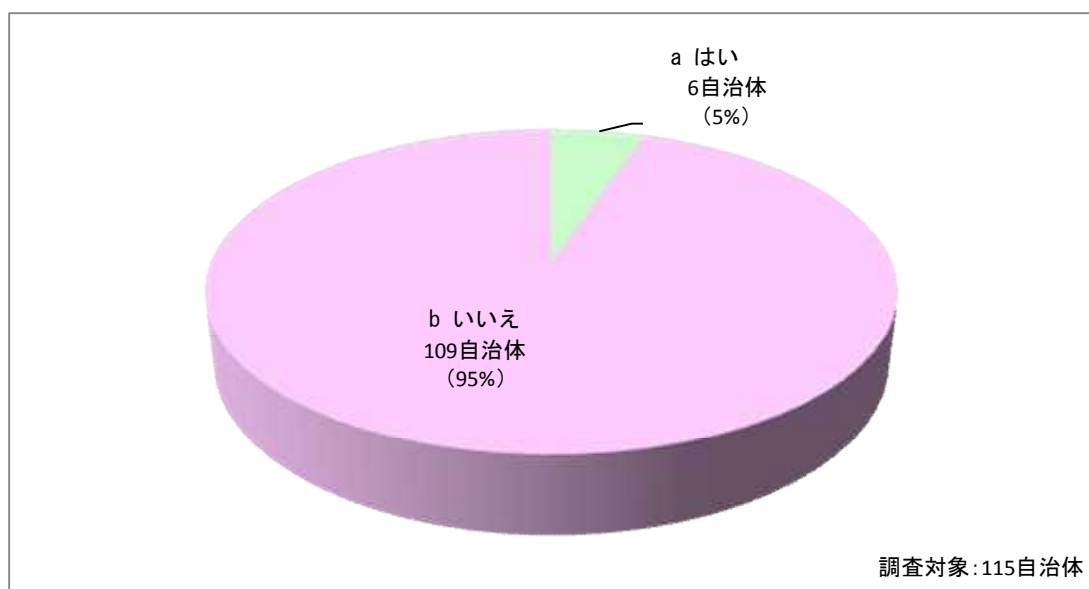
自治体名	微量PCB汚染廃電気機器等について				自治体名	微量PCB汚染廃電気機器等について			
	a 処理施設を周知	b 分析の呼びかけ	c 特に何もしていない	d その他		a 処理施設を周知	b 分析の呼びかけ	c 特に何もしていない	d その他
001 北海道	○	○			062 静岡市	○	○		
002 青森県	○	○			063 浜松市	○			
003 岩手県	○	○			064 名古屋市	○	○		
004 宮城県	○	○			065 京都市	○	○		
005 秋田県	○	○			066 大阪市	○	○		
006 山形県		○			067 堺市	○	○		
007 福島県	○	○			068 東大阪市	○			
008 茨城県	○	○			069 神戸市	○			
009 栃木県	○	○			070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市	○	○		
011 埼玉県	○	○			072 和歌山市	○			
012 千葉県	○				073 広島市	○	○		
013 東京都	○	○			074 呉市	○	○		
014 神奈川県	○				075 下関市		○		
015 新潟県	○	○			076 北九州市	○	○		
016 富山県	○	○			077 福岡市	○	○		○
017 石川県	○	○			078 大牟田市	○	○		
018 福井県	○	○			079 長崎市	○	○		○
019 山梨県	○	○			080 佐世保市	○			
020 長野県	○	○		○	081 熊本市	○	○		
021 岐阜県	○	○			082 鹿児島市	○	○		
022 静岡県			○		083 岡山市	○	○		
023 愛知県	○	○			084 宇都宮市	○			
024 三重県	○	○			085 富山市		○		○
025 滋賀県				○	086 秋田市	○	○		
026 京都府			○		087 郡山市	○	○		
027 大阪府	○	○		○	088 大分市	○	○		
028 兵庫県	○	○			089 松山市	○	○		
029 奈良県	○	○			090 豊田市	○	○		
030 和歌山県	○	○			091 福山市	○			
031 鳥取県	○				092 高知市			○	
032 島根県				○	093 宮崎市	○	○		
033 岡山県			○		094 いわき市	○	○		
034 広島県			○		095 長野市	○	○		
035 山口県	○	○			096 豊橋市	○	○		
036 徳島県	○	○			097 高松市	○			
037 香川県	○	○			098 相模原市	○			
038 愛媛県	○	○		○	099 西宮市	○	○		
039 高知県	○	○			100 倉敷市	○			
040 福岡県	○			○	101 さいたま市	○	○		
041 佐賀県				○	102 奈良市	○	○		
042 長崎県			○		103 川崎市	○	○		
043 熊本県	○	○			104 船橋市	○	○		○
044 大分県	○	○		○	105 岡崎市	○	○		
045 宮崎県	○	○			106 高槻市	○	○		
046 鹿児島県	○				108 青森市	○			
047 沖縄県	○				109 八王子市	○	○		
050 旭川市	○	○			110 盛岡市	○	○		
051 札幌市	○	○			111 柏市	○	○		
052 函館市	○	○			112 久留米市	○	○		
054 仙台市	○	○			114 前橋市	○	○		
055 千葉市	○	○			115 大津市	○			
056 横浜市	○	○			116 高崎市	○	○		
057 川崎市	○	○			118 豊中市	○	○		
058 横須賀市	○	○			119 那覇市	○	○		
059 新潟市	○	○			120 枚方市	○	○		
060 金沢市	○	○			121 越谷市			○	
061 岐阜市	○	○							
					計	102	85	7	13

(4) 処理支援策について

① 貴都道府県市において、PCB廃棄物の保管事業者（高圧トランス・コンデンサ、安定器等汚染物、微量PCB汚染廃電気機器等）に対して、平成26年11月1日から平成27年12月31日の間に処理費用等の補助制度を活用した支援を行ったことがありますか。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a はい	6自治体
b いいえ	109自治体



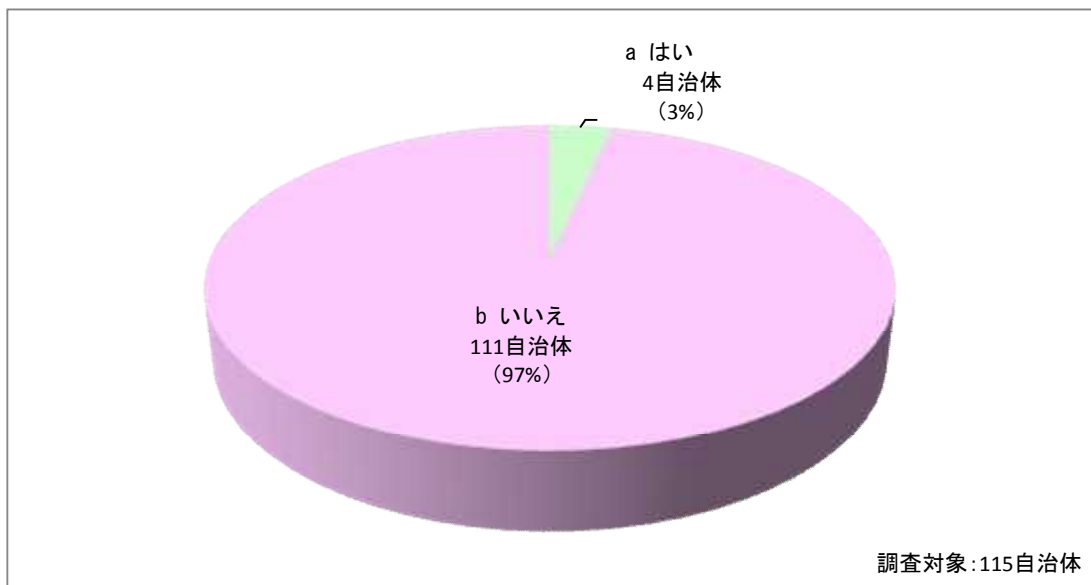
(具体的な回答内容)

- ・平成27年度から、低濃度PCB廃棄物の保管事業者のうち、処理困難者（事業を廃止した者等）に対する補助制度（処分費用の一部及び分析費用の一部）を実施している。
- ・中小企業等に対する分析費及び微量PCB廃棄物の処理費。
- ・平成26年度から微量PCB汚染廃電気機器を保管する中小企業事業者等に対して県独自の補助制度を創設。
- ・PCB濃度分析費用の補助。
- ・1台あたり最大で5万円までの補助を実施。
- ・中小企業等が保有するトランス、コンデンサ等であって、製造年等からPCBの混入が疑われる絶縁油の濃度分析に係る費用を補助対象としている。

② 貴都道府県市において、PCB廃棄物の保管事業者（高圧トランス・コンデンサ、安定器等汚染物、微量PCB汚染廃電気機器等）に対して、平成26年11月1日から平成27年10月31日の間に処理費用等の融資制度を活用した支援を行ったことがありますか。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a はい	4自治体
b いいえ	111自治体



(具体的な回答内容)

- ・融資制度はあるものの、活用事例はなし。
- ・平成27年4月から、濃度に関わらず、機器の更新及び処理（収集運搬、処分）費用の融資制度を設けた。
- ・本県の環境保全施設等整備資金融資制度において、PCB廃棄物の処理等に要する資金を融資対象としている。
- ・現在実績はないが、中小企業向けに融資制度を設けている。

③ ①、②以外に財政的、技術的支援を行っている場合、その内容についてご回答ください。

(具体的な回答内容)

- ・JESCOへの集中搬入期間を設け、相積みによる収集運搬料金の低廉化を促進。
- ・啓発・処理促進等の講習会の中で、四国内の低濃度PCB廃棄物等の処理施設の詳細な紹介を行うなど、保管事業者等に対して機会を捉えて早期の処理完了を働きかけている。
- ・平成25～26年度において、PCB廃棄物の保管業者に対してPCBの濃度を測定する費用の一部を助成した。

④ 今後、PCB廃棄物の保管事業者（高圧トランス・コンデンサ、安定器等汚染物、微量PCB汚染廃電気機器等）に対し、新たに支援を行う予定があればその内容について教えてください。

（具体的な回答内容）

- ・引き続き、集中搬入期間の設定を予定。
- ・千葉県とJESCOの取り決めによる特別登録期間が平成29年4月から9月までと設定された。

6. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

(1) 漏えい等の事故事例

① 貴都道府県市管内において、PCBの漏えいが判明した事案（※）について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数を教えてください。

※「漏えいが判明した事案」とは、機器が破損・転倒したり、保管基準を遵守していなかったこと等により環境中（土壌等）にPCBが漏えいした事案

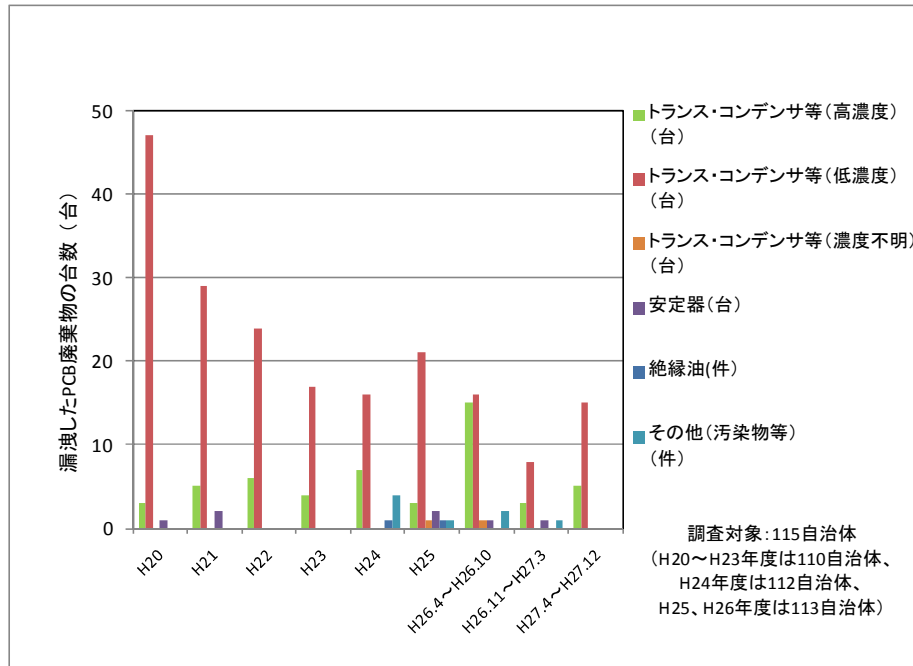
調査対象^{注1)} 115自治体

年度	件数 (件)	漏えいしたPCB廃棄物の台数					
		トランス・コンデンサ (台)			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 (汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成20年度	35	3	47	—	1	—	—
平成21年度	43	5	29	—	2	—	—
平成22年度	42	6	24	—	0	—	—
平成23年度	21	4	17	—	0	—	—
平成24年度	27	7	16	—	0	1	4
平成25年度	29	3	21 ^{注3)}	1	2	1	1
平成26年度 (4～10月)	22	15	15	1	1	0	2
平成26年度 (11～3月)	12	3	8	0	1	0	1
平成27年度 (4～12月)	16	5	15	0	0	0	0

注1) 平成20～23年度は110自治体、平成24年度は112自治体、平成25、26年度は113自治体

注2) 平成20～24年度は微量汚染として調査

注3) 台数不明が1件ある



② 具体的な事案について

(平成26年4月～10月の事例)

○トランス・コンデンサ(高濃度) 4件

●使用中・保管中に関するもの 3件

- ・コンデンサが入っている密閉のコンクリート容器が劣化し、隙間から雨水が侵入したことで、コンデンサが腐食し、PCB油がコンクリート容器内に漏えい。コンデンサの補修、汚染物の回収を行い、適正に保管(対応中)。
- ・保管現場内に保管していた廃コンデンサの一部が破損し、絶縁油がしみ漏れ。

●移動時に関するもの 1件

- ・建材業者(休止中)である保管者が廃コンデンサをトラックの荷台から降ろす際に、筐体を重機で掴んで持ち上げたため、亀裂が生じ漏えい。

○トランス・コンデンサ(低濃度) 15件

●使用中・保管中に関するもの 10件

- ・電柱上のバランスが劣化し、絶縁油が漏出。電力会社が絶縁油を回収し、分析を行ったところPCBが検出。
- ・電力会社の柱上トランスの劣化による油の漏えい。
- ・保管事業者の廃コンデンサ下部からの油のしみ出し。
- ・電力会社が保管していた遮断器と絶縁油を貯留するタンクの接合配管からの油の漏えい。ボルトの緩みが原因。
- ・携帯電話基地局への引き込み電柱上のトランスから絶縁油が漏えい。

- ・保管していた開閉器（微量PCB汚染廃電気機器）1台から、筐体の老朽化によりPCBを含む絶縁油が漏えい。
- ・コンデンサが入っている密閉のコンクリート容器が劣化し、隙間から雨水が侵入したことでコンデンサが腐食し、PCB油がコンクリート容器内に漏えい。コンデンサの補修、汚染物の回収を行い、適正に保管（対応中）。
- ・プラスチック製パレットに載せて保管中のトランスから漏えい。重みにより、プラスチックが湾曲し、ベースの溶接部分に加重が掛かり、溶接部分から漏えい。

●不法投棄・放置に関するもの 2件

- ・自治体所有地にトランス、コンデンサ等計9台が放置されており、その内1台のコンデンサから油が漏えい。また、油が漏えいしていたコンデンサ下部の土壌が黒く変色。聞き取り調査等により、トランス・コンデンサ等の所有者を突き止め、当該所有者に土壌調査を実施させたところ、PCBは検出されず。
- ・事業所（電気関係）解体現場内に放置されていた微量PCB含有疑いのトランスから土壌中に絶縁油が漏えい。トランス内の残りの絶縁油を分析した結果、8.6 mg/kgであった。目視等で確認できる範囲の土壌を撤去し、ドラム缶に入れて保管。

●その他 3件

- ・廃トランスが転倒し絶縁油が場内に漏えい。その一部が場外水路へ流出する事故が発生。事業者を指導し、場内及び排水路の流出油を回収する等、拡散防止対策を取らせるとともに、周辺環境調査を指示。調査の結果、特に問題となる値は検出されず。
- ・柱上トランス取り替え工事中に誤って絶縁油を漏えい。
- ・柱上トランスから停電等の影響により、PCBを含むオイルが歩道へ漏えい。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 1件

●使用中・保管中に関するもの 1件

- ・コンデンサが入っている密閉のコンクリート容器が劣化し、隙間から雨水が侵入したことで、コンデンサが腐食し、PCB油がコンクリート容器内に漏えい。コンデンサの補修、汚染物の回収を行い、適正に保管（対応中）。

○安定器 1件

- ・食堂天井に設置の蛍光灯安定器が破裂。報告を受け、自治体で速やかに立入検査を実施し、適切な保管、処理及び食堂の利用中止を指示。また、他にもPCB含有安定器がないかの確認を指示し、該当安定器がないことを確認。さらに、破裂時に現場にいた職員、漏えいした油を拭き取った職員の尿検査を実施し、人体に影響がないことを確認。食堂は除染し、測定により人体に影響がないことを確認の上、利用再開。

○絶縁油 0件

○その他（汚染物等） 2件

- ・受変電設備の充電部で使用している絶縁油の配管からの漏えい。
- ・通信ケーブル等の点検を実施した際、マンホール内の溜まり水に油が浮いていたことから、分析を行ったところ、PCBが検出（流入経路は不明）。

（平成26年11月～平成27年3月の事例）

○トランス・コンデンサ（高濃度） 3件

●使用中・保管中に関するもの 1件

- ・コンデンサ底部の腐食により、PCBが漏えいした。JESCOでの処理のため収運業者が重量を測定したところ判明。コンクリート表面に落ちて、施設倉庫から外へ流出し、土壌を汚染。汚染範囲を分析により確定し、土壌は処分された。汚染物は今後処理予定。

●移動時に関するもの 1件

- ・高濃度コンデンサを移動しようとした際に、転倒させ、端子部を破損し、PCB油が漏えいした。汚染したコンクリート床部分は撤去した。

●その他 1件

- ・具体事例なし。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 7件

●使用中・保管中に関するもの 3件

- ・設備点検時に漏えいを確認。ガスケットの劣化による。汚染部分の土壌等を処分。場外流出無し。
- ・トランスの老朽化・腐食によるPCB油の漏出。
- ・閉鎖していた建物に併設されていた変電機にひび割れが見つかり漏えいが疑われたもの（周辺土壌等からPCBは検出されず）。

●自然的要因に関するもの 1件

- ・平成26年11月22日に発生した地震により4件の現場において柱上トランスから絶縁油が漏えい。4件とも直下の道路上、U字側溝に適下。電力会社において漏出分を回収。
⇒ 分析後、2件の現場において基準値を超えた絶縁油を確認した。
⇒ 回収した廃棄物は適正処分するよう指導。

●その他 3件

- ・平成25年台風災害により、建屋内に土砂が流入し、土砂除去作業中に変圧器からPCB含有絶縁油が流出していることを確認。
- ・解体工事現場の地中から、開閉器を発見したところ、周辺に低濃度PCBが漏れていたもの。汚染の可能性がある土壌も全て回収し、PCB特措法第8条の届出済み。（平成27年4月に移出しているが、処理施設との調整がつき次第、速やかに処分予定とのことであった。）

・具体事例なし。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 0件

○安定器 1件

・展示物を照らすために設置した蛍光灯から異臭があり、確認したところ安定器からPCB油が漏えいしていたことが判明した。PCB油が飛散した部分は全て撤去した。

○絶縁油 0件

○その他（汚染物等） 1件

・塗装塗替工事現場で火災が発生し、塗膜片等PCB汚染物が焼失。

（平成27年4月～12月の事例）

○トランス・コンデンサ（高濃度） 2件

●使用中・保管中に関するもの 1件

・保管中のコンデンサ4台のうち1台から漏えいを確認した旨連絡があり、立入検査で確認したところ更に1台から漏えいを確認。機器には早急にオイルパンを設置すること、床面の構造上はつることができないため、油染みを可能な限り拭き取ることを指導。

●移動時に関するもの 1件

・自社敷地内で発見したコンデンサ1台を保管場所へ軽トラックで運搬中、保管場所の直前でコンデンサが転倒し、PCB油が軽トラックの荷台及びアスファルト舗装上に漏えい。荷台上のPCB油は吸着マット及びウエスで回収、アスファルトは研ってPCB汚染物として保管。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 14件

●使用中・保管中に関するもの 12件

- ・事業者点検中、長期間使用を休止していたトランス（屋内外各1台）からの漏油を発見。トランス内に残っていた油は抜油、汚染土壌は回収し、保管。
- ・事業者の巡視点検中に変圧器からの漏油を発見。原因はフランジのパッキン劣化によるもの。漏油箇所は補修し、汚染土壌を回収し、保管。
- ・電柱上の電源用変圧器の自然劣化（錆）により、歩道上に絶縁油が数十滴滴下した。
- ・柱上トランスの劣化により、低濃度のPCBを含む油が漏えいした事案。
- ・設備点検時に漏えいを確認。パッキンの劣化による。汚染部分の土壌等を処分。場外流出無し。
- ・屋外保管中の機器の周辺で油膜を確認。プラグの緩みによる。汚染部分の土壌等を処分。場外流出無し。
- ・倒産した工場を取得した事業者が保管中の電気機器の状況を確認したところ、油が漏えいしていたもの。
- ・高等学校敷地内に設置されていた柱上トランス（濃度1.8 mg/kg）から腐食により絶縁

油が漏れ出し、設置場所周辺の地面に流出した事案（流出が判明した後に周辺土壌中のPCB濃度を検査させたところ、周辺環境への影響は見受けられなかった（濃度0.0005 mg/L））。

- ・保管していたトランスより油の漏えいがあったもの（周辺への流出はない）。
- ・低濃度PCB廃棄物（トランス）を漏えい防止の容器に入れず保管していたところ、筐体の劣化部から床に漏えいしたものの。
- ・旧採石場付近で電柱にあるべき開閉器の落下が発見され、検査したところ周囲の土壌から微量のPCB（0.4 mg/kg）が検出。
- ・保管中のトランス（PCB濃度0.62 mg/kg）（低濃度）を委託処分のため撤去しようとしたところ、フィンの下から1/3くらいが変色しており、油の流出が疑われ、撤去したところ漏れていたことが判明した。漏えい跡部分に対し、防水工事を施した。

●自然的要因に関するもの 1件

- ・倒木による電柱折損により柱上トランスが転倒し漏油。汚染土壌は回収し、保管。

●その他 1件

- ・誤ってキュービクル内にPCB廃棄物（油入遮断器）1台を残したままキュービクルを解体。油入遮断器は破損し、絶縁油が土台のコンクリートに漏えいした。土壌中にも漏えいしたと思われたため、現場のPCB土壌溶出試験を行ったが、定量下限値未満であった。

○トランス・コンデンサ（濃度不明）、安定器、絶縁油、その他 0件

(2) PCB廃棄物が紛失した事例

① 貴都道府県市管内におけるPCB廃棄物の紛失が判明した事案（疑いを含む）について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数を教えてください。

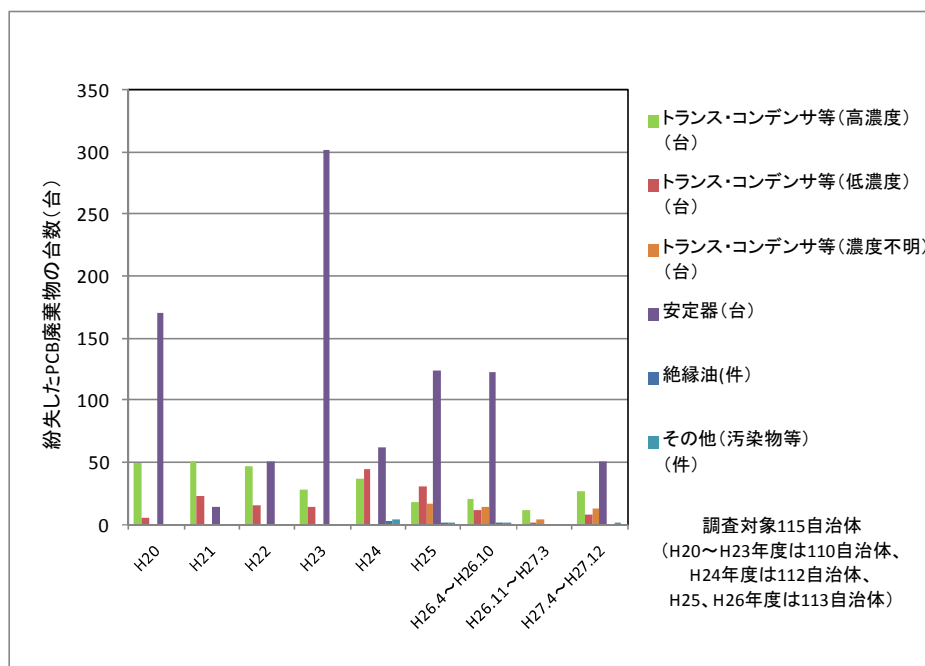
調査対象^{注1)} 115自治体

年度	件数 (件)	紛失したPCB廃棄物の台数					
		トランス・コンデンサ (台)			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 (汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成20年度	34	49	5	—	170	—	—
平成21年度	47	51	23	—	14	—	—
平成22年度	42	47	16	—	51	—	—
平成23年度	35	28	14	—	302	—	—
平成24年度	50	37	44	—	62	3	4
平成25年度	46	18	30	17	124	1	2
平成26年度 (4～10月)	33	21	12	14	123 ^{注3)}	1	1
平成26年度 (11～3月)	13	13	2	4	0	0	0
平成27年度 (4～12月)	38	27	8	13	51	0	1

注1) 平成20～23年度は110自治体、平成24年度は112自治体、平成25、26年度は113自治体

注2) 平成20～24年度は微量汚染として調査

注3) 台数不明が1件ある



② 具体的な事案について

(平成26年4月～10月の事例) <重複あり>

○トランス・コンデンサ(高濃度) 19件

●解体工事に関するもの 4件

- ・平成20年頃の倉庫の解体に伴い紛失が判明。その経過について直後に調査したが、解体業者の代表者が死亡する等の要因によってわからず。
- ・工場の解体を依頼したところ、発生した廃コンデンサを解体業者がPCB廃棄物に該当しないと勘違いをしたため、持ち出してしまい、行方がわからず。
- ・解体工事に伴い高濃度PCB含有コンデンサが発生。更地後、駐車場にするため舗装工事を行う際、舗装範囲以外の自社敷地に移動したところ、紛失していることが判明。詳しい経緯についてはPCB特措法第17条に基づく報告徴収により報告を待っている。
- ・採掘現場の変電施設解体の際、解体業者が誤って、PCB含有のトランスを金属くずとして処理。

●倒産・廃業に関するもの 6件

- ・破産した工場内を調査したところ、電気室等が荒らされており、コンデンサを含む電気設備がなくなっていた、現在調査中。
- ・届出を促す通知をしたところ、事業者は廃止、代表者死亡により、行方不明であることが判明。
- ・法人が廃業し、個人で保管していたPCB廃棄物(キュービクル)を、無許可の収集業者に売却し、転々と売却され紛失(汚染容器類は海外に輸出)。
- ・法人が破産し、その破産手続きの中で、保有していたPCB廃棄物が紛失。
- ・PCB特措法第8条に基づく届出を行うよう指導したところ、紛失したことが判明(会社が倒産後に個人保管事業者となったが、保管していた高圧コンデンサ3基の所在が分からなくなったもの)。
- ・平成22年廃業以降、無人となっていた工場(無施設)で高圧コンデンサを保管していたが、平成26年4月に保管容器ごとなくなっていることが判明。紛失時期は不明。盗難の可能性もあるが、紛失時期不明のため被害届は不受理。

●その他の工事・機器改修・機器取り替えに関するもの 2件

- ・電気設備の交換により、高濃度PCB含有コンデンサが廃棄物となったが、同一設備で使用していたトランスにはPCBの含有が認められなかったため、コンデンサにもPCBが含有されていないと判断し、電気工事店が金属商に引き渡し。
- ・電気設備改修時に電気室に保管していたPCB廃棄物を紛失したと思われる(平成20年8月)。

●盗難に関するもの 2件

- ・破産した工場内を調査したところ、電気室等が荒らされており、コンデンサを含む電気設

備がなくなっていた。現在調査中。

●誤って処分したもの 3件

- ・紛失原因等は明らかにできなかったが、倉庫内で保管容器に入れて保管していたPCB廃棄物を他の物の搬出時に誤って搬出してしまった可能性が高い。
- ・工場の解体を依頼したところ、発生した廃コンデンサを解体業者がPCB廃棄物に該当しないと勘違いをしたため、持ち出してしまい、行方がわからず。
- ・採掘現場の受変電施設解体の際、解体業者が誤って、PCB含有のトランスを金属くずとして処理。

●その他 5件

- ・高圧コンデンサ2台の所在不明。PCB廃棄物保管庫にあった他の設備とともに金属リサイクル業者に搬出された可能性あり。
- ・毎年、保管状況の確認を行わずPCB特別措置法に基づく届出書を提出していたが、廃棄物処分業者から処分の打診があったため、現物確認を行ったところ、紛失していることが判明。
- ・土地建物を売却し、その建物で保管していたPCB廃棄物を搬出する際に、行方がわからなくなった事案。
- ・PCBの保管届を目視で確認することなく、保管状況に変わりがないとのことで届出を行っていた。JESCOでの処理の順番が回ってきたことで、紛失が発覚。場内を搜索させたが、発見できず。今後の改善策を盛り込んだ顛末書を提出させた。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 8件

●解体工事に関するもの 2件

- ・解体工事に伴って発生したトランスを誤って有価物として売却。売却先及びその取引先を調査したが見つからず。
- ・市内の工場解体現場で、保管されていたトランス1台（PCB濃度0.89 mg/kg）が盗難。事業場に対し紛失に係る報告書を提出するよう指示。

●倒産・廃業に関するもの 1件

- ・事業の廃止に伴い片付けを行っていたところ、偶然通りかかった廃品回収業者と思わしき者に工場内の片付けを無料で行うと言われ依頼。PCB廃棄物も回収されてしまった。

●盗難に関するもの 2件

- ・市内の工場解体現場で、保管されていたトランス1台（PCB濃度0.89 mg/kg）が盗難。事業場に対し紛失に係る報告書を提出するよう指示。
- ・立て替えのため、無人となっていた旧工場のキュービクルから電線等の金属類と共にトランス2台（微量機器1台）が盗難（盗難日時：平成25年8月頃）。

●誤って処分したもの 1 件

- ・解体工事に伴って発生したトランスを誤って有価物として売却。売却先及びその取引先を調査したが見つからず。

●その他 3 件

- ・駅構内設置の当該変圧器の取替を実施後、工事請負会社事務所に一時保管（→事後、駅構内のPCB保管庫へ運搬予定）。平成26年6月19日PCB保管庫に当該変圧器がないことが判明。
- ・新規発生に伴う立入検査により、紛失が判明。
- ・報告書作成のため、製造番号を確認したところ、台帳との相違に気づき紛失が判明。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 6 件

●解体工事に関するもの 1 件

- ・会社の事業停止に伴い、場内整理（保管していた建屋の解体）において、誤って処分。詳細について現在調査中。

●倒産・廃業に関するもの 4 件

- ・法人が廃業し、個人で保管していたPCB廃棄物（キュービクル）を、無許可の収集業者に売却し、転々と売却され紛失（汚染容器類は海外に輸出）。
- ・PCB特措法第8条に基づく届出を行うよう指導したところ、紛失したことが判明（会社が倒産後に個人保管事業者となったが、保管していた高圧コンデンサ3基の所在がわからなくなったもの）。
- ・PCB特措法第8条に基づく届出を行うよう指導したところ、紛失したことが判明（会社が倒産後に高濃度PCB廃棄物はJESCOにて処分したが、微量PCB汚染廃電気機器に該当するおそれのある高圧コンデンサ2基の所在がわからなくなったもの）。
- ・PCB特措法第8条に基づく届出を行うよう指導したところ、紛失したことが判明（会社が倒産後に個人保管事業者となったが、工場・自宅が競売に掛けられ保管場所がなくなったため、工場を購入した事業者に対し処分を説明したが、その後保管していた高圧コンデンサ4基の所在がわからなくなったとのこと）。

●その他の工事・機器改修・機器取り替えに関するもの 1 件

- ・微量PCB混入の恐れがあるとして届出をしていた高圧コンデンサが保管場所になく、別のコンデンサが保管。数年前に高圧電気機器の入替を行っており、その際に本来持って帰るべき機器と取り違えて引き渡してしまった可能性がある。顛末書を提出させた。

○安定器 2 件

- ・工場完成時の図面上では、PCBが使用の安定器があると判断できるものの、照明器具の省エネを図るため、古い白色反射式の照明器具を交換する工事を行った際、工事担当者は安定器にPCBが使用されているかどうか確認しないまま工事業者に処分を委託したと思われ、調査中。

- ・工場完成時の図面上では、蛍光灯、ナトリウム燈にPCBが使用されていたと判断できるが、照明器具の省エネを図るため、古い白色反射式の照明器具を交換する工事を行った際、コンプレッサー室に保管したとされる。所在を捜索中。

○絶縁油 1件

- ・平成26年5月28日「保管していたPCBが見当たらない」との連絡があり、保管施設及び全ての保有施設を確認の上、平成26年6月26日警察へ盗難届を提出（保管事業者による保管確認は、平成26年1月初旬）。

○その他（汚染物等） 1件

- ・法人が廃業し、個人で保管していたPCB廃棄物（キュービクル）を、無許可の収集業者へ売却し、転々と売却され紛失（汚染容器類は海外に輸出）。

（平成26年11月～平成27年3月の事例）＜重複あり＞

○トランス・コンデンサ（高濃度） 8件

●倒産・廃業に関するもの 4件

- ・立入検査を実施した際には既に工場は存在しない状態であった。手がかりとなる表示等もないので、追跡調査が行えない状況である。
- ・届出のない事業者へ届出指導したところ、保管場所から高濃度コンデンサ1台が行方不明になっていることが発覚。保管場所の事業所は、平成26年11月末に閉鎖されており、排出した可能性がある事業所を調査したが、見つからず。
- ・社屋がある土地は飲食店になっており、代表取締役も死去しており、息子等も経緯は不明。
- ・法人閉鎖時に当該廃棄物を撤去せずに残置させたまま、土地及び建物を競売により売却した。別法人の名義となり、別法人が営業を開始する時には、既に当該廃棄物は保管されていない。結果、処理責任のある前法人が放置したため、紛失に至った。

●解体工事に関するもの 2件

- ・保管事業場（電気室）の解体工事の際に、工事元請け業者がPCBと認識せずに廃棄したもの。追跡調査を行ったが行方不明。
- ・処理責任のある法人が別法人へ土地を賃貸し、その際にプラント一式の解体を条件とした。当該廃棄物が保管されている情報を共有しなかったため、解体時に撤去された。解体時の書類が残っていないため結果的に紛失に至った。

●盗難に関するもの 1件

- ・JESCOへの登録も済み、平成27年5月頃処理予定で保管していたが、同年3月に盗難に遭ったことが発覚した。

●その他 1件

- ・保管状況の確認を怠っており、処分の手続きを進めていったところ紛失していることに気が付いた。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 2件

●解体工事に関するもの 1件

- ・建物解体時、解体前に存在を確認していたPCB含有機器について、解体作業の途中で保管場所から紛失しているのが判明。

●盗難に関するもの 1件

- ・屋外に置いていたものを盗難にあったと申し立てている。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 3件

●倒産・廃業に関するもの 2件

- ・現地確認を行ったところ、保管事業場は更地。事業者にお問い合わせしたところ、廃業し工場を撤去した際に誤って処分したと思うとのこと。
- ・工場の建物は残っているが廃業済。機械類や電気設備は残っていなかった。現地確認の際に発覚。

●その他 1件

- ・平成17年以降届出書の提出なし。平成25、26年度に調査を行ったところ、旧代表者が死亡していることが判明。役員（旧代表者の弟）に確認したが、当該廃棄物の所在及び処分については不明。届出された工場を確認したが、当該物は見当たらず。

○安定器、絶縁油、その他 0件

（平成27年4月～12月の事例）＜重複あり＞

○トランス・コンデンサ（高濃度） 21件

●解体工事に関するもの 4件

- ・PCB含有電気機器を使用していた事業所が倒産し、建物を解体する際に行方が分からなくなり紛失した事案。
- ・高濃度PCB使用製品を使用していたことを把握したが、現状を確認したところ、工場の解体工事の際にコンデンサを紛失していた。
- ・高濃度PCB使用製品を使用していたことを把握したが、現状を確認したところ、病棟の解体工事の際にコンデンサを紛失していた。

●倒産・廃業に関するもの 5件

- ・届出上PCB廃棄物の保管場所となっている破産した事業者の倉庫を確認したところ、PCB廃棄物の存在を確認できなかった。現所有者が倉庫の改修を依頼した際に残置物の片付けを依頼した者（故人）が誤って処分した可能性。
- ・保管していた工場は既に閉鎖し、更地になっている。高濃度コンデンサ1台を紛失。経営者は既に死亡しており、JESCOの説明会開催案内を受け取った経営者の親族が県に連絡し発覚した。

- ・保管事業者が破産し、事業場跡が更地になっていた。当時の代表者が既に死去し廃棄物の所在が不明となった。
- ・工場の廃業に伴い、保管されていたコンデンサの行方がわからなくなってしまった。
- ・ビルの所有者が破産し、新しい所有者が建屋を購入したが、その際に紛失したものと思われる。

●その他の工事・機器改修・機器取り替えに関するもの 2件

- ・高濃度PCB使用製品を使用していたことを把握したが、現状を確認したところ、キュービクルの更新工事の際にコンデンサを紛失していた。
- ・支店リフレッシュ工事に伴い、キュービクル解体した際、保管すべきコンデンサーを紛失した。

●盗難に関するもの 5件

- ・同地において保管事業者は操業をすでに行っていなかったが、キュービクル内に保管していたところキュービクルごと盗難に遭い紛失した。
- ・JESCO担当者立会いのもと、施錠していた倉庫を破産管財人が開けて確認したところ、コンデンサがキュービクルごと盗まれていた。
- ・保管中のコンデンサ4台のうち2台の状況を調べるため保管場所から屋外に出していたところ、盗難にあった。
- ・施錠していない保管倉庫から盗難により紛失。警察被害届提出。立入検査及び口頭での指導済み。
- ・事業者が当該資材置場（保管場所）に廃コンデンサを確認に行くと紛失している事が判明し、市へ連絡して発覚。報告徴収の結果、盗難による紛失である旨回答。

●その他 5件

- ・JESCOから説明会開催案内を受け保管状況を確認したところ、高濃度コンデンサ3台の紛失が発覚。保管場所を大工に倉庫として貸し出しており、倉庫返却時に倉庫内を整理した時に紛失したおそれがある。
- ・電気事業法による廃止届を提出した後のPCB廃棄物3台について、特措法届出書の提出がなく適正保管がなされていなかった。そのうち2台について煩雑に放置されていたため、紛失していたことが判明したもの。
- ・具体事例なし。
- ・碍子破損のため処分できず保管されていた高圧コンデンサが紛失していることが、PCB掘り起こし調査を機に判明した。事業者へ従業員への聞き取り調査を行わせ、同事業者所有の別社屋を調査させるも見つからず、現在に至る。
- ・届け出された保管場所の建物は、解体され新しい建物が建っており、担当者が死亡したため、詳細を分かる者がおらずPCB廃棄物の所在が不明のもの。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 7件

●解体工事に関するもの 3件

- ・建物解体工事中に受電設備から生じたトランスを現場において保管していたが、年末の休工中に盗難された。盗難届の提出にあわせ詳細調査中。
- ・建屋の建て替えに伴う解体工事の際に、保管していたPCB廃棄物のうち開閉器1台を紛失した。その後追跡・確認調査を行ったが、所在は不明。
- ・解体工事に保管していたトランスが盗難。

●盗難に関するもの 3件

- ・平成26年4月から屋外の施錠されていない場所で保管。平成27年9月3日に点検したところ紛失が判明した（盗難によると思われる）。
- ・建物解体工事中に受電設備から生じたトランスを現場において保管していたが、年末の休工中に盗難された。盗難届の提出にあわせ詳細調査中。
- ・解体工事に保管していたトランスが盗難。

●その他 3件

- ・県から「PCB含有電気機器の保有に関する調査（依頼）」を受けて、保管するPCB廃棄物の状況を確認したところ、PCB特措法第8条で届出している機器と異なる機器を保管しており、届出機器（遮断器1台）の紛失が判明したもの。
- ・保管状況の確認のため立入検査を実施したところ、紛失が判明した。紛失時、当該廃棄物は施錠せずに保管されていた。事業場の整地や解体工事に伴う保管場所の移動、担当者退職時の引継ぎ不足などが原因と思われる。
- ・平成26年から事業所内でトランス・コンデンサ合わせて9台保管していたが、今年度確認すると8台しか確認できず1台紛失したことが判明。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 7件

●解体工事に関するもの 3件

- ・保管場所があったコンクリート建屋を解体した際、微量PCB汚染のおそれがあるコンデンサを紛失した。
- ・未届出（保管状況等届出書）保管事業者の立入調査において判明。現在は実質的に業を営んでおらず、砕石プラント工場解体時に収去された可能性が高い。
- ・PCB含有電気機器を使用していた事業所が倒産し、建物を解体する際に行方が分からなくなり紛失した事案。

●倒産・廃業に関するもの 1件

- ・保管場所を提供していた事業者が廃業。

●盗難に関するもの 1件

- ・廃PCB機器2台を軒下に保管中していたが、盗難により紛失した。

●誤って処分したもの 2件

- ・保管事業者が、PCB含有の可能性のあるコンデンサ2台を分析のためとし、取引先事業

者に一時保管を依頼。取引先事業者が誤って当該コンデンサ 2 台を売却し、所在不明となる。

- ・保管者が届出のため現物を確認しようとしたところ、紛失が発覚。工場の一部を別の事業者へ貸しており、借り主に不要な資材等の売却を依頼した際に誤って売却した可能性がある、との説明。現在調査中。

○安定器 2 件

- ・閉鎖した県立病院から蛍光灯安定器が盗難されたもの。
- ・他の廃棄物を処分した際に併せて処分してしまったと考えられる。

○絶縁油 0 件

○その他（汚染物等） 1 件

- ・低濃度 PCB に汚染された抜油済みトランスを同じ場所に保管されていた PCB を含まないトランスと取り違えて、金属スクラップとして売却してしまい、紛失した事案。

(3) 不適正処分事例

① 貴都道府県市管内におけるPCB廃棄物の不適正処分(※)(疑いを含む)事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間に判明した事案の件数を教えてください。

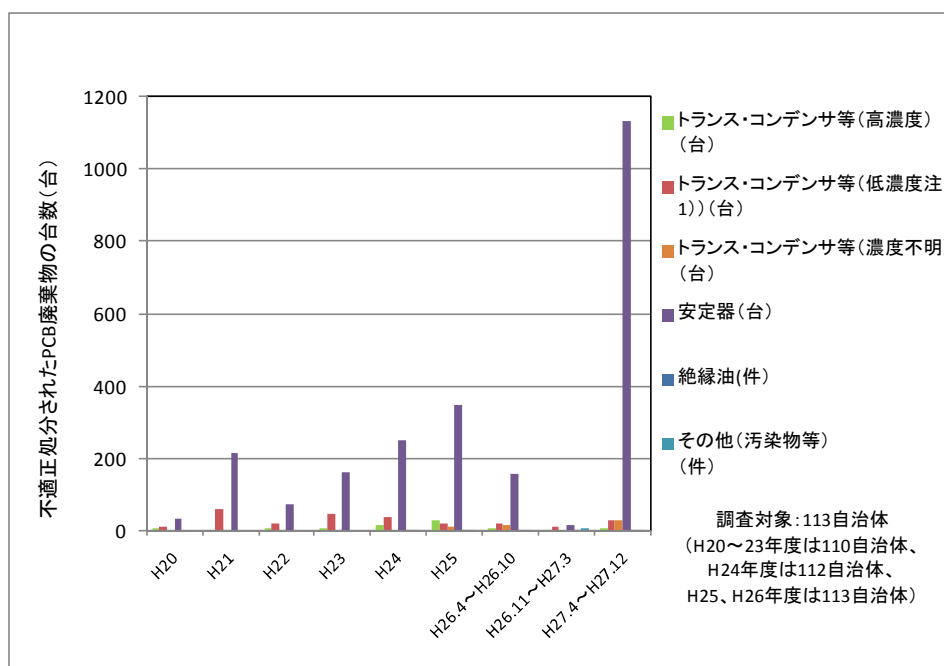
※「不適正処分」とは、PCB廃棄物を一般の産業廃棄物として故意に又は誤って処分した事例等

調査対象^{注1)} 115自治体

年度	件数 (件)	不適正処分したPCB廃棄物の台数					
		トランス・コンデンサ(台)			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 (汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成20年度	24	7	13	—	32	—	—
平成21年度	15	4	59	—	214	—	—
平成22年度	22	9	21	—	74	—	—
平成23年度	32	5	48	—	162	—	—
平成24年度	37	18	39	—	251	1	3
平成25年度	28	29	22	11	348	3	1
平成26年度 (4～10月)	24	9	20	18	159	1	1
平成26年度 (11～3月)	11	3	12	0	16	1	9
平成27年度 (4～12月)	25	7	31	27	1133	1	2

注1) 平成20～23年度は110自治体、平成24年度は112自治体、平成25、26年度は113自治体

注2) 平成20～24年度は微量汚染として調査



② 具体的な事案について

(平成26年4月～平成26年10月事例) <重複あり>

○トランス・コンデンサ（高濃度） 6件

●誤って処分したもの 2件

- ・他自治体の鉱山跡地から高濃度PCBコンデンサ1台が誤って自治体内業者事業場に搬入されスクラップ処理されたとの情報があり立入。事業者へ聞き取り及び現地調査した結果、不適正処分の事実は確認されず。自治体で周辺水路の採水・分析を行うもPCBは不検出。
- ・建物解体時に誤って処分。

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・実務担当者がコンデンサの型式、製造番号等を確認しようとしたところ、保管していたキュービクルごとなくなっていた。事情を知らない社員が金属くずとして無料回収業者に引き渡した可能性があり、現在追跡調査中。
- ・金属回収業者に売却。

●その他 2件

- ・産業廃棄物収集運搬業者が解体現場よりPCB廃棄物を持ち出し、不適正処理。
- ・警察との合同ヤード立入時に発見。当該事業場は古物商（金属商）を営んでいるが、いつ、どの業者が持ち込んだかは、全く覚えていないとのこと。当該事業場にて保管・処分を適正に行うよう指導。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 9件

●誤って処分したもの 4件

- ・PCB廃棄物を一般の産業廃棄物として誤って処分した模様（現在、指導中）。
- ・トランスに低濃度PCBが含まれているにもかかわらず、排出者と搬出業者との間での情報共有不足により、PCB不含有として処理。
- ・平成26年2月に、PCB非含有のコンデンサ、安定器を処分する際、間違えて低濃度PCB含有のコンデンサも一緒に処分したものと推測。平成26年7月の市の立入検査時に判明。
- ・現ホテル新築に伴い、平成18年10月に旧ホテル解体。5台中1台のコンデンサが低濃度PCB含有のため、それを現ホテル内で保管し残りはPCB非含有のため処分。平成26年10月にPCB廃棄物処分見積取得の際、銘板内容からPCB非含有のものを保管していることが判明。解体後の処分時に誤って低濃度PCB含有のコンデンサを処分したものと推測。

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・金属回収業者に売却。

●その他 4件

- ・メタルスクラップ輸出業者がトランス等を輸出しようとしたところ、PCB廃棄物の疑いがあるトランスが含まれており、輸出できず。当該トランス等の分析の結果、2台のトランスはPCB廃棄物であることが確認されたことから、適正保管及びPCB特別措置法に基づく届出の提出について指導中。
- ・産業廃棄物収集運搬業者が解体現場よりPCB廃棄物を持ち出し、不適正処理。
- ・市内の金属回収業者へ低濃度PCB廃棄物であるコンデンサ3台が持ち込まれた疑い。持ち込み先の金属回収業者へ立入を実施したが現物の確認はとれず。
- ・内装工事の際、工事会社が高圧コンデンサを金属くずとして処理。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 5件

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・解体工事の際に微量PCBの疑いがあるトランス及びコンデンサについて、分析を行う前に、金属くず業者に売却。当該機器は、製鉄原料となったため、PCBが含まれていたかどうかは不明。

●その他 4件

- ・立入検査の結果、PCBが含まれている可能性のある変圧器等を6台確認。後日、当該変圧器等についてPCB含有分析実施の指導をしたところ、既に処分との回答。
- ・PCB特措法第8条に基づく届出を行うよう指導したところ、紛失したことが判明（処理業者に委託したか有価売却したか覚えていないとのこと）。
- ・平成19年2月に電気室の更新工事を行い、取り外したPCBが含まれていたコンデンサを電気業者が持ち帰り、PCB廃棄物の許可を持っていない中間処理施設で処分。
- ・平成25年3月ごろ、業者から「3、4万円で持ち帰ってやる」と言われたので持ち帰ってもらった。

○安定器 5件

- ・金属回収業者へ立入を行った際、多量の安定器が見つかり、その中にPCBを含む安定器が11台見つかった。所有していた事業者を調べ聴取したところ、JESCOへ運ぶ前に業者にPCBの有無を確認させたが、誤ってPCBがないものとされ処分。
- ・他市事業所において、修繕工事によって生じた廃棄物の中にPCBが含まれた安定器2台が混入し、市内の産廃処理施設にて誤って処分。
- ・工事業者が、建設予定地にあった旧建築物の解体の際に生じた蛍光灯安定器22台と照明用コンデンサ3台の保管を届出。記載内容の確認をした際、安定器はコンデンサとそれ以外の部分に解体されていることが判明。
- ・保管者より、解体・仕分けを行い登録している荷姿が変わったので、変更手続きについて教えてほしいとの相談があり、安定器の解体が発覚。
- ・倉庫の老朽化と震災のダメージによる建物の解体工事で、蛍光灯用安定器を取り外した際、保管することなく金属（有価物）として売却。

○絶縁油 1件

- ・2004年にトランスの絶縁油劣化に伴い、一斗缶6缶に入れて保管。事前の分析ではPCB含有(0.7 mg/kg)であることが判明。2007年に6缶のうち4缶を自社焼却場で焼却処分され、一斗缶についても鉄屑業者に売却し、鉄鋼粗材になっていた。

○その他(汚染物等) 1件

- ・PCB廃棄物を一般の産業廃棄物として誤って処分した模様(現在、指導中)。

(平成26年11月～平成27年3月事例) <重複あり>

○トランス・コンデンサ(高濃度) 3件

●誤って処分したもの 2件

- ・残置物の処分受託者が誤って、処分。
- ・使用中の高濃度PCBコンデンサを、建物を解体する際に、PCB含有の有無を調べずに処理に出してしまった。

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・出張から帰ってくると、失くなっていた。古鉄買取業者がいつの間に持って行ったのではないかとのこと。

○トランス・コンデンサ(低濃度) 6件

●誤って処分したもの 5件

- ・解体工事現場で発生した廃電気機器4台のうち、分析した結果、2台が低濃度PCB廃棄物に該当することが判明した。該当するもの2台について、別の場所へ移動させ保管するつもりだったが、誤って該当するもの1台と該当しないもの1台を移動させた。解体工事現場に残ったものを該当しないもの2台(該当するもの1台含む)とし、産業廃棄物として処分した。
- ・変電設備改築の際に施工業者が他の産業廃棄物と共に廃棄。中の油は処分業者似て回収され有価運用された模様であり、追跡不可。
- ・残置物の処分受託者が誤って、処分。
- ・座間市役所発注の空調整備工事でPCB含有検査を工事を請け負った電気工事会社が見誤り、座間市役所へ報告しないまま絶縁油は焼却した上で、埋立処分した。また、本体は金属くず商が再生処理した。
- ・PCB含有機器とPCB未含有機器を間違えて誤廃棄した。

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・電気設備解体工事の際にトランス3台がPCB不含であると口頭説明を受けスクラップ業者に引き取られた。その後、スクラップ業者から事業者へ分析結果の提出を求められた際に、低濃度PCB廃棄物であることが判明したが、PCB油は既に抜き取られ、他の油と一緒に廃油業者で再生処理され、販売されていた。筐体は事業者が保管中である。

○安定器 2件

- ・県内製造業の蛍光灯更新工事の際に、安定器のPCB該非を確認せずにメタルスクラップ業者へと有償売却。有価物運用のためマニフェスト等で追跡不能。スクラップ業者工場排水から環境基準超過のPCBが検出されたため、浄化・是正を指導。
- ・廃安定器の解体を行っていたことが判明。コンデンサ以外の部材のPCB濃度が不明であり、不適正処理に当たるかどうかは不明。

○絶縁油 1件

- ・平成24年度に、水力発電所において使用している変圧器の点検に伴い発生した絶縁油およびウエスを産業廃棄物として処理したところ、その後の検査において当該変圧器にPCB（濃度0.5 mg/kg）が含まれていることが判明した事案。

○その他（汚染物等） 1件

- ・平成24年度に、水力発電所において使用している変圧器の点検に伴い発生した絶縁油およびウエスを産業廃棄物として処理したところ、その後の検査において当該変圧器にPCB（濃度0.5 mg/kg）が含まれていることが判明した事案。

（平成27年4月～12月の事例）＜重複あり＞

○トランス・コンデンサ（高濃度） 3件

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・PCB廃棄物（JESCO登録済、保管届出済）を、県の承認無く譲り渡した。指示書を交付し取戻すよう指導したが、相手先業者の名前も忘れており回収は困難な状況。

●誤って処分したもの 1件

- ・保管中の高圧機器5台をJESCOで処理するため、現地調査を実施したところ、保管しているはずの高圧機器が見当たらなかった。行方を調査した結果、平成23年9月に当該事業所の電気設備の整理を行った際、電気工業者が持ち帰り普通産廃として処理していたことが発覚。

●解体に関するもの 1件

- ・建物の解体に伴い、PCB廃棄物のトランス6台とコンデンサ1台が発生した。それらを無許可業者に処理させた。

○トランス・コンデンサ（低濃度） 13件

●誤って処分したもの 6件

- ・県から「PCB含有電気機器の保有に関する調査（依頼）」を受けて、保管するPCB廃棄物の状況を確認したところ、PCB特措法第8条で届出している機器と異なる機器を保管しており、届出機器（遮断器1台）の紛失が判明したものの。保管事業者による調査の結果、発生時（平成18年度）にPCB含有機器とPCB非含有機器を取り違えて搬出、処理した可能性があることが判明したものの。

- ・排出者の錯誤により、金属回収業者に持ち込まれ、抜油後切断された模様。事業地内及び周辺公共用水域の環境調査を実施したが、PCBの検出なし。廃棄物について、筐体は行先不明であるが、PCB混入の恐れのある廃油については、低濃度PCBとして認定事業者で処理。
- ・工場を売却・解体するに当たりPCB濃度分析を行い、PCB廃棄物に該当するものだけを保管していたつもりであったが、非PCBとの取違えによりPCB廃棄物を誤処分した。
- ・5年前にトランスを交換した際にPCB濃度分析を行い、PCB廃棄物に該当する5台を保管していたが、今年度無害化処理認定施設で処分する際に銘板を確認したところ、取違えによりトランス1台が誤処分されていたことが判明した。
- ・低濃度のトランス・コンデンサ等13台の抜油を行い、抜油したPCB油は適正処理された。しかし、抜油後の機器に新しい油を入れて洗浄を行い、洗浄油のPCB濃度が0.5 mg/kg未満になったことを確認し、普通の産業廃棄物として機器と絶縁油を処分した。
- ・保管していたトランスより油の漏えいがあった事案（漏えい事案に記述）の際に、ふき取りを行ったウエスを通常のウエスと併せて処分を行ってしまったもの（処分状況から周辺環境へは影響はないと判断している）。

●売却・譲渡に関するもの 5件

- ・当該飼料工場ではPCB廃棄物を高圧受電室内に保管していた。高圧受電室内の機器の入替工事の際、PCB廃棄物である廃コンデンサとPCB廃棄物ではない廃電気機器とが混在してしまっていたが、PCB廃棄物が混在しているという認識がないまま、PCB廃棄物を含む廃電気機器を金属買取業者に売却した。金属買取業者では、既にPCB廃棄物中の絶縁油を抜き、ドラム缶に保管していたが、PCB廃棄物（コンデンサ）の本体は残っていた。PCB廃棄物（コンデンサ）の本体、絶縁油が入ったドラム缶、ウエス等の汚染物を飼料工場に戻し、他の物と混在するおそれがない保管場所に保管した。
- ・受変電設備更新工事の請負業者に低濃度PCB廃棄物の引き取りを依頼した。その後数社を経て、最終的に海外に売却されたと思われる。
- ・工場を賃借していた事業者が閉鎖し、工場を解体した賃貸人がこれにより生じたPCB廃棄物を自宅に保管。同人が一時的に自宅外で生活した際、同人の家族が過って回収業者に引き渡した。回収業者等を調査をしたが、行方不明のまま未だ追跡調査中。
- ・低濃度PCBを封入する機器を、誤って金属くずとして売却した。搬入先において、抜き取られたPCB含有油を確認し、適正に処理を行った。
- ・濃度不明のトランス2台について、メーカー確認の後に金属商に売却した。県からの指導により、メーカーへ再確認すると当該機器は高濃度ではないが、低濃度の可能性は否定できないとの回答であった。追跡調査を実施するも機器は発見に至らなかった。

●解体に関するもの 1件

- ・解体作業の際、確認不十分のため、当該機器がPCB含有であることを失念して解体業者に処分を依頼したため、油は抜油後、通常の焼却施設で焼却、洗浄後の金属容器は金属回収業者が処理していたことが判明。

●その他 1件

- ・PCB廃棄物の許可の有無を確認せずに当該廃棄物の処理を委託した。

○トランス・コンデンサ（濃度不明） 5件

●誤って処分したもの 1件

- ・古物商がPCB廃棄物と疑われるものを回収していた。当該者は廃棄物の不適正保管で県の監視対象となっており、その中で発見された。排出者は木工製作所で、検査されていないコンデンサを勘違いで排出してしまっていた。

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・微量PCB疑いのトランスを濃度分析せずに解体し、金属くず、油として有価売却してしまった。
- ・高濃度では無いが低濃度である可能性を否定出来ない電気機器をスクラップ業者に持ち込み、処理を行った。報告徴収を行ったが、すでに1年以上経過しており、追跡出来なかった。

●解体に関するもの 1件

- ・建物の解体に伴い、PCB廃棄物のトランス6台とコンデンサ1台が発生した。それらを無許可業者に処理させた。

●その他 1件

- ・濃度不明のトランス及びコンデンサについて、濃度の確認を行って報告する旨の文書を、市に提出していたが、濃度確認を行わずに、処分していたことが判明した。

○安定器 2件

- ・保管事業者が安定器の解体を業とする事業者に充填材固定型安定器の分解を依頼。保管事業者の管理下で上記事業者が当該安定器の分解を実施。なお、目視で漏れ等が確認された安定器の分解は実施しなかったとのこと。
- ・業者委託により分解した安定器について、環境省通知により解体が禁止されている「充填材固定型安定器」だった。ただし、PCBの漏えい等は生じていない。

○絶縁油 1件

- ・電気機器更新工事中に誤って低濃度PCB含有絶縁油125L（0.6 mg/kg）を普通産廃として処理した。

○その他 2件

- ・県立高校が保管していた油を有価回収してもらい、回収先で自社分析を行った結果PCBの含有が確認されたもの。量不明。
- ・コンデンサを買い取って油を抜き取り、金属を有価物として売却していたが、引取り時の確認が不十分であったため、誤ってPCBを含む機器を解体するなど不適正な処理を行った。

(4) 不法投棄事例

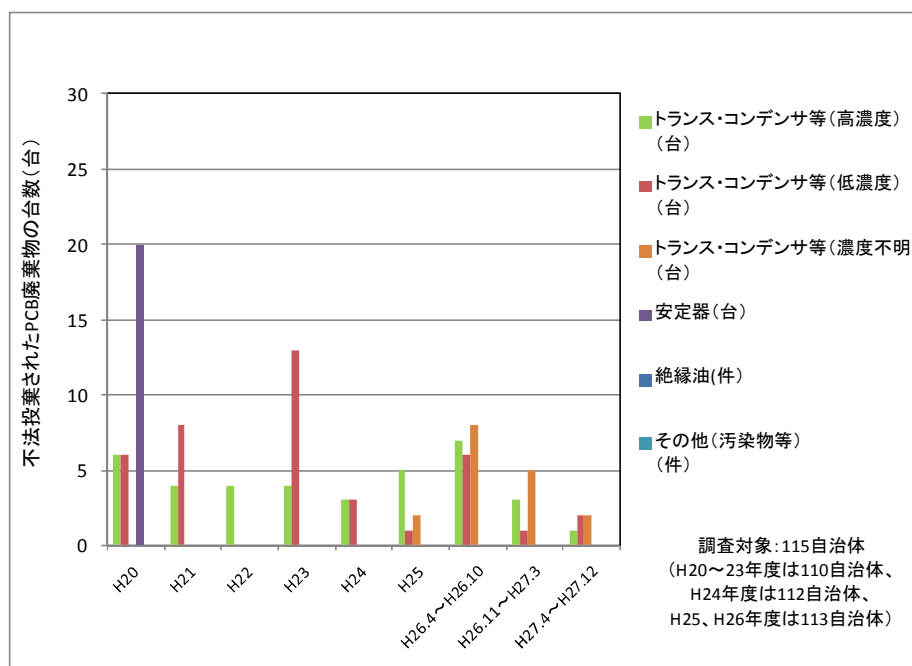
① 貴都道府県市管内におけるPCB廃棄物の不法投棄（疑いを含む）事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数を教えてください。

調査対象^{注1)} 115自治体

年度	件数 (件)	不法投棄されたPCB廃棄物の台数					
		トランス・コンデンサ (台)			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 (汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成20年度	5	6	6	—	20	—	—
平成21年度	9	4	8	—	0	—	—
平成22年度	5	4	0	—	0	—	—
平成23年度	5	4	13	—	0	—	—
平成24年度	5	3	3	—	0	0	0
平成25年度	6	5	1	2	0	0	0
平成26年度 (4～10月)	6	7	6	8	0	0	0
平成26年度 (11～3月)	3	3	1	5	0	0	0
平成27年度 (4～12月)	3	1	2	2	0	0	0

注1) 平成20～23年度は110自治体、平成24年度は112自治体、平成25、26年度は113自治体

注2) 平成20～24年度は微量汚染として調査



② 具体的な事案について

(平成26年4月～10月の事例) 6件

- ・自治体所有地にトランス、コンデンサ等計9台が放置されていたため、調査を行い、所有者を突き止めた。その後、所有者に指導し、PCB廃棄物の濃度調査、適正な保管庫への移動を実施させた（放置されていた機器のうち、2台はPCBが不検出）。現在、適正処理について指導を継続中。
- ・ゴミ集積所にPCB含有コンデンサ3台が不法投棄されているのが判明。警察等に照会をかけたが所有者不明。PCB廃棄物については役場で引取・保管。
- ・建設基礎工事において、埋設されていたコンデンサ（高濃度）2台を発見。コンデンサが埋設された経緯は不明。土地所有者が漏えい防止の応急処置をするとともに、適正に保管。
- ・敷地内に不法投棄された。
- ・通常無人の変電施設内に高圧コンデンサ2台を不法投棄されていた。電力会社が管轄の警察に被害届を出して現在捜査中。
- ・所有者及び詳細不明のトランス及びコンデンサが野外で放置されていることを確認。腐食が激しく、銘板で型式などの仕様が確認できるものは2台のみ。当該地に移入を実施した行為者を特定し、適正な保管を実施させた。行為者入院のため詳細不明。

(平成26年11月～平成27年3月の事例) 3件

- ・線路敷地内にコンデンサ3台が不法投棄された。検査の結果2台からはPCB含有が確認されなかったが、1台は微量PCB汚染が確認されたため、土地所有者が適正に保管している。
- ・現在の土地管理者から、倉庫脇にトランス・コンデンサ等の機器が投棄されているとの通報があったもの。
- ・山林にて、コンデンサ3台が不法投棄されていた。内2台が高濃度のPCB廃棄物であった。

(平成27年4月～12月の事例) 3件

- ・3年ほど前に地区の粗大ごみ置き場にて当該廃棄物が発見され、地区の市営公民館にて保管されていた。所有者不明のため、市の所有物として処理を行う予定。
- ・解体作業中に土中に埋められていたトランス2台が発見された。
- ・駐車場管理会社より、場内に高圧コンデンサ2台が放置されている旨の連絡を受けて現地確認。メーカー問合せの結果、いずれも微量PCBの可能性は否定できないとのこと。

(5) PCB特措法第8条の違反事例

① 貴都道府県市管内におけるPCB特措法第8条の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数を教えてください。

調査対象 115自治体
(平成26年度は113自治体)

自治体名	H26.4 ～ H26.10	H26.11 ～ H27.3	H27.4 ～ H27.12	自治体名	H26.4 ～ H26.10	H26.11 ～ H27.3	H27.4 ～ H27.12	自治体名	H26.4 ～ H26.10	H26.11 ～ H27.3	H27.4 ～ H27.12
001 北海道	0	0	0	041 佐賀県	0	0	0	084 宇都宮市	0	0	0
002 青森県	0	0	1	042 長崎県	3	0	1	085 富山市	0	0	0
003 岩手県	0	0	0	043 熊本県	0	0	0	086 秋田市	0	0	0
004 宮城県	1	0	0	044 大分県	0	0	0	087 郡山市	0	0	17
005 秋田県	0	0	0	045 宮崎県	0	0	0	088 大分市	0	0	0
006 山形県	19	0	0	046 鹿児島県	6	0	13	089 松山市	0	0	0
007 福島県	0	0	0	047 沖縄県	0	0	0	090 豊田市	0	0	0
008 茨城県	0	0	0	050 旭川市	0	0	0	091 福山市	0	0	0
009 栃木県	0	0	0	051 札幌市	68	0	0	092 高知市	0	0	0
010 群馬県	0	0	0	052 函館市	0	0	0	093 宮崎市	0	0	0
011 埼玉県	113	0	0	054 仙台市	0	0	0	094 いわき市	0	0	0
012 千葉県	23	23	35	055 千葉市	0	0	0	095 長野市	26	48	18
013 東京都	0	0	0	056 横浜市	0	0	7	096 豊橋市	19	3	5
014 神奈川県	0	0	0	057 川崎市	0	0	0	097 高松市	0	0	0
015 新潟県	0	8	14	058 横須賀市	0	0	5	098 相模原市	1	0	0
016 富山県	0	0	0	059 新潟市	0	0	0	099 西宮市	8	0	0
017 石川県	0	0	0	060 金沢市	0	0	0	100 倉敷市	0	0	0
018 福井県	30	3	16	061 岐阜市	0	0	6	101 さいたま市	2	0	1
019 山梨県	0	0	0	062 静岡市	0	0	0	102 奈良市	0	0	0
020 長野県	12	10	4	063 浜松市	0	0	0	103 川越市	9	0	0
021 岐阜県	33	—	41	064 名古屋市	86	61	79	104 船橋市	0	0	3
022 静岡県	0	0	0	065 京都市	141	135	132	105 岡崎市	0	0	0
023 愛知県	42	0	2	066 大阪市	0	0	0	106 高槻市	0	0	4
024 三重県	未集計	未集計	未集計	067 堺市	0	0	0	108 青森市	0	0	0
025 滋賀県	1	0	2	068 東大阪市	0	0	0	109 八王子市	—	—	0
026 京都府	9	2	13	069 神戸市	72	64	64	110 盛岡市	1	0	0
027 大阪府	0	0	0	070 姫路市	0	0	0	111 柏市	1	0	0
028 兵庫県	0	57	319	071 尼崎市	0	0	0	112 久留米市	0	0	0
029 奈良県	0	0	0	072 和歌山市	22	0	10	114 前橋市	0	0	0
030 和歌山県	0	0	2	073 広島市	3	0	0	115 大津市	4	0	0
031 鳥取県	0	0	0	074 呉市	0	0	11	116 高崎市	0	0	0
032 島根県	0	0	0	075 下関市	0	0	0	118 豊中市	0	0	0
033 岡山県	0	0	0	076 北九州市	0	0	0	119 那覇市	0	0	0
034 広島県	0	0	5	077 福岡市	0	0	0	120 枚方市	2	0	19
035 山口県	0	0	0	078 大牟田市	0	0	0	121 越谷市	—	—	0
036 徳島県	0	0	0	079 長崎市	4	0	1				
037 香川県	0	0	0	080 佐世保市	0	0	0				
038 愛媛県	0	0	0	081 熊本市	0	0	0				
039 高知県	0	未集計	未集計	082 鹿児島市	0	0	0				
040 福岡県	0	0	0	083 岡山市	0	0	0	合計	761	414	850

(備考)

平成26年度、27年度(12月末)で数十～百件以上の違反事例があると回答している自治体が複数ある一方で、違反事案が1件もないと回答している自治体もかなりあった。

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

●届出拒否に関するもの 5件

- ・廃業後に元経営者がPCB廃棄物を自宅で保管しているが、自宅に表札はなく督促状、電話、呼鈴等に一切応答しない。
- ・個人保管、高齢、認知症、入院中。息子も生活保護受給し、資力なし。過去に一部紛失、現在、未分析のPCB含有油入りドラム缶があり漏えいの恐れあり。県で分析しPCB含有を確認、大型ドラム缶に収容し漏えい防止。
- ・保管場所は会社跡地として無人の状態であり、また保管事業者は県外にいるため、電話による口頭指導および郵送による文書指導を行っているものの接触に苦慮しており、改善も見られない。
- ・いずれも前年度には届出がなされていたが、今年度は未だ提出されていない。現在も届出指導中。なお、現場確認を行い、不適正な処理がされていないことは確認済み。
- ・立入や文書等での報告を求めても、報告書の提出が無い事業所があり対応に苦慮している。

●管理者不明に関するもの 7件

- ・法人の破産や相続放棄などにより、届出義務を負う者がいなくなったPCB廃棄物があり、指導や対応に苦慮している。
- ・事業者が行方不明となっていたり、紛失を主張するケースが多く、現在個別に調査・指導を進めているものの、時間と労力を要するため苦慮している。
- ・PCB廃棄物の管理者が死亡し、管理責任者が曖昧になっていた。PCB廃棄物が発見された土地の所有者に届出させ（平成27年度）、処理するよう指導している。
- ・過去に届出があったが、その後連絡がとれなくなり、現地確認もできない案件が複数ある。
- ・PCB廃棄物を保管している工場を別の会社に売却、その後も同工場内に保管。廃棄物の所有者は会社として実態がなく、工場売却以降、第八条に基づく届出が行われていない。
- ・平成23年までは届出がなされていたが、平成24年から届出対象事業者が倒産したため、届出がなされないようになった。
- ・保管及び処分等状況報告書の報告依頼を送付するも未着、現場に事務所等もなく、連絡もつかない保管事業者がいる。

●その他 1件

- ・PCB廃棄物保管事業者（所有者）の移転に伴い建物等を売買し、PCB廃棄物についても建物等の附属物として残置したと主張している。建物等を購入した事業者は、PCB廃棄物を置いていかれ困っており、前所有者に処理責任があると主張し、平行線をたどっている。

(6) その他PCB特措法違反事例

① 貴都道府県市管内における、その他PCB特措法の法令違反（※）（疑いを含む）に関する事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の件数を教えてください。

※「その他PCB特措法の法令違反」とは、PCB廃棄物特措法第11条違反、第16条第1項の命令違反、虚偽報告、立入検査忌避等をいう。

調査対象 115自治体
(平成26年度は113自治体)

自治体名	平成26年11月～ 平成27年3月	平成27年4月～ 平成27年12月
018 福井県	0	1
036 徳島県	0	1
062 静岡県	1	0
083 岡山市	0	1
合計	1	3

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

（事 例）

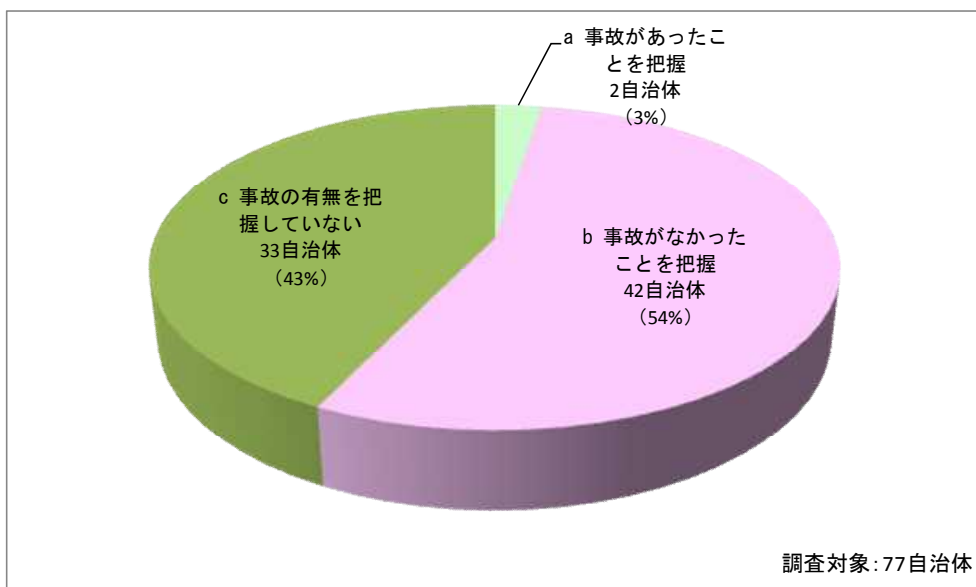
- ・ビルの売買に関し、売主は廃業に伴いPCB廃棄物も含めビルの所有権を譲ったと主張しているのに対し、買主はPCB廃棄物があることを知らなかったと主張し、PCB廃棄物の譲受けを拒否している。
- ・他の事業者へ低濃度のPCB廃棄物（トランス2台、コンデンサ1台）の保管のみを委託していた。

(7) PCB廃棄物の収集運搬に関する事故事例

① 貴都道府県市において、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間のPCB廃棄物の収集運搬における事故（PCBの漏えい・飛散、ガイドライン違反等）の事例を把握していますか。

調査対象 77自治体
(前回調査は84自治体)

内 容	今回調査	前回調査
a 事故があったということを把握している	2自治体	7自治体
b 事故がなかったということを把握している	42自治体	39自治体
c 事故の有無を把握していない	33自治体	38自治体



② (①の回答が a の場合ご回答ください) 具体的な内容を教えてください。

(具体的な回答内容)

- ・密閉措置が不十分な状態でP C B汚染容器（自由液なし）を処理施設に運搬した。
※漏えい等はなし。

③ (①の回答が a の場合ご回答ください) また、その事例を他業者に周知していますか。

	調査対象	2自治体
a 周知している		1自治体
b 周知していない		1自治体

④ (③の回答が a の場合ご回答ください) 具体的な方法・内容を教えてください。

(具体的な回答内容)

- ・県でP C B廃棄物の収集運搬業許可を有する全事業者に注意喚起の通知を行った。

(8) PCB廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法違反事例

① 貴都道府県市管内における、PCB廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成26年11月1日～平成27年12月31日の間の件数をご回答ください。

調査対象 115自治体
(平成26年度は113自治体)

自治体名	平成26年11月～ 平成27年3月	平成27年4月～ 平成27年12月
004 宮城県	0	1
012 千葉県	1	0
105 岡崎市	0	1
合計	1	2

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

（事例）

- ・油を有価購入し収集した業者が自社管理のために分析した結果、PCBの含有が認められた。購入時に購入元が分析を行わなかった結果発生した事案。以降関東圏で広く発生しているようであり、対応に苦慮している。

7. 処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等により処理が滞っている事案について

① 平成27年10月15日付事務連絡「排出事業者不明等によりPCB廃棄物の処理が滞っている事例に関する調査について」において行った調査において、当該調査以降に新たに把握された事例の詳細について、別紙にご回答ください。なお、上記調査でご回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 115自治体

自治体名	排出事業者不明等により処理が滞っている事案について	自治体名	排出事業者不明等により処理が滞っている事案について	自治体名	排出事業者不明等により処理が滞っている事案について
	件数		件数		件数
001 北海道	30	041 佐賀県	8	084 宇都宮市	0
002 青森県	4	042 長崎県	0	085 富山市	0
003 岩手県	3	043 熊本県	6	086 秋田市	0
004 宮城県	7	044 大分県	3	087 郡山市	0
005 秋田県	0	045 宮崎県	0	088 大分市	0
006 山形県	0	046 鹿児島県	1	089 松山市	0
007 福島県	13	047 沖縄県	0	090 豊田市	5
008 茨城県	1	050 旭川市	0	091 福山市	2
009 栃木県	1	051 札幌市	3	092 高知市	0
010 群馬県	4	052 函館市	0	093 宮崎市	1
011 埼玉県	8	054 仙台市	0	094 いわき市	0
012 千葉県	7	055 千葉市	0	095 長野市	4
013 東京都	1	056 横浜市	4	096 豊橋市	1
014 神奈川県	0	057 川崎市	0	097 高松市	1
015 新潟県	16	058 横須賀市	0	098 相模原市	0
016 富山県	5	059 新潟市	1	099 西宮市	0
017 石川県	23	060 金沢市	0	100 倉敷市	3
018 福井県	6	061 岐阜市	1	101 さいたま市	2
019 山梨県	1	062 静岡市	0	102 奈良市	0
020 長野県	7	063 浜松市	2	103 川崎市	0
021 岐阜県	4	064 名古屋市	10	104 船橋市	0
022 静岡県	7	065 京都市	3	105 岡崎市	0
023 愛知県	8	066 大阪市	1	106 高槻市	0
024 三重県	4	067 堺市	1	108 青森市	2
025 滋賀県	2	068 東大阪市	0	109 八王子市	0
026 京都府	5	069 神戸市	0	110 盛岡市	0
027 大阪府	精査中	070 姫路市	0	111 柏市	0
028 兵庫県	0	071 尼崎市	0	112 久留米市	1
029 奈良県	0	072 和歌山市	0	114 前橋市	0
030 和歌山県	10	073 広島市	0	115 大津市	0
031 鳥取県	8	074 呉市	0	116 高崎市	1
032 島根県	4	075 下関市	0	118 豊中市	1
033 岡山県	2	076 北九州市	0	119 那覇市	0
034 広島県	9	077 福岡市	0	120 枚方市	0
035 山口県	0	078 大牟田市	1	121 越谷市	0
036 徳島県	0	079 長崎市	0		
037 香川県	0	080 佐世保市	0		
038 愛媛県	0	081 熊本市	1		
039 高知県	3	082 鹿児島市	0		
040 福岡県	3	083 岡山市	0	計	276

② 排出事業者不明等により処理が滞っている事例について、本来の保管事業者（排出事業者）がJESCOの中小企業者等軽減制度（中小助成制度）に定義されるいずれの中小企業者等に分類されるかをご回答ください。

I 中小企業者等の法人（清算中の法人及び個人事業主を除く）

II 個人事業主

III 清算中（特別清算中又は破産手続中含む）の法人

IV 個人

V 上記以外の法人

VI 不明

自治体の回答について別紙に示す。

8. その他PCB廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

●掘り起こし調査の情報提供等について 12件

- ▶ PCB混入物の全容把握は、期限内処理に向けた最優先事項であると考え。自家用電気工作物リストにおいて、全てのトランス、コンデンサの設置事業者が網羅されていないことから、リストに未記載の工作物について、関係省庁のほか関係団体等が連携して対象機器を把握することや、安定器やシーリング材等のPCBの混入を否定できないものについても関係機関が連携して速やかな実態把握が必要。
- ▶ 自家用電気工作物設置者を対象にアンケート調査しているが、回答がない事業者が多く、また、虚偽申告を見抜くことができない。高濃度PCB使用製品の納入先が把握できればより効率が良いと考えられるが、当該調査に関して製造メーカー等に協力を仰ぐことはできないか。
- ▶ 電気保安協会等の電気機器保安業務者が所有している機器の台帳データ等は掘り起こしについてかなり有用なデータが含まれていると考えられる。所管である経済産業省等との体制等について、より一層の連携強化を図っていただきたい。
- ▶ 掘り起こし調査に用いるデータとして、電気関係報告規則届出データの他、建築確認申請台帳、固定資産課税台帳や民間データバンクのデータなどがあると考えるが、保管期限を超えたデータの廃棄、目的外使用の手続きが必要など、各種台帳等の使用には課題がある。国において、各種台帳等の利用について整理し、手続きの簡素化などの対応をしてほしい。
- ▶ 電気設備点検を行っている電気主任技術者が、保管又は使用中にかかわらず、該当機器情報について自治体へ情報提供することを義務付けてほしい。
- ▶ 電気保安法人による電気工作物の点検時、保有事業者の負担を伴うPCBの処理や掘り起こし等の情報について、電気保安法人から積極的に周知されていない。より積極的な周知を強くお願いしたい。
- ▶ 本市では、来年度の4月から掘り起こし事業を実施する予定なので、最新の市内の自家用電気工作物設置事業者リストを出来るだけ早く送ってほしい。
- ▶ 環境省の「未処理のPCB 使用製品及びPCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル(第1版)」は電気事業法の届出事業者を対象にしているが、蛍光灯安定器を保有している可能性がある事業者を網羅できているとは言い難い。蛍光灯安定器については、建物の新築・改築年代からある程度、保有対象者を絞ることができるので、建物の新築・改築年代より抽出した事業者リストがあれば提供していただきたい。本市では、法務局にリストの提供について相談したが、対応してもらえなかった。
- ▶ 提供いただいた電気工作物設置事業所のデータを市にて精査を行い掘り起こし調査を行ったが、住所や事業者が存在しない等の理由により、調査効率が非常に悪い。そのため、国において早急に精度の高い情報の作成、提供を行っていただきたい。
- ▶ 所管行政毎ではなく、全国一斉調査等を行い、情報を統一していただきたい。また、電気保安法人等関連団体に、情報提供や技術協力等の協力を要請していただきたい。
- ▶ 本市では、関西電気保安協会に協力を依頼し、委任状があった事業者の情報の提供を受けることができた。その情報に、PCB廃棄物のものもあり、有益な情報であったと思われる。一方で、電気保安法人は関西エリアで42社あり、全社に協力依頼することは

困難と思われる。さらに、電気機器の製造情報は事業者の個人情報に当たるため、事業者からの委任がない限りは、情報の取得はできない。このような課題を解決して、電気保安法人から情報を活用できるような制度があれば、正確な掘り起こし調査が可能となるとと思われる。

- ▶ 経済産業省や電気保安法人、製造者等が有益な情報を持っている可能性があることから、各関係機関による掘り起こし調査は必須と考える。

●掘り起こし調査の支援等について 10件

- ▶ 国は、都道府県が行う掘り起こし調査及びフォローアップのために必要な財源について支援すべき。
- ▶ 今後複数回の掘り起こし調査を実施することとなるが、財政的負担が大きくなると考えられるため措置を講じてほしい。また、安定器や自家用電気工作物に該当しない機器についての掘り起こしについて、調査方法等の技術的支援を講じてほしい。
- ▶ 現状においても、掘り起こし調査のための予算確保が難しい中で、今後調査の拡大など、さらなる対応が求められた場合、国からの財政支援がなくては調査の実施が難しいことから、直接的な財政支援をお願いしたい。
- ▶ 現在行っている「掘り起こし調査」において、国から提供のあった自家用電気工作物のデータは、住所・連絡先の情報が整理されていない、所有者の移転に対応できていない、PCBを含んだ製品を使用していることに自身は、非がないと考える事業者は回答に応じないなどの理由から半数程度の回収率にとどまっており、調査票の回答に関しても、不備が多く非常に調査効率が悪い状況である。現在、「掘り起こし調査」を行い、PCB廃棄物（使用中のものも含む）をPCB特措法に基づく届出がなされるように、財政的な裏付けがない中で、人的及び財政的なリソースを割いており、これ以上の事務負担には応じることは困難である。PCB処理計画期限内に確実な処理が出来るための工程表を作成するとともに、地方に対し、工程の達成に必要な人員と財源の確保を行うことが必要である。
- ▶ 都道府県は使用中の機器についても、将来的に廃棄物になるという理由で、掘り起こし調査の責務を負わされ、さらにその精度をあげるために複数回実施することを求められているが、当該内容は権限外の業務も含まれていることから、予算要求等において対内的にも対外的にもその費用を捻出するのに苦心している。また本県は予算や人員体制の制約があるなか、「北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会」や「早期処理関係者連絡会」などの事務や調整も行っており、今後は行政代執行を見据えた事務もあることから、現在の運用内容では地方自治体に非常に負担が重いものと考えている。当該事務等に関し、国にも地方環境事務所等を含め積極的に担っていただくとともに、地方自治体への事務負担の軽減並びに財政的な支援を要望する。
- ▶ 掘り起こし調査については、技術的助言として地方自治体の主体性に任せるのではなく、国が財政的にも技術的にも積極的に支援を行い（必要に応じて法令等の改正を実施）、把握漏れがないようにしていただきたい。また、処理を代執行した場合の費用についても財政的支援を行っていただきたい。
- ▶ 掘り起こし調査では、多数の未回答事業所が発生しており、そのフォローアップが必要であ

る。さらに、使用中安定器の把握や早期処理の指導を行うにあたり、都道府県市の人的・財政的負担が大きくなる傾向がみられる。国からの支援の拡充をお願いしたい。

- ▶ 掘り起し調査マニュアルにおいて、安定器の掘り起しは自家用電気工作物設置者に対してのみしか実施されておらず、これだけでは不十分と考えられるため、建築物の建築年度から確認ができる方法を検討する等、追加的方策が必要と考える。また、安定器探索に係る費用の補助等の対策も講じていただきたい。
- ▶ 掘り起し調査では、未回答事業者に対する架電調査やアンケートの再送付による調査などを実施しており、今後は、連絡がとれない事業者に対する調査を実施する予定である。今後、更に人的資源が必要となるため、財政的支援をお願いしたい。
- ▶ PCB含有機器の調査にあたり、事業者の担当者等の機器に対する理解が浅く、調査が難航する。また、本市のPCB廃棄物対策に従事している職員は、他業務を兼任しており、市内の事業所すべての掘り起こしを行うとなると、人員、予算的に困難である。

●掘り起こし調査の技術的なことについて 5件

- ▶ 今後複数回の掘り起こし調査を実施することとなるが、財政的負担が大きくなると考えられるため措置を講じてほしい。また、安定器や自家用電気工作物に該当しない機器についての掘り起こしについて、調査方法等の技術的支援を講じてほしい。
- ▶ 掘り起こし調査において、調査票未達事業者に対して現地調査を実施すると、開閉器のみ電柱に残置されている箇所が多いため、開閉器について形状や記載されている数字等からPCB含有の有無を判別できる方法(油使用の有無も含めて)を提示いただきたい。
- ▶ 安定器の効率的・効果的な掘り起こし調査手法を教示願いたい。
- ▶ 橋梁等の塗替え塗装工事にて排出される塗膜くずについて、PCB廃棄物に該当するかという内容(塗料の成分にPCBの記載はないが、付着量又は含有量を測定したところ検出した等)の相談を受けることがあるが、掘り起こし調査の対象となっていないことから、処理期限後にもPCB含有塗膜くずが発生する場合があると思われる。
- ▶ 銘板に記載されているメーカー名、製造年、製造番号、型式等をもとに、高濃度PCBを使用した機器に該当するかを判別し、該当していなくても低濃度PCB汚染が否定できないことから、成分分析を行い低濃度PCB汚染された機器であるかを判別することとなるが、表示が汚損されて読み取れない場合であって、その機器が稼働中である場合には、その機器(封じ切りの機器など)の使用をやめさせ成分分析などの判別をさせるべきか、結果がPCB非含有であることも考えられることから、今後掘り起こし調査を実施するうえで対応方法に苦慮している。

●掘り起こし調査 その他について 12件

- ▶ 自家用電気工作物設置者を対象にアンケート調査しているが、回答がない事業者が多く、また、虚偽申告を見抜くことができない。高濃度PCB使用製品の納入先が把握できればより効率が良いと考えられるが、当該調査に関して製造メーカー等に協力を仰ぐことはできないか。
- ▶ 高濃度PCB含有製品は、健康被害をもたらすその有毒性ゆえに国際的に使用廃止が求められている材料で組み立てられたいわば欠陥製品であるため、社会通念上、メーカー

や輸入業者が該当する製品を無償で回収し、修理又は補償する、いわゆるリコールの対象とすべきものと考えられる。したがって、PCB特措法第15条の規定に基づき、環境大臣は、高濃度PCB含有製品のメーカー等に対し、左の掘り起こし調査や周知等に主体的に取り組むよう要請すべきであるとする。

- ▶ 都道府県は使用中の機器についても、将来的に廃棄物になるという理由で、掘り起こし調査の責務を負わされ、さらにその精度をあげるために複数回実施することを求められているが、当該内容は権限外の業務も含まれていることから、予算要求等において対内的にも対外的にもその費用を捻出するのに苦心している。また本県は予算や人員体制の制約があるなか、「北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会」や「早期処理関係者連絡会」などの事務や調整も行っており、今後は行政代執行を見据えた事務もあることから、現在の運用内容では地方自治体に非常に負担が重いものと考えている。当該事務等に関し、国にも地方環境事務所等を含め積極的に担っていただくとともに、地方自治体への事務負担の軽減並びに財政的な支援を要望する。
- ▶ 安定器について特に関係する法令がなく、各種台帳からの調査には限界があり、事業者へ全くメリットがない状態では調査への協力・理解を得るのは困難である。くしくも蛍光灯廃止が政府方針として出されているので、これに乗じて、LED照明器具の入替に補助を出すなど、インセンティブとなる仕組みを作り、自ずと安定器の発見につながるような施策を検討してほしい。
- ▶ 「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）」において、指摘されているが、当市においても、自家用電気工作物の届出を行っていない事業所において、PCB含有機器の保管が、調査実施後に発覚した事例があった。
- ▶ 電気工作物設置者は、キュービクル等の維持管理等を電気保安協会等の専門業者に一任していることがほとんどであることから、委任状を取ったうえで、届出及び処分の手続きについて、保安協会等が代行できる制度を構築した方が、掘り起こし調査は円滑に進むと考えられる。
- ▶ 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、経済産業省の主導で掘り起こしを行い、確実に使用停止へと導いてほしい。
- ▶ 本来であれば、製造事業者が自社製品の販売先を把握しており、PCBを含有する場合には、個別に情報提供し、処理を促すべきである。情報提供や問い合わせ対応、早期処理関係者連絡会への参加だけでなく、積極的に保有事業者の掘り起こしを行うべきである。
- ▶ 掘り起こし調査マニュアルにおいて、安定器の掘り起こしは自家用電気工作物設置者に対してのみしか実施されておらず、これだけでは不十分と考えられるため、建築物の建築年度から確認ができる方法を検討する等、追加的方策が必要と考える。また、安定器探索に係る費用の補助等の対策も講じていただきたい。
- ▶ 本市では、環境省の「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第1版）」による掘り起こし調査を行っているが、経済産業省においても使用中PCB含有機器について掘り起こし調査を行わないのか、行うべきである。「北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会（平成27年8月21日）」において、香川県が同様の質問をした際、「データが膨大なので今の段階ではできない」と経済産業省の担当者様は

回答していたが、処理期限が迫っていることを再認識し、考えを改めていただきたい。

- ▶ 経済産業省や電気保安法人、製造者等が有益な情報を持っている可能性があることから、各関係機関による掘り起こし調査は必須と考える。
- ▶ 蛍光灯等の安定器の更新工事において、電気工事業者が交換した安定器を持ち帰っているケースがあると聞く。電気工事業者に対し、PCBの含有を確認するよう、指導を徹底することが必要と考える。

●支援等（掘り起こし以外）について 21件

- ▶ PCB特措法改正により、都道府県市は高濃度PCB使用製品に対して、立入検査及び報告徴収の権限を有することになると思うが、その拡大したことにより現体制では十分な立入検査・報告徴収ができないことが懸念されることから、地方交付税措置等をお願いしたい。
- ▶ 事務負担の増に伴う財政支援、代執行規約の追加に伴う財政支援。
- ▶ 資金力の乏しい保管事業者への対策として、命令等に関する自治体の権限強化のみではなく、現行の補助制度に加えて国費による融資制度等を検討してほしい。また、電気事業者に協力を仰ぎ、PCB廃棄物に係る賦課金制度等を設け、処理推進施策の予算を捻出することはできないか。
- ▶ 行政代執行を行う場合、既に処分を終えた事業者との公平性の確保が大前提である。また、代執行の財源に関しては、廃棄物処理法の定める行政代執行のように県費の負担を伴う制度設計は受け入れられない。個人の財産であったものに対して、倒産や資金不足を理由として、その処分に責任を負わない県民が税負担した県費を投入する理由がない。また、PCBの問題の発生から、その処理施設の整備に関して、県の落ち度はなく、この点からも費用負担には応じられない。
- ▶ 高濃度PCB廃棄物については、PCB廃棄物処理基金が造成され、その処理費用の軽減等を目的とした助成が行われているが、低濃度PCB廃棄物についても処理支援策が同様に求められている。ついては、当該支援策の検討、実施に当たっては、上記基金の場合と同様、PCB特措法第15条の規定に基づき、産業界等民間からの資金の出えんを求めるべきであると考えます。
- ▶ 都道府県は使用中の機器についても、将来的に廃棄物になるという理由で、掘り起こし調査の責務を負わされ、さらにその精度をあげるために複数回実施することを求められているが、当該内容は権限外の業務も含まれていることから、予算要求等において対内的にも対外的にもその費用を捻出するのに苦心している。また本県は予算や人員体制の制約があるなか、「北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会」や「早期処理関係者連絡会」などの事務や調整も行っており、今後は行政代執行を見据えた事務もあることから、現在の運用内容では地方自治体に非常に負担が重いものと考えている。当該事務等に関し、国にも地方環境事務所等を含め積極的に担っていただくとともに、地方自治体への事務負担の軽減並びに財政的な支援を要望する。
- ▶ 例年に比べ、PCB廃棄物に対する業務が増加している。PCB廃棄物の期限内処理を促進するにあたり人員、予算の確保が必要である。国から自治体への予算措置を講じてほしい。

- ▶ 各関係機関について、パンフレットには記載があるが、環境省サイトのPCB関係のページにも関係機関をとりまとめて掲載してリンクを貼り、情報にアクセスしやすいようにしてほしい。また、(社)日本電機工業会、(社)日本照明工業会、JESCO等のサイトにおいて、PCB廃棄物の判別について情報が提供されているが、情報が膨大で、一元化されておらず、一般の人には必要な情報にたどり着くのが困難である。型式を入力するとPCB廃棄物該当かどうかの判断ができるようなツールを作成、公表してほしい。
- ▶ 国において、PCB廃棄物保管事業者やPCB含有機器使用者へ分析、運搬、処分に対する融資制度を検討してほしい(補助については、既に処理した事業者との公平性の観点から厳しいと考える)。

参考：日本政策金融公庫「防災・環境対策資金(環境対策関連貸付)〈特例貸付〉」
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/35_shoboshikin_m.html
- ▶ PCB廃棄物の期限内処理にあたり、廃棄物関連部局のみでの対応は困難である。経済産業省、電気保安関係、電気工事関係、製造メーカーにおいても各々主体的に行動し、密に連携する必要があると考える。
- ▶ 電気工作物設置事業者の過去の廃止データを提供するなど、廃業した事業者が保管している電気機器の把握方法について支援いただきたい。
- ▶ 掘り起こし調査については、技術的助言として地方自治体の主体性に任せるのではなく、国が財政的にも技術的にも積極的に支援を行い(必要に応じて法令等の改正を実施)、把握漏れがないようにしていただきたい。また、処理を代執行した場合の費用についても財政的支援を行っていただきたい。
- ▶ 自治体におけるPCB廃棄物の処理費用について財政措置を取ってほしい。
- ▶ 処理期限間近になれば、新たな経済的支援があるのではないかと、処理を待っている事業者がいるのも現状である。現状以上の経済的支援は行わない旨を明記した、処理促進のための資料(リーフレット等)を作成してほしい。
- ▶ 経済産業省九州産業保安監督部からPCB電気工作物の最新リストの提供を受け、説明会の案内を出したが、半数近くが未達であった。PCB電気工作物の報告は、変更時や廃止時にも報告が義務付けられているにも関わらず、徹底されていない。確実に最新情報に更新してほしい。
- ▶ 使用中の電気機器については、①処理費用が高額、②機器調査に業者委託や電力供給の停止が必要、③機器更新のための費用が必要、と事業者への経済的負担が大きい。また、通常に製品を購入・使用しただけの保有事業者が、高額な費用を負担してまで処理しなければならない理由が、排出事業者責任というのは動機づけとして弱いと感じる事業者も少なくない。実際、事業者への立入時に、国が処理すべきではないか、製造メーカーの責任はどうなっているのか、など、理解を得られないことも多い。他自治体での指導時の効果的な手段、内容等があれば、情報共有をお願いしたい。
- ▶ 低濃度PCB機器の処理費用の助成や、低濃度と推察されたが、分析した結果、PCBが含有していなかったコンデンサの更新等費用の助成をお願いしたい。
- ▶ PCB廃棄物に関しては、中小企業等への助成制度を設けられているが、それでも処分には多大な費用を要する。このことがPCB廃棄物処理の妨げの要因の一つだと考えら

れる。

- ▶ P C B含有機器の調査にあたり、事業者の担当者等の機器に対する理解が浅く、調査が難航する。また、本市のP C B廃棄物対策に従事している職員は、他業務を兼任しており、市内の事業所すべての掘り起こしを行うとなると、人員、予算的に困難である。
- ▶ 処理期限が決められているが金銭事情で交換が難しい事業者が多数いる。なんらかの形で補助もしくは支援等をしていただくことはできないか。
- ▶ 微量P C B汚染の可能性がある使用中のコンデンサについては、トランスとは異なり、絶縁油封じ切り機器であるため、機器に穴をあけなければ、絶縁油の採取ができず、穴をあけたコンデンサは使用不能となる。穴をあけ採取した絶縁油を分析したものの、P C Bの汚染がなかった場合、本来廃棄する必要がない機器の処理費用のほか、代替機器の購入費用まで生じることとなるため、事業者からの理解が得られず、その対応に苦慮している。その対応策として、当該コンデンサについては、法令により使用期限の設定、絶縁油の分析実施を義務付けるほか、補助金活用等による代替機器購入支援制度を導入する等、事業者がP C B廃棄物対策に積極的に応じられるような財政的支援体制の整備が必要であると考えている。

●使用中のP C B含有機器等について 13件

- ▶ 使用中の蛍光灯安定器については、掘り起こし調査でも把握が困難で外観からもP C B有無の判別が難しい。電気事業法上の自家用電気工作物でない蛍光灯安定器については、関係法令（電気工事業法）の改正等により早期の交換を義務づけるべきだと考える。
- ▶ P C B特措法の直接の範疇ではないと思うが、コンデンサのような密閉機器はP C B濃度分析を行うことにより結果的にP C Bが含まれていなかった場合も使用できなくなる（採油により穴をあけるため）。低濃度P C Bの実態把握が進まない要因の一つとなっているため、濃度分析に係る補助制度の創設などが必要と考える。
- ▶ P C B特措法は、廃棄物処理法の特別法の位置づけであり、産業廃棄物となったP C B使用製品等について、その処分・保管等について規定を置いたものであり、県の産業廃棄物担当課が指導を行ってきたものである。一方、これまで使用中のP C B使用製品については、使用の状況から廃止の状況の報告まで、電気事業法及び同法電気関係報告規則に基づき経済産業省が指導を行っている。このことを踏まえると、P C Bが含まれた製品の使用停止の義務付とその指導は、経済産業省が中心となっていくべきものであり、産業廃棄物の指導権限を有する都道府県市が改善命令等により、使用中のものを停止させ、廃棄物となるように指導することとは適切でない。また、都道府県においては、トランスを始めとするP C Bが含まれる製品の使用者を把握しておらず、その根拠となる国作成の自家用工作物設置者のデータは、国のワーキンググループの資料でも述べられている通り、不完全なものである。さらに、現状において、事業者が、高額の自己負担をしてP C B含有機器の取り換え及び処理することについて理解を得ている状態にない。製品を購入しただけであり、有害な製品を製造した製造者の責任で処分すべきであるとして使用停止や処分に応じようとしない事業者が一定程度ある状況。このことは、今まで使用中の機器について十分な対応を行っていない国（経産省）により起こった事態である。このため、産業廃棄物となり県に指導権限が移るまでは、責任を持って国（経産

省)が対応をするべきである。

- ▶ 行政手続法改正により、行政指導の際には根拠を明確にすることが求められている。P C B特措法等の改正にあたっては、適正に指導が行えるようにしてほしい(環境省より自治体に対し、国のP C B廃棄物処理基本計画を根拠として、J E S C Oの計画的処理完了期限や使用中のP C B含有機器について指導するよう求めているが、根拠として不十分と考える)。
- ▶ 現在使用中のP C B含有機器について、期限内処理に向かわせるためには、電気事業法の改正など、強制力を持った対応が必要と考える。
- ▶ J E S C O操業終了後に使用停止→新規発生したものについて、処理の担保が必要と考える(電気工作物と異なり、期間内での完全補足は困難と考える)。
- ▶ 使用中のP C B含有安定器の把握の方法が課題である。一般の事業用建築物の管理者は、蛍光灯は見たことがあっても、安定器の取り付け位置までは把握していない可能性がある。具体的な取り付け位置等の技術的な情報の周知を求めたい。
- ▶ 使用機器については、廃掃法上、指導権限がないので、使用中のP C B使用機器(安定器等含む)については、経済産業省で早期処理の指導を行ってほしい。
- ▶ 電気事業法の電気工作物に該当するP C B使用製品については、経済産業省の主導で掘り起こしを行い、確実に使用停止へと導いてほしい。
- ▶ 使用中の電気機器については、①処理費用が高額、②機器調査に業者委託や電力供給の停止が必要、③機器更新のための費用が必要、と事業者への経済的負担が大きい。また、通常に製品を購入・使用しただけの保有事業者が、高額な費用を負担してまで処理しなければならない理由が、排出事業者責任というのは動機づけとして弱いと感じる事業者も少なくない。実際、事業者への立入時に、国が処理すべきではないか、製造メーカーの責任はどうなっているのか、など、理解を得られないことも多い。他自治体での指導時の効果的な手段、内容等があれば、情報共有をお願いしたい。
- ▶ 事業者に、保有電気機器についてP C B含有の有無を確認するよう求めると、保守業務を委託している業者を通じて確認作業を行う場合がある。しかし、受託業者が誤った判断(微量の可能性が否定できない場合でも、検査もせず非P C Bと判断するなど)をする場合が散見される。また製造メーカーにP C B含有の有無を確認した際、使用中の微量P C B含有電気機器については廃棄時に検査をすればよく、処理期限(平成39年3月末)には捉われないと間違った説明を行う者もいた。この様な状況だと、せっかく事業者がP C B含有の有無を確認しても、誤った判断をしてしまい、期限内の処理はできない可能性も多分に出てくると思われる。
- ▶ 使用中P C B含有機器については、処理期限について現行法で規制するものはない。本市では、高濃度P C B廃棄物処理施設の閉鎖が迫っていることから保管・使用事業者処理期限までに処理するよう指導等を行い、早期処理について取り組んでいるが、使用中のものについては規制がないことを理由に保管事業者及び保安協会から非協力的な意見を受けることがある。使用中のものについても、早期処理が必要であるため、経済産業省所管の電気事業法等で規制をすべきである。
- ▶ 微量P C B汚染の可能性のある使用中のコンデンサについては、トランスとは異なり、絶縁油封じ切り機器であるため、機器に穴をあけなければ、絶縁油の採取ができず、穴

をあけたコンデンサは使用不能となる。穴をあけ採取した絶縁油を分析したものの、P C Bの汚染がなかった場合、本来廃棄する必要がない機器の処理費用のほか、代替機器の購入費用まで生じることとなるため、事業者からの理解が得られず、その対応に苦慮している。その対応策として、当該コンデンサについては、法令により使用期限の設定、絶縁油の分析実施を義務付けるほか、補助金活用等による代替機器購入支援制度を導入する等、事業者がP C B廃棄物対策に積極的に応じられるような財政的支援体制の整備が必要であると考えている。

●国の広報等について 14件

- ▶ 地方自治体による取り組みは行っているものの限界があるため、環境省として大々的な広報活動を実施してほしい。
- ▶ P C B特措法施行から約15年となるが、未だP C B廃棄物の処理の必要性を理解している人が少ない。また、来年度予定されている法改正に伴い、高濃度P C B含有製品の廃棄の義務付け、改善命令の規定の改正、代執行の規定の創設など、事業者の不利益となり得る事項も発生することから、国において、マスメディア等を用いて継続的に普及啓発を行っていただきたい。
- ▶ 各自治体主導の広報のみではなく、国民全体への影響が大きい政府広報などを国も活用すべき。
- ▶ 本県が平成24年度に実施したP C B廃棄物の掘り起こし調査では、回答した事業者の約53%がP C Bについて「知らない」と答えるなど、未だP C B処理の重要性が国民には十分認識されていない。P C B処理の重要性を国民に周知しなければ、P C B廃棄物の早期処理の促進は困難である。P C B特措法では国、都道府県等は国民の理解を深めるよう努めなければならないとされていることから、本県においても県民への周知に努めているところであるが、国においても、様々なメディア媒体を活用して国民に周知していく必要がある。
- ▶ P C Bのことを知らない事業者がまだいるので、効果的な広報が必要ではないか。
- ▶ デジタル放送移行時やメーカーによる欠陥製品の回収などの広告のように、あらゆるメディアを通じ、P C B廃棄物の期限内処理について広く国民に周知する必要があると考える。
- ▶ 各自治体の掘り起こし調査がある程度進んだ段階で、最終的には、テレビCM等を通じて、P C B廃棄物の処理についての周知が必要ではないかと考える(完全補足のためには)。
- ▶ 広報については、地方公共団体任せにするのではなく、国が積極的に(危機感を持って)広報を行うことで、広く国民に周知させる必要がある。特に人気タレント等を使ったゴールデン枠の番組内で取り上げてもらうことが効果的であると考えます。
- ▶ 自治体単位で行う広報には限界があるため、テレビやラジオ、全国紙新聞等での広報を環境省が行ってほしい(P C B処理については本社で管理しており、本社の指示がなければ支店レベルでは処理できない、という事業場もあり、全国で統一した広報が必要である)。また、各種団体(電気保安法人以外の経済関係団体も含む)の広報についても、環境省から依頼し、全国的に積極的に行ってほしい。
- ▶ 自家用電気工作物設置事業者ではない事業者は、P C Bのことを知らないところが見ら

れる。また、全国的にも掘起し調査による回答率が低いなど、PCB処理に対する事業者の緊迫感が弱く感じられる。そのため、マスメディアを利用した全国的な規模の周知が必要と考える。

- ▶ 豊田PCB処理事業所エリアのPCB廃棄物の中で安定器等・汚染物は、最も早く計画的処理完了期限が到来するので、国を挙げて大々的に安定器等・汚染物の探索、処理期限及び処理方法等についてTV、新聞等マスコミを利用したPRをしていただきたい。この事業は国策であり、各自治体で行うPRには限界がある。また、北九州PCB処理事業所でしか処分できないことから収集運搬費用の補助等の対策を講じていただきたい。
- ▶ PCBが広く知られていないため、PCB含有電気機器保有事業者の処理について意識が低い。国の責任においてマスメディアを利用した周知活動が必要である。
- ▶ 市において周知は行うが、国においてもテレビ、CM等を用いてPCB機器掘り起こしと処分に係る周知を行っていただきたい。
- ▶ 保管事業者等にPCBというものを知っていただく為にも、大々的に広報を行っていただきたい。

●低濃度PCB処理に対する処理費用軽減措置等について 10件

- ▶ 低濃度PCB廃棄物（特に微量PCB汚染廃電気機器等）についても、分析費用や処理費用の助成などに、基金を活用できる制度を創設してほしい。
- ▶ 現行の基金による支援は、高濃度PCB廃棄物の処分に限られており、収集運搬費用には適用されない。資力不足の場合、収集運搬費用がネックとなり搬出できないことが考えられることから、例えば、個人（95%補助適用）を対象に収集運搬費用の補助をする等、検討をお願いしたい。さらに、低濃度PCB廃棄物の処理については、収集運搬及び処分の補助制度がなく、近い将来、資力不足の保管事業者の処理が滞ることが懸念されることから、低濃度PCB廃棄物の処理費用の補助制度の検討をお願いしたい。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物の処理には助成制度がないため、中小企業等においては低濃度PCB廃棄物の処理費用が高濃度PCB廃棄物の処理費用を上回ることがある。高濃度PCB廃棄物と比べて危険度（濃度）が低いにも関わらず処理費用が高額となることから、保管事業者等の理解が得られないことが多いため、助成制度を設立してほしい。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物については、実態把握が進んでいない状況であり、国において実態調査を進めるとともに、分析・処理費用の助成制度の創設を要望する。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物については、分析が必要など、実態把握が難しく、処理促進について高濃度PCB廃棄物以上に困難を伴うと考える。分析の義務づけ、機器入替への補助など、実態把握、処理促進のための施策を検討してほしい。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物の処理費用についても財政措置を取ってほしい。
- ▶ 低濃度処理と言っても安価ではなく、機器の早期取替えを必要とする場合がある。特にコンデンサについては、新たに取替えをしないとPCB分析が行えない。そのため、低濃度PCBの処理を終えた事業者との公平性は欠くが、何らかの処理費用の軽減措置が必要と考える。
- ▶ 低濃度PCB機器の処理費用の助成や、低濃度と推察されたが、分析した結果、PCBが含有していなかったコンデンサの更新等費用の助成をお願いしたい。

- ▶ 毎年、届出書を提出している保管事業者より、低濃度PCB廃棄物の処理費用について、助成金や軽減措置等はないのかとの問合せ（意見）がある。高濃度PCB廃棄物については、JESCOでの中小企業等の軽減があるが、低濃度PCB廃棄物に軽減措置が無いのはおかしいとの意見である。難しいとは思いますが、国からの低濃度PCB廃棄物処理費軽減措置を全国的に実施していただければと考える。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物の処理費用について補助等の対応をお願いしたい。

●PCB廃棄物の分析に対する補助について 6件

- ▶ 低濃度PCB廃棄物（特に微量PCB汚染廃電気機器等）についても、分析費用や処理費用の助成などに、基金を活用できる制度を創設してほしい。
- ▶ PCB特措法の直接の範疇ではないと思うが、コンデンサのような密閉機器はPCB濃度分析を行うことにより結果的にPCBが含まれていなかった場合も使用できなくなる（採油により穴をあけるため）。低濃度PCBの実態把握が進まない要因の一つとなっているため、濃度分析に係る補助制度の創設などが必要と考える。
- ▶ 低濃度PCB廃棄物については、実態把握が進んでいない状況であり、国において実態調査を進めるとともに、分析・処理費用の助成制度の創設を要望する。
- ▶ 国において、PCB廃棄物保管事業者やPCB含有機器使用者へ分析、運搬、処分に対する融資制度を検討してほしい（補助については、既に処理した事業者との公平性の観点から厳しいと考える）。

参考：日本政策金融公庫「防災・環境対策資金（環境対策関連貸付）＜特例貸付＞」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/35_shoboshikin_m.html

- ▶ 低濃度PCB廃棄物については、分析が必要など、実態把握が難しく、処理促進について高濃度PCB廃棄物以上に困難を伴うと考える。分析の義務づけ、機器入替への補助など、実態把握、処理促進のための施策を検討してほしい。
- ▶ PCB濃度を分析して確定させた場合、その濃度によっては届出等が必要となり、故意に分析を行わない事業者が存在する。銘板から判断できないPCB濃度不明の電気機器については、分析をしない限りPCB含有か否か確定できない。また、PCB含有の場合でも、高濃度と微量では処分先や処理期限が異なっており、指導内容が変わってくる。これらを踏まえてPCB濃度分析を義務付けするとともに、分析費用の補助等の対策を講じていただきたい。

●PCB廃棄物の収集運搬に対する補助について 6件

- ▶ 先のPCB廃棄物処理基本計画の変更により東京エリアの安定器等・汚染物はJESCO北海道事業所で処理することとなった。特に中小企業や個人保管者にとっては運搬費が膨れ上がることとなるため、負担軽減措置を講じてほしい。
- ▶ 現行の基金による支援は、高濃度PCB廃棄物の処分に限られており、収集運搬費用には適用されない。資力不足の場合、収集運搬費用がネックとなり搬出できないことが考えられることから、例えば、個人（95%補助適用）を対象に収集運搬費用の補助をする等、検討をお願いしたい。さらに、低濃度PCB廃棄物の処理については、収集運搬及び処分の補助制度がなく、近い将来、資力不足の保管事業者の処理が滞ることが懸念

されることから、低濃度PCB廃棄物の処理費用の補助制度の検討をお願いしたい。

- ▶ 国において、PCB廃棄物保管事業者やPCB含有機器使用者へ分析、運搬、処分に対する融資制度を検討してほしい（補助については、既に処理した事業者との公平性の観点から厳しいと考える）。

参考：日本政策金融公庫「防災・環境対策資金（環境対策関連貸付）〈特例貸付〉」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/35_shoboshikin_m.html

- ▶ 微量PCBについても、処理を期限内に確実に推進するつもりがあるのであれば、処分費用や収集運搬費用の補助を実施していただきたい。
- ▶ 豊田PCB処理事業所エリアのPCB廃棄物の中で安定器等・汚染物は、最も早く計画的処理完了期限が到来するので、国を挙げて大々的に安定器等・汚染物の探索、処理期限及び処理方法等についてTV、新聞等マスコミを利用したPRをしていただきたい。この事業は国策であり、各自治体で行うPRには限界がある。また、北九州PCB処理事業所でしか処分できないことから収集運搬費用の補助等の対策を講じていただきたい。
- ▶ JESCO北九州PCB処理事業所への収集運搬費用が高額で、中小企業にとって大きな負担となっている。このため、この負担を軽減する補助制度を設ければ、処理の促進につながるものと考えられる。

●保管者の破産、死亡等に対する取扱いについて 6件

- ▶ 破産等による法人清算後に残存したPCB廃棄物について、通常は当該法人の元役員等（個人）に処理を指導しているものの、現行では承継にも譲渡が認められる場合にも該当せず、処理責任の所在が不明確となることから、その処理を指導する際の方針やマニュアル等の策定をお願いしたい。
- ▶ 破産事業者等（紛失事案を含む）が所有していたPCB廃棄物が放置されているのに対し、適正に保管している事業者には届出提出や高額な処理費用の負担を強いる法律はおかしいとの意見があった。また、事業者の声が国まで届かないので、国へ直接相談できる窓口を設けてほしいとの意見があった。
- ▶ 事業者が死去し、相続が放棄された場合の処理責任及び処理への道筋について明確にされたい。
- ▶ 事業者が認知症を発症し、事業者に家族がいなくもしくは家族が後見人となることを拒否した場合などの処理責任及び処理への道筋について明確にされたい。
- ▶ 保管者の倒産や死亡に伴い、PCB廃棄物の処理責任を引継ぐ者を明確化するために、譲渡や相続に関し、処理責任の所在を明確に示す指針を設けていただきたい（競売や相続時の放棄を防ぐため）。
- ▶ 現時点での指導と不公平感を生じない為にも、破産等により処理が滞っている事案等に対する対応策を早急に検討頂き、指針等を示していただきたい。

●届出、登録等について 6件

- ▶ PCB特措法に基づくPCB廃棄物の保管状況等届出様式について、濃度の記入欄が高濃度・低濃度に区分されており、濃度不明で届出されたものについては、便宜上低濃度で管理システムに入力することになっているが、届出様式と管理システムの濃度区分に

「濃度不明」の項目を追加してほしい。濃度不明PCB廃棄物等を保管している事業者を抽出し、濃度分析等を行うよう指導するのに資すると考えられる。

- ▶ 様式に届出者住所及び保管事業場の郵便番号記載欄を追加していただきたい。PCB廃棄物保管及び処分状況等管理システムに入力する際、その都度確認が必要となり、業務量が膨大となっている。
- ▶ 正確な情報整理、効率的情報共有のため、下記事項のシステム更改をお願いしたい。
 - ・ J E S C O登録の有無の入力欄新設
 - ・ 機器情報（製造業者名、型式、製造番号等）をエクセル出力機能の追加（産業保安監督部、J E S C O等との情報共有に使用）
 - ・ 対象年度ではない届出データも情報を入力可能に更改（処理が終了したため提出忘れを無くすために、来年度を待たず提出したい。処理契約（又は見積もり）のために届出書の提出実績が必要なために早く提出したいという事業者の要望で受け付けた届出書の情報をもれなく引継ぎ、管理するため）。
- ▶ 期限内かつ早期に処理完了させるために経なければならない手続きであることは承知しているが、事業者による登録手続きを指導する手間をかけるくらいであれば、むしろ自治体が保有する特措法届出データを活用し、登録する方法を検討していただきたい。
- ▶ J E S C Oで処分する事業者の中には、PCB特措法第8条の届出を未提出のままの者もいる。J E S C O登録時にPCB特措法第8条の届出の有無を確認するシステムを整えてほしい。
- ▶ J E S C Oに登録する際、安定器や汚染物はドラム缶やペール缶に入れた重量のみでの登録の場合が多く、PCB特措法第8条の届出台数と一致しているかどうかの確認がとれないことがある。登録時に全てのPCB廃棄物を登録しているのかどうかの確認を行えるようにしてほしい。

●法律等について 7件

- ▶ 無害化処理認定について、内容の変更に係る制度がないため、処理施設の能力増強や、特に洗浄処理における新規処理場所の追加を行う際には、改めて1から無害化処理認定申請を実施し、新規申請とほぼ同様告示縦覧や意見提出の手続きを行っており、事業者にとって非常に効率が悪いと考える。変更届等の整備拡充を進めてほしい。PCB特措法に基づくPCB廃棄物の保管状況等届出様式について、濃度の記入欄が高濃度・低濃度に区分されており、濃度不明で届出されたものについては、便宜上低濃度で管理システムに入力することになっているが、届出様式と管理システムの濃度区分に「濃度不明」の項目を追加してほしい。濃度不明PCB廃棄物等を保管している事業者を抽出し、濃度分析等を行うよう指導するのに資すると考えられる。
- ▶ PCB特別措置法改正後の行政処分等（行政代執行含む）の具体的な手順について明確に示すことが必要。
- ▶ PCB特措法は、廃棄物処理法の特別法の位置づけであり、産業廃棄物となったPCB使用製品等について、その処分・保管等について規定を置いたものであり、県の産業廃棄物担当課が指導を行ってきたものである。一方、これまで使用中のPCB使用製品については、使用の状況から廃止の状況の報告まで、電気事業法及び同法電気関係報告規

則に基づき経済産業省が指導を行っている。このことを踏まえると、PCBが含まれた製品の使用停止の義務付とその指導は、経済産業省が中心となって行うべきものであり、産業廃棄物の指導権限を有する都道府県市が改善命令等により、使用中のものを停止させ、廃棄物となるように指導することとは適切でない。また、都道府県においては、トランスを始めとするPCBが含まれる製品の使用者を把握しておらず、その根拠となる国作成の自家用工作物設置者のデータは、国のワーキンググループの資料でも述べられている通り、不完全なものである。さらに、現状において、事業者が、高額な自己負担をしてPCB含有機器の取り換え及び処理することについて理解を得ている状態にない。製品を購入しただけであり、有害な製品を製造した製造者の責任で処分すべきであるとして使用停止や処分に応じようとする事業者が一定程度ある状況。このことは、今まで使用中の機器について十分な対応を行っていない国（経産省）により起こった事態である。このため、産業廃棄物となり県に指導権限が移るまでは、責任を持って国（経産省）が対応をするべきである。

- ▶ PCB特措法第10条及び第16条において、「事業者の処分期限内での処分及びその履行がなされない場合の、環境大臣又は都道府県知事に改善命令が出来る」旨が定められている。さらに第19条において、環境大臣の命令は「緊急の必要があると認められる場合」に限られている。現在、JESCOに対して、機器登録等を行っている事業者で、実際の処分までの手続きを行わない事業者がある一定量存在していることを把握している。このような事業者に対しては、機器登録をしているため、一方的に、処分の意思がないとの判断ができないため、現状では、処分期限まで改善命令が出来ないと考えている事例がある。今回の改正が現行の制度とどのように違うのか判然としないが、国において、このような事業者への指導を（緊急の必要性にかかわらず）可能とする根拠規定を設けて指導をすべきであると考ええる。
- ▶ 高濃度PCB含有製品は、健康被害をもたらすその有毒性ゆえに国際的に使用廃止が求められている材料で組み立てられたいわば欠陥製品であるため、社会通念上、メーカーや輸入業者が該当する製品を無償で回収し、修理又は補償する、いわゆるリコールの対象とすべきものと考えられる。したがって、PCB特措法第15条の規定に基づき、環境大臣は、高濃度PCB含有製品のメーカー等に対し、左の掘り起こし調査や周知等に主体的に取り組むよう要請すべきであると考ええる。
- ▶ 高濃度PCB含有物の使用が許容されている限り、当該物を廃棄物として左の期限内に処理させることはほとんど不可能であることから、左の期限内に処理させるべき当該物を政省令で特定、明示し、その使用を罰則付きの法律で禁止すべきである。
- ▶ 行政手続法改正により、行政指導の際には根拠を明確にすることが求められている。PCB特措法等の改正にあたっては、適正に指導が行えるようにしてほしい（環境省より自治体に対し、国のPCB廃棄物処理基本計画を根拠として、JESCOの計画的処理完了期限や使用中のPCB含有機器について指導するよう求めているが、根拠として不十分と考える）。

●PCB汚染物の入口基準等について 4件

- ▶ 現状では、PCB廃棄物のいわゆる入口基準が設定されていないため、卒業基準以下の

濃度であっても、PCBが検出された廃棄物はPCB廃棄物に該当すると解釈できるが、「卒業基準以下の廃棄物をPCB廃棄物として処理する意味はあるのか。」といった問い合わせや、そもそも入口基準と卒業基準を混同した照会が増えており、対応に苦慮している。今後、入口基準を設定しないのであれば、PCBが極微量でも検出された場合はPCB廃棄物として扱うよう、通知の発出等により周知していただきたい。(都道府県ごとに対応が異なるといった情報もあり、統一的な見解が必要)。

- ▶ 高濃度PCB廃棄物に比べて低濃度PCB廃棄物は、非常に大量に存在していることから、期限内の処分は困難なことが予想される。そのため、濃度基準を50 mg/kgに引き上げたり、汚染物の入り口基準を設定する等の対策を講じる必要があると考えられる。
- ▶ 汚染物がPCB廃棄物に該当するかどうかの問い合わせがあるが、PCB汚染物の入口基準が設けられておらず、判断に苦慮することが多いので、PCB汚染物の検査方法を示してほしい。
- ▶ PCB廃棄物の該当性に係る入口基準に関して、平成28年1月29日に行われた「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策に係る説明会」の際に、「テクニカル上、難しいが検討している」との回答があったと思われる。入口基準の改訂の有無は事業者における処理のタイミングを遅らせることに繋がるので、どうか早期のご判断をお願いしたい。

●PCBの製造責任者等について 3件

- ▶ 高濃度PCB含有製品は、健康被害をもたらすその有毒性ゆえに国際的に使用廃止が求められている材料で組み立てられたいわば欠陥製品であるため、社会通念上、メーカーや輸入業者が該当する製品を無償で回収し、修理又は補償する、いわゆるリコールの対象とすべきものと考えられる。したがって、PCB特措法第15条の規定に基づき、環境大臣は、高濃度PCB含有製品のメーカー等に対し、左の掘り起こし調査や周知等に主体的に取り組むよう要請すべきであるとする。
- ▶ メーカーにおいて、自社のPCB使用製品に対しての情報提供・対応が十分でなく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への参加もない。製造者としての責任を十分に果たすべきと考える。
- ▶ 製造事業者は、「PCB廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求められる」とされているが、平成13年度～15年度に「480,800,000(円)」の拠出があつて以来、一度も出えんされていない現状である。PCB廃棄物保管事業者から製造者責任を主張されることも多く、その際の説明の参考としたいため、製造事業者から出えんがなされない背景、製造事業者とどのようなやり取りをされているのかについてご教示いただきたい。

●その他 17件

- ▶ PCB特措法第8条の違反事例について
通常の立入調査ではなく、同法第8条違反の疑いを目的とした聞き取り調査や立入調査でなければ判明しないため、「今年度初めて届出がなされたが、数年前から保管していた。」事案については、カウントしていない。また、この調査の結果が何に役立つかわ

からない。

【環境省への調査方法の提案】

- ・電気関係報告規則に基づく届出データとの突合で覚知した同違反件数
- ・掘り起こし調査で覚知した同違反件数
(・立入調査で覚知した同法違反件数) といったような調査がベターではないか。
- ▶ 期限内処理に向け計画的に進めていくためには、経産省の電気事業法データ(自家用電気工作物の設置状況)、環境省・都道府県のPCB特措法データ(PCB廃棄物の保管状況)、JESCO※のデータ(高濃度PCB廃棄物の処理予定、処理実績)などを一元化し管理することが必要。
- ▶ 建設工事に伴ってPCB廃棄物が発見されることがある。その為建設業者や電気工事業者に対し、事前に撤去する電気機械についてPCB廃棄物の有無の確認および所有者への確認結果の説明を実施させ、所有者に届出やJESCOへの登録を促す等の対応が必要であると考えます。
- ▶ 保管場所が会社跡地で無人の状態であり、保管事業者は県外にいるため、電話による口頭指導および郵送による文書指導を行っているものの接触に苦慮しており、改善もみられないことから、都道府県間の連携強化が求められる。
- ▶ PCB廃棄物の紛失事案については、事業者に紛失したPCB廃棄物を検索するよう行政指導しているが、現行法や今回の法改正においてPCBの紛失事案は想定されていない為、処理を指導する際の方針やマニュアル等の策定をお願いしたい。また、JESCO処理施設の稼働終了後に発見される高濃度PCB廃棄物の処理について対策を検討する必要がある。
- ▶ 早期処理を促進するために勧告(これに従わなかった場合の公表)を法制化してはどうか。
- ▶ スクラップ業者に含有の有無が不明なトランスなどが持ち込まれていることがある。また、絶縁油の含有の有無を確認しないまま抜油を行った例もあることから、スクラップ業者や廃油を取り扱う業者への周知、啓発が必要。
- ▶ PCB廃棄物を保管するにあたり、廃棄物本体をコンクリートで固めた案件がある。このような処理困難PCB廃棄物について、対応策を情報共有できる場を作っていただきたい。
- ▶ 全ての高濃度PCB廃棄物を期限内に適正処理するために、JESCOに登録されているPCB廃棄物等の情報開示方法の工夫が必要。
- ▶ PCB廃棄物を紛失した保管事業者に対しては、PCB特措法又は廃棄物処理法上の取扱いが不明確であり、対応に苦慮している。適正に処分を行った保管事業者との公平性を担保するためにも、紛失事例に対してとるべき対応方法を示していただきたい。
- ▶ 不動産取引において、電気設備の一部にPCB含有機器を使用した建物やPCB廃棄物が残置された建物を、その認識がないまま売買がなされ、その処理を巡ってトラブルとなることが散見される。PCB廃棄物に係る事項を重要事項説明などの一部としていただきたい。
- ▶ 各メーカー毎に確実にPCBが不含である製造年・型式がわかるようであれば、それらの一覧表があると良い。

- ▶ 高濃度PCBの処理を中小企業の保管事業者に代わって、市が代執行で処理する場合、処理費用は中小企業の軽減措置を受けた額となるのか？
- ▶ 立入調査を実施した際、キュービクル内など確認するが、実際に感電の恐れがどれだけあるものかなどの知識はなく、十分な確認等が行えない。また実際、高圧トランス、高圧コンデンサ以外に、PCBを含有している恐れのある機器がどういったものなのかといった知識もなく、どこまで確認作業が十分に行えているのかと不安を感じる。
- ▶ 高濃度PCB廃棄物の処理について、JESCOへ登録したが期限内に処理できなかった場合、PCB特別措置法に違反するのか、経過措置等の対応策があるか不明確である。
- ▶ 電気保安協会に電気設備の点検を委託している事業者については、電気保安協会からもPCBの周知をしていただきたい。
- ▶ 東京JESCOエリアの場合、ウエスのみを北海道で処理するケースがある。この場合、ウエスをビニール袋で梱包し、JESCOが用意するドラム缶に同梱することで、事業者はペール缶などを用意する必要がなく、容器重量に係る処理費や、収集運搬費を効率化することができると考えられる。北海道JESCOではこの方法を認めていないという回答であったが、どうか環境省において処理推進の一策として検討してもらいたい。